【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2023年8月1日提出

【計算期間】 第8計算期間

(自 2022年5月10日 至 2023年5月8日)

【ファンド名】 DCスマート・アロケーション・Dガード

【発行者名】 大和アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 小松 幹太

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 西脇 保宏

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3431

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、値動きの異なる7つの資産クラスに分散投資を行なうとともに、Dガード戦略により 基準価額の下落を抑制し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型投信 追加型投信	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株	年1回	グローバル (含む日本)		
中小型株 債券	年2回	日本		
一般公債	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)
社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州 アジア オセアニア		
不動産投信 その他資産 / 鎖脈腫(脂齢 難励後)	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ・	なし
題(統式、養務、その地質(統領 、複数大物、養品大物)) /	日々		ファンズ	(2022/2020)
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中近東 (中東) エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1)商品分類の定義

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

		有価証券報告書(内国技
単位型・	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の
追加型		追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ
		従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象	国内	目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいま
地域		す。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国
		内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を
		実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
資産		に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信(リー	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
	 	に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券
		を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に株式、債券、不動産投信(リート)以外の資産を源泉とする
		旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信(リート)およ
		びその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉
		とする旨の記載があるもの
独立区分	`	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	マネージメント・	
	ファンド)	
		「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRF
	リザーブ・ファン	
	ド)	
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480
		号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならび
		に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定
		する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨
		の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必
		要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

(注2)属性区分の定義

「有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

おきれて ままれて ままれて				有価証券報告書(内国技
本の		株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
中小型株 目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの (債券 一般 公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの公債 目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。)に主として投資する旨の記載があるもの 社債 目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの その他債券 目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの 格付等クレ目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの 格付等クレ目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載がある属性 不動産投信 目論見書等において、主として不動産投信(リート)に投資する旨の記載があるもの 資産複合 目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リート)以外に投資する旨の記載があるもの 資産複合 資産配目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの 資産複合 資産配目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ分変更型 いては固定的とする旨の記載があるもの担ては、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの 年1回 目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの年4回 目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの年6回(隔月) 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの年1回(毎月) 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの日々目論見書等において、年1回(毎月)決算する旨の記載があるもの日々目論見書等において、年1回(毎月)決算する旨の記載があるもの日々目論見書等において、年1回(毎月)決算する旨の記載があるもの日々目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの日々目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの日々目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの日々	資産		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があ
横参 一般 公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの公債 目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。)に主として投資する旨の記載があるもの社債に主として投資する旨の記載があるものその他債券目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの格付等クレ目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるまの。 「本動産投信 目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載がある。 「本動産投信 目論見書等において、主として不動産投信(リート)に投資する旨の記載があるものをの過産複合 目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リート)以外に投資する旨の記載があるもの資産複合 質産配目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの資産複合 資産配目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの治産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの年1回 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの年4回 目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの年6回(隔月) 目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの年1回(毎月) 目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの日々目自論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの日々日回(毎月)日論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの日々日食回(毎月)日論見書等において、年1回(毎月)決算する旨の記載があるもの日々日				るもの
一般 公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの公債 目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債 (地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。)に主として投資する旨の記載があるもの 社債 目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの その他債券 目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの 格付等クレ 目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるまの 国論見書等において、主として不動産投信(リート)に投資する旨の記載があるもの 日論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リート)以外に投資する旨の記載があるもの 資産複合 資産配 目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの 資産複合 資産配 目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの 資産複合 資産配 目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの 第年1回 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの 年6回(隔月) 目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの 年6回(隔月) 目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの 年12回(毎月) 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの 日々回 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの 日々回 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの 日々回 目論見書等において、年1回(毎月)決算する旨の記載があるもの 日々回 目論見書等において、年1回(毎月)決算する旨の記載があるもの 日々回 目論見書等において、年1回(毎月)決算する旨の記載があるもの 日食回、日本に表述ないます。			中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載が
公債 目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債 (地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。)に主として投資する旨の記載があるもの 社債 目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの その他債券 目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの 格付等クレ 目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載がある属性 不動産投信 目論見書等において、主として不動産投信(リート)に投資する旨の記載があるもの その他資産 目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リート)以外に投資する旨の記載があるもの 資産複合 資産配 対路 では固定的とする旨の記載があるもの 資産複合 資産配 対応 できる旨の記載があるもの 資産複合 資産配 対応 できる旨の記載があるもの 資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの 資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの 資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載があるもの 年1回 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの 年2回 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの 年6回(隔月) 目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの 年1回 目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの 年1回 目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの 年1回 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの 年1回 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの 日々回 目論見書等において、年1回(毎月)決算する旨の記載があるもの 日々回 目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの 日食回 目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの 日食回 目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの 日食回 日報見書等において、日々決算する旨の記載があるもの 日食回 日報見書等において、日々決算する旨の記載があるもの 日食回 日報見書等において、日々決算する旨の記載があるもの 日食回 日報見書				あるもの
(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。)に主として投資する旨の記載があるもの 社債 目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの その他債券 目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの 格付等クレ 目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載がある属性 不動産投信 目論見書等において、主として不動産投信(リート)に投資する旨の記載があるもの その他資産 目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リート)以外に投資する旨の記載があるもの 資産複合 目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ分固定型 いては固定的とする旨の記載があるもの 資産複合 資産配目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ分固定型 いては、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの 年1回 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの年4回 目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの年6回(隔月) 目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの年1回(毎月)目論見書等において、年1回(毎月)決算する旨の記載があるもの年1回(毎月)目論見書等において、年1回(毎月)決算する旨の記載があるもの日々目論見書等において、年1回(毎月)決算する旨の記載があるもの日々		債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
す。)に主として投資する旨の記載があるもの 社債 目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの その他債券 目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの 格付等クレ目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があジットによる場合 目論見書等において、主として不動産投信(リート)に投資する旨の記載があるもの その他資産 目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リート)以外に投資する旨の記載があるもの 資産複合 資産配目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの 資産複合 資産配目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ分固定型 いては固定的とする旨の記載があるもの資産複合 資産配目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につけては、機動的な変更を行なう旨の記載があるものに対しては、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの年1回目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの年2回目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの年6回(隔月)目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの年1回(毎月)目論見書等において、年1回(毎月)決算する旨の記載があるもの日々目論見書等において、年1回(毎月)決算する旨の記載があるもの日々目論見書等において、年1回(毎月)決算する旨の記載があるもの日々			公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債
社債 目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの その他債券 目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの 格付等クレ 目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの る属性 不動産投信 目論見書等において、主として不動産投信(リート)に投資する旨の記載があるもの その他資産 目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リート)以外に投資する旨の記載があるもの 資産複合 資産配 目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの 資産複合 資産配 目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの 資産複合 資産配 目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものはては、機動的な変更を行なう旨の記載があるものとする旨の記載があるもの年2回 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの年2回 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの年6回(隔月) 目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの年12回(毎月) 目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの年12回(毎月) 目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの日々				(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みま
をの他債券 目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの格付等クレ目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載がある ものる属性 不動産投信 目論見書等において、主として不動産投信(リート)に投資する旨の記載があるものその他資産 目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リート)以外に投資する旨の記載があるもの資産複合 資産配目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの資産複合 資産配目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ分固定型 いては固定的とする旨の記載があるもの資産複合 資産配目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ分変更型 いては、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの 年1回 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの年4回 目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの年6回(隔月) 目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの年12回(毎月) 目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの年12回(毎月) 目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの日々 目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの				す。)に主として投資する旨の記載があるもの
その他債券 目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの 格付等クレ 目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの る属性 不動産投信 目論見書等において、主として不動産投信(リート)に投資する旨の記載があるもの その他資産 目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リート)以外に投資する旨の記載があるもの 資産複合 資産配 日論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの 資産複合 資産配 日論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの 日論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの 年1回 日論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの 年2回 日論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの 年6回(隔月) 日論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの 年1回(毎月) 日論見書等において、年1回(毎月)決算する旨の記載があるもの 年12回(毎月) 日論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの 日々 日論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの 日前見書等において、日々決算する旨の記載があるもの 日々 日論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの 日本の 日本の 日論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの 日本の			社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資す
接付等クレ目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があジットによるもの る属性 不動産投信 目論見書等において、主として不動産投信(リート)に投資する旨の記載があるもの その他資産 目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リート)以外に投資する旨の記載があるもの 資産複合 質産配目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの 資産複合 資産配目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ分固定型 いては固定的とする旨の記載があるもの 資産複合 資産配目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ分変更型 いては、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの 年1回 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの 年2回 目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの 年6回(隔月) 目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの 年12回(毎月) 目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの 年12回(毎月) 目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの 日々 目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの 日々 日論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの 日々 日論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの 日々 日論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの 日々 日論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの 日本記述は、日本に対して、日々決算する旨の記載があるもの 日本記述は、日本に対して、日本に対し、日本に対して、日本に対し、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対し、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対し、日本に対して、日本に対し、日本に対し、日本に対し、日本に対し、日本に対し、日本に対し、日本に対し、日本に対し、日本に対し、日本に対し、日本に対し、日本に対し、日本に対し、日				る旨の記載があるもの
格付等クレ目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があジットによるもの 日論見書等において、主として不動産投信(リート)に投資する旨の記載があるもの 子の他資産 日論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リート)以外に投資する旨の記載があるもの 資産複合 資産を投資する旨の記載があるもの 資産複合 資産配目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ分固定型 いては固定的とする旨の記載があるもの 資産複合 資産配目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ分変更型 いては、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの 日論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの 年2回 日論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの 年4回 日論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの 年6回(隔月) 日論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの 年1回(毎月) 日論見書等において、年1回(毎月)決算する旨の記載があるもの 日々 日論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの 日々 日論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの 日々			その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投
ジットによる制度 目論見書等において、主として不動産投信(リート)に投資する旨の記載があるもの その他資産 目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リート)以外に投資する旨の記載があるもの 資産複合 資産配 目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの 資産複合 資産配 日論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ分固定型 いては固定的とする旨の記載があるもの 資産複合 資産配 日論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものとする旨の記載がないもの 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの 年2回 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの 年6回(隔月) 目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの 年1回(毎月) 目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの 日々 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの				資する旨の記載があるもの
本動産投信			格付等クレ	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があ
不動産投信 目論見書等において、主として不動産投信(リート)に投資する旨の記載があるもの 目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リート)以外に投資する旨の記載があるもの 資産複合 目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの り間論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ分固定型 いては固定的とする旨の記載があるもの 資産複合 資産配 目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ分変更型 いては、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの 日論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの 年2回 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの 年4回 目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの 年6回(隔月) 目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの 年12回(毎月) 目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの 日々 目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの 日々			ジットによ	るもの
る旨の記載があるもの その他資産 目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リート)以外に投資する旨の記載があるもの 資産複合 目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの 資産複合 資産配目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ分固定型 いては固定的とする旨の記載があるもの 資産複合 資産配目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ分変更型 いては、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの 年1回 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの年2回 目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの年4回 目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの年6回(隔月) 目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの年12回(毎月) 目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの日々 目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの			る属性	
その他資産 目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リート)以外に投資する旨の記載があるもの 資産複合 目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの 資産複合 資産配 目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ分固定型 いては固定的とする旨の記載があるもの 資産複合 資産配 目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ分変更型 いては、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの 年1回 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの 年2回 目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの 年6回(隔月) 目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの 年1回(毎月) 目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの 年1回(毎月) 目論見書等において、年1回(毎月)決算する旨の記載があるもの 日々 目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの				目論見書等において、主として不動産投信(リート)に投資す
ト)以外に投資する旨の記載があるもの 資産複合 目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの 資産複合 資産配 目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ分固定型 いては固定的とする旨の記載があるもの 資産複合 資産配 目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ分変更型 いては、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの 年1回 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの年2回 目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの年4回 目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの年6回(隔月) 目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの年12回(毎月) 目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの日々 目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの				る旨の記載があるもの
資産複合 目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの 資産複合 資産配 日論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの 資産複合 資産配 日論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの 年1回 日論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの年2回 日論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの年4回 日論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの年6回(隔月) 日論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの年12回(毎月) 日論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの日々 日論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの				目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リー
るもの 資産複合 資産配 目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ 分固定型 いては固定的とする旨の記載があるもの 資産複合 資産配 目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ 分変更型 いては、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの 年1回 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの 年2回 目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの 年4回 目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの 年6回(隔月) 目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの 年12回(毎月) 目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの 日々 目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの				ト)以外に投資する旨の記載があるもの
資産複合 資産配 目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ		資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があ
分固定型 いては固定的とする旨の記載があるもの 資産複合 資産配 目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ 分変更型 いては、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固 定的とする旨の記載がないもの 決算頻度 年1回 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの 年2回 目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの 年4回 目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの 年6回(隔月) 目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの 年12回(毎月) 目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの 日2回 目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載がある もの				
資産複合 資産配 目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ 分変更型 いては、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固 定的とする旨の記載がないもの 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの 年2回 目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの 年4回 目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの 年6回(隔月) 目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの 年12回(毎月) 目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの 年12回(毎月) 目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載がある もの 日々 目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの				
分変更型 いては、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの 決算頻度 年1回 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの 年2回 目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの 年4回 目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの 年6回(隔月) 目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの 年12回(毎月) 目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの 日々 目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの				
定的とする旨の記載がないもの				
決算頻度年1回目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの年2回年4回目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの年4回年6回(隔月)目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの年12回(毎月)日論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの日々目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの日々				いては、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固
年2回 目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの 年4回 目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの 年6回(隔月) 目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの 年12回(毎月) 目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの 日々 目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの				
年4回 目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの年6回(隔月) 目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの年12回(毎月) 日論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの日々 目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの				
年6回(隔月) 目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの 年12回(毎月) 目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載がある もの 日々 目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの				
年12回(毎月) 目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載がある もの 日々 目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの				目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
もの日々目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの		年6回(隔月)		目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
日々 目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの		年12回	` ′	目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載がある
		,		もの
その他 上記属性にあてはまらないすべてのもの		日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
		その他		上記属性にあてはまらないすべてのもの

	-	有恤証券報告書(內国科
	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を 源泉とする旨の記載があるもの
地域	 日本	- 原泉と9〜自の記載かの〜もの - 目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を
		日調兄音寺にのいて、組入員座による投員収益が日本の負産を 源泉とする旨の記載があるもの
	 北 米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資
	· · ·	産を源泉とする旨の記載があるもの
	区欠州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資
		産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くア
		ジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地
		域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の
		資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域
	1,55	の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東(中東)	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の
		資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング
		地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があ るもの
投資形態	ファミリーファン	1000 目論見書等において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ
汉兵//恣	ド	ロ
	'	るもの
	ファンド・オブ・	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファン
	ファンズ	ド・オブ・ファンズ
為替へッ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為
ジ		替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があ
		るものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象イン	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨
デックス		の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす
		旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめ
#± T# ##	- 711 - * - 7 11	ざす旨の記載があるもの 日於日書祭において、派生帝日本 & w ぶ 日的以外に用い、様格
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極 的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは
		的に投員を行なつこともに合権指数・員座寺への建勤もしては 逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)をめざす
		医性動(
	 条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組
	NIII) Œ/I) Œ	みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還
		価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値
		により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があ
		るもの
	ロング・ショート	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求
		をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を
1		めざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれ
		にも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるも
		0

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレスhttp://www.toushin.or.jp/)をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

値動きの異なる7つの資産クラスに分散投資を行ないます。 ●次の資産クラスに投資します。



※各資産クラスへの投資にあたっては、各市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を 行ないます。

超長期国債とは

- ◆一般に、償還までの期間が10年を超える国債をさします。
- ◆償還までの期間が短い国債と比較して、金利が変動したときの価格変動が大きくなります。

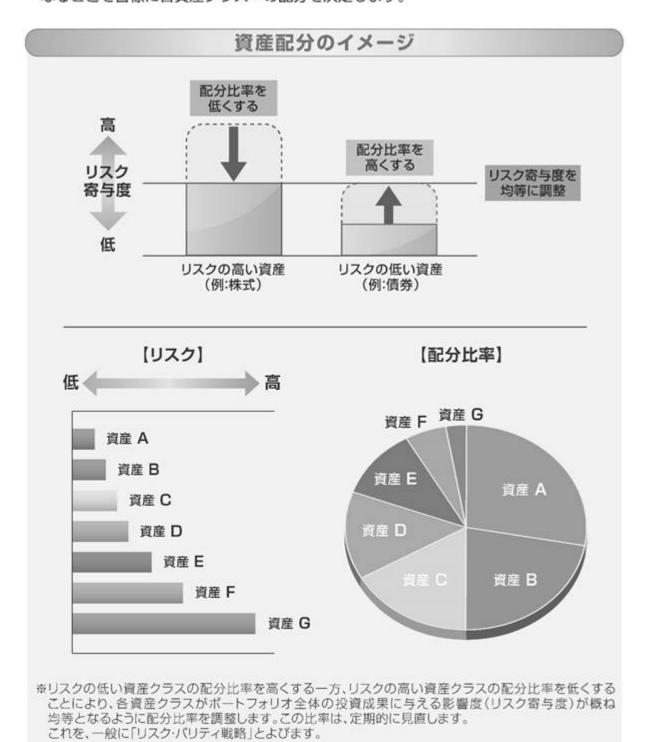
ハイイールド債券とは

- ◆格付会社によってBB格相当以下に格付けされている社債のことです。
- ◆一般に、投資適格債券(BBB格相当以上の債券をいいます。)と比較して信用度が低い反面、利回りが高いという特徴があります。

商品(コモディティ)とは

◆身近にあるさまざまな製品の原材料になるもので、主要な品目としては、原油や天然ガスなどの「エネルギー」、金・銀や銅・アルミニウムなどの「金属」、そして小麦・トウモロコシや生牛・豚赤身肉などの「農畜産物」などがあり、商品先物取引を通じて投資するのが一般的な投資方法です。

●分散投資を行なうにあたっては、各資産クラスから受ける基準価額への影響が均等になることを目標に各資産クラスへの配分を決定します。



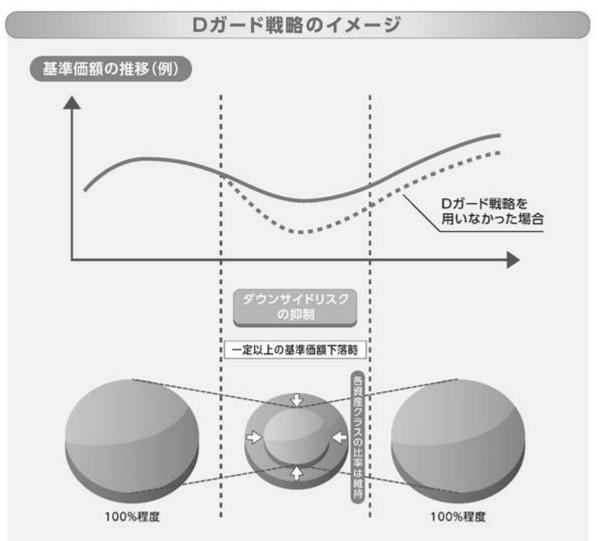
◎上図は当ファンドの資産配分について分かりやすく説明するためのイメージであり、各資産クラスのリスク 寄与度の大きさ等を正確に表すものではありません。 また、実際に上記配分比率での運用を行なうことや、当ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するもの

ではありません。

2

ファンドの基準価額下落を抑制することを目的とした Dガード戦略を用います。

- ●大和アセットマネジメントが定めた率を上回る基準価額の下落が生じた場合には、各 資産クラスの配分比率合計を引き下げ、基準価額のさらなる下落を抑制することを目標 とします。
- ●Dガード戦略によって資産クラスを組み入れなかった部分については、わが国の短期 金融商品等による安定運用を行ないます。



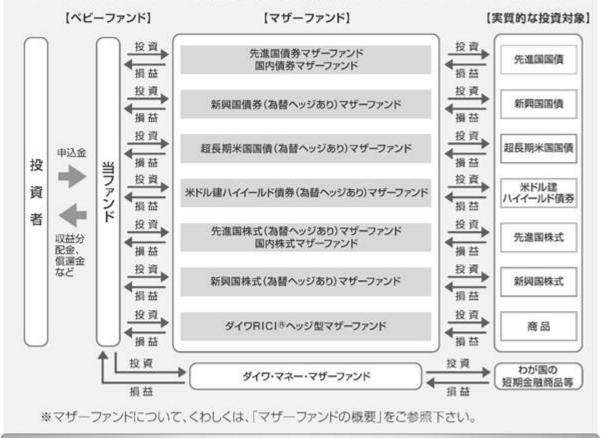
※Dガード戦略とは、各資産クラスの配分比率合計を引き下げ、下落リスクを抑制することを目的とするものです。 当戦略は、特定期間における基準値からの下落度合いに応じて配分比率の合計を引き下げます。 その後、基準価額が上昇するなどで下落度合いが改善した場合、配分比率合計を高位に引き上げます。 「Dガード戦略」の「D」とは、「Downside risk」の「D」をさします。

◎上図は当ファンドの戦略について分かりやすく説明するためのイメージです。 当ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資産をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



マザーファンドにおいて、株価指数先物取引または債券先物取引を利用することがあります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。

3

当ファンドは、確定拠出年金制度を利用する場合、またはこれに類する 前払退職金等の積立てを目的とした定時定額購入等により購入の 申込みを行なう場合に限り購入できます。

4

毎年5月8日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、 収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 収益分配金は、自動的に再投資されます。

〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益 (評価益を含みます。) 等とします。
- ②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の 水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を 行なわないことがあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- ●株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- ●外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- (2)【ファンドの沿革】

2015年3月26日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

受益者

お申込者

収益分配金(注)、償還金など お申込金(3)

お取扱窓口

受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社 との契約(1)に基づき、次の業務を行ないま す。

販売会社

受益権の募集の取扱い

一部解約請求に関する事務

収益分配金、償還金、一部解約金の支払い

に関する事務

など

1

収益分配金、償還金など お申込金(3)

委託会社

大和アセットマネ ジメント株式会社 当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(2)の委託者であり、次の業務を行ないます。

受益権の募集・発行

信託財産の運用指図

信託財産の計算

運用報告書の作成 など

運用指図

2

損益 信託金(3)

受託会社

三井住友信託銀行 株式会社

再信託受託会社: 株式会社日本カス トディ銀行 信託契約(2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など

損益 投資

投資対象

内外の株式、株価指数先物取引、債券、 商品先物取引およびETF など (ファミリーファンド方式で運用を行ないます。)

(注)収益分配金は自動的に再投資されます。

- 1:受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払い に関する事務の内容等が規定されています。
- 2:「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- 3:販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会 社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

- <委託会社の概況(2023年5月末日現在)>
- ・資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・沿革

1959年12月12日 大和証券投資信託委託株式会社として設立

1960年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

1960年 4月 1日 営業開始

1985年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

1995年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問

業の登録を受ける。

1995年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任

契約にかかる業務の認可を受ける。

2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみ

なされる。

(金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第352号)

2020年 4月 1日 大和アセットマネジメント株式会社に商号変更

・大株主の状況

名 称	住 所	所有	比率
		株式数	
		株	%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525	100.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主要投資対象

次の各マザーファンド(以下総称して「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

- 1. 先進国債券マザーファンドの受益証券
- 2. 国内債券マザーファンドの受益証券
- 3.新興国債券(為替ヘッジあり)マザーファンドの受益証券
- 4. 超長期米国国債(為替ヘッジあり)マザーファンドの受益証券
- 5. 米ドル建ハイイールド債券(為替ヘッジあり)マザーファンドの受益証券
- 6. 先進国株式(為替ヘッジあり)マザーファンドの受益証券
- 7. 国内株式マザーファンドの受益証券
- 8.新興国株式(為替ヘッジあり)マザーファンドの受益証券
- 9. ダイワRICI ヘッジ型マザーファンドの受益証券
- 10. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

投資態度

- イ.主として、マザーファンドの受益証券を通じて、次の資産クラスに投資を行ない、安定した収益 の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
 - 1. 先進国国債(含む日本)
 - 2. 新興国国債
 - 3. 超長期米国国債
 - 4.米ドル建ハイイールド債券
 - 5. 先進国株式(含む日本)
 - 6.新興国株式
 - 7. 商品
- ロ.上記イ.の各資産クラスへの配分は、各資産クラスから受ける基準価額への影響が均等になることを目標に決定します(リスク・パリティ戦略)。また、委託会社が定めた率を上回る基準価額の

下落が生じた場合に、各資産クラスの配分合計を引き下げ、基準価額のさらなる下落を抑制することを目標とします(Dガード戦略)。

- 八.各資産クラスの為替ヘッジについては、マザーファンドにおいて次の方針に基づきます。
 - 1.上記イ.1.の資産クラスについては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
 - 2.上記イ.2.から7.までの資産クラスの外貨建資産については、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
- 二.当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
- イ.有価証券
- ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5) 、 および に定めるものに限ります。)
- 八.約束手形
- 二. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ、為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1.から10.までに掲げる親投資信託(以下総称して「マザーファンド」といいます。)の受益証券、ならびに次の11.から31.までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 先進国債券マザーファンドの受益証券
- 2. 国内債券マザーファンドの受益証券
- 3.新興国債券(為替ヘッジあり)マザーファンドの受益証券
- 4. 超長期米国国債(為替ヘッジあり)マザーファンドの受益証券
- 5.米ドル建ハイイールド債券(為替ヘッジあり)マザーファンドの受益証券
- 6. 先進国株式(為替ヘッジあり)マザーファンドの受益証券
- 7. 国内株式マザーファンドの受益証券
- 8.新興国株式(為替ヘッジあり)マザーファンドの受益証券
- 9. ダイワRICI ヘッジ型マザーファンドの受益証券
- 10.ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券
- 11. 株券または新株引受権証書
- 12. 国債証券
- 13. 地方債証券
- 14.特別の法律により法人の発行する債券

- 15. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 16.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 17.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 18.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい ます。)
- 19.特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 20. コマーシャル・ペーパー
- 21.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および 新株予約権証券
- 22.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前11.から前21.までの証券または証書の性質を有するもの
- 23.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 24.投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項 第11号で定めるものをいいます。)
- 25. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 26.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、 有価証券にかかるものに限ります。)
- 27.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 28. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 29.受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 30. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 31.外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前29.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前11.の証券または証書ならびに前22.および前27.の証券または証書のうち前11.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前12.から前16.までの証券ならびに前24.の証券のうち投資法人債券ならびに前22.および前27.の証券または証書のうち前12.から前16.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前23.の証券および前24.の証券(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

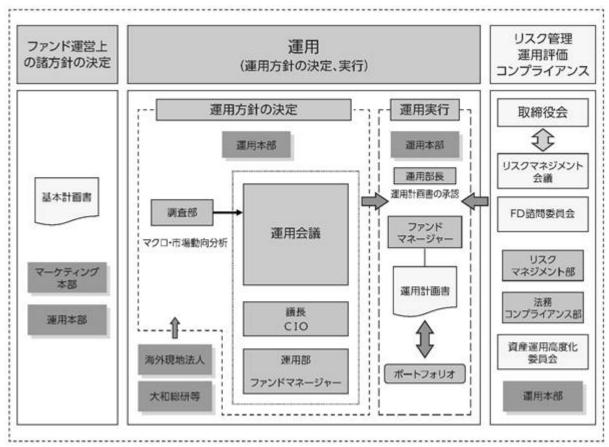
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

前 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3)【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ.基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

口.基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

八.運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された 基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから 提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、 承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則に よって、次のように定められています。

イ.CIO(Chief Investment Officer)(1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定
- 口.Deputy-CIO(0~5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ.インベストメント・オフィサー(0~5名程度)

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

二.運用部長(各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ. 運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ.ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

リスクマネジメント会議、FD諮問委員会および資産運用高度化委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は35~45名程度です。

イ・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

口.FD諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項 について、取締役会に意見を述べます。

八.資産運用高度化委員会

資産運用高度化への取組みについて報告・検討し、必要事項を審議・決定します。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託 会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は2023年5月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎計算期末に、次の方針に基づいて分配します。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。

原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案 して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5)【投資制限】

マザーファンドの受益証券(信託約款)

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式(信託約款)

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- 口.前イ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資信託証券(信託約款)

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に 上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券(以下「上場投資信託証券」といいます。)を除きます。)の 時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲(信託約款)

- イ.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ.前イ.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投 資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の新株引受権証券等(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ロ.前イ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株 予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより 行なうことの指図をすることができるものとします。
- 口.前イ.の信用取引の指図は、次の1.から6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1.信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券

- 3. 有償増資により取得する株券
- 4. 売出しにより取得する株券
- 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第 236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予 約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商 法第341条 / 3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託 財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前5.に定めるものを除き ます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等(信託約款)

- イ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額(組入有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2) の 1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる 支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とし ます。
- 口.委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 八.委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

- 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本ハ.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二.前八.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ.スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- へ.委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引(信託約款)

イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡 取引を行なうことの指図をすることができます。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- 口.金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 八.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本八.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本八.において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二.前八.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ.為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本ホ.において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本ホ.において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- へ.前ホ.においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ト.金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- チ.委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

デリバティブ取引等(信託約款)

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法 により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。 有価証券の貸付け(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資 信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ロ.前イ.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に 相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ.委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

外貨建資産(信託約款)

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ロ.前イ.の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 八.前口.においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 二.前口.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

信用リスク集中回避(信託約款)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場

合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行な うこととします。

資金の借入れ(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目 的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コー ル市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価 証券等の運用は行なわないものとします。
- 口.一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 八.収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 二.借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考>マザーファンドの概要

1. 先進国債券マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

先進国(日本を除きます。以下同じ。)の国家機関が発行する債券を主要投資対象とします。 投資態度

- イ.主として、先進国の国家機関が発行する先進国通貨建ての債券に投資し、先進国の債券市場の中 長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
- ロ.運用の効率化を図るため、先進国の債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- 二.当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
- (2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
- イ.有価証券
- ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3) 、 および に定めるものに限ります。)

八.約束手形

- 二. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該 新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得な いことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号およ び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の 新株予約権に限ります。)の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株 券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. コマーシャル・ペーパー
- 8.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
- 9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 11. 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 12. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 13. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15. 受益証券発行信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 16. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 17. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものに限ります。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等

- イ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- 口.委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 八.委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ハ.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二.スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ.委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡 取引を行なうことの指図をすることができます。
- 口.金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 八.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。)の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二.為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ホ.金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうもの とします。
- へ.委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

2. 国内債券マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

国内の国債を主要投資対象とします。

投資態度

イ.主として、国内の国債に投資し、国内の国債市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめずして運用を行ないます。

- 口.運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額 および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがありま す。
- ハ.当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産 (本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
- イ、有価証券
- ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3) 、 および に定めるものに限ります。)

八.約束手形

- 二.金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除き ます。)
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. コマーシャル・ペーパー
- 8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
- 9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 11. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

- 12. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 13. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 16. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 17. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものに限ります。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資は、行ないません。

先物取引等

イ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第

28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

ロ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二.スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ.委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの 指図をすることができます。
- 口.金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 八.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。)の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二、金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ.委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

3.新興国債券(為替ヘッジあり)マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

新興国の国家機関が発行する債券を主要投資対象とします。

投資態度

イ.主として、新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資し、新興国の債券市場の中長期 的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

新興国の国家機関が発行する米ドル建て以外の債券、米国の国家機関および国際機関が発行する債券にも投資する場合があります。

- 口.運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額 および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがありま す。
- 八.為替変動リスクを低減するため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。米ドル建て以外の債券について為替ヘッジを行なう場合、為替予約取引および直物為替先渡取引等を活用する場合があります。
- 二.当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3) 、、、およびに定めるものに限ります。)

八.約束手形

- 二. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該 新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得な いことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号およ び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の 新株予約権に限ります。)の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株 券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. コマーシャル・ペーパー
- 8.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- 9. 投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 11. 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 12. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 13. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15. 受益証券発行信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 16. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 17. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの
- (3) 主な投資制限

株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に 限ります。)の行使等により取得したものに限ります。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等

イ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第

28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条 第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条 第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と 類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含 めるものとします(以下同じ。)。

- 口.委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取 引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができま
- ハ、委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引なら びに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図を することができます。

スワップ取引

- イ、委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取 金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取 引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないもの とします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではあ りません。
- ハ、スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信 託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純 資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなっ た場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図す るものとします。
- 二.スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ.委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡 取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ.金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期 間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについて はこの限りではありません。
- 八.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保 有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2) の 1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。)の時価総額を超え ないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減 少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合に は、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものと します。
- 二.為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保 有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上 記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価

総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ホ.金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうもの とします。
- へ.委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

直物為替先渡取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- 口. 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 八. 直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- 二.委託会社は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたとき は、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

4. 超長期米国国債(為替ヘッジあり)マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

超長期米国国債を主要投資対象とします。

投資態度

イ.主として、残存期間が15年以上の超長期米国国債に投資し、超長期米国国債の市場の中長期的な 値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

原則として、組入れた債券の残存期間が15年を下回れば売却します。

- ロ.運用の効率化を図るため、超長期の債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 八.為替変動リスクを低減するため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。
- 二.当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
- イ.有価証券
- ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3) 、 および に定めるものに限ります。)
- 八.約束手形
- 二.金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該 新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得な いことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号およ び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の 新株予約権に限ります。)の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株 券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. コマーシャル・ペーパー
- 8.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
- 9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 11. 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 12. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、 有価証券にかかるものに限ります。)
- 13. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 16. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 17. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1.預金

EDINET提出書類 大和アセットマネジメント株式会社(E06748) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に 限ります。)の行使等により取得したものに限ります。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以 下とします。

同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等

- イ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- 口.委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 八.委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 八.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなっ

た場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- 二.スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ.委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡 取引を行なうことの指図をすることができます。
- 口.金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 八.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。)の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二.為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ホ.金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうもの とします。
- へ.委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

5.米ドル建ハイイールド債券(為替ヘッジあり)マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

米ドル建ハイイールド債券の指数を対象指数としたETF(上場投資信託証券)を主要投資対象とします。

投資態度

- イ.主として、米ドル建ハイイールド債券の指数を対象指数としたETFに投資し、米ドル建てのハ イイールド債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
- 口、為替変動リスクを低減するため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。
- 八.当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
- イ.有価証券
- ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3) 、 および に定めるものに限ります。)
- 八.約束手形
- 二.金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 外国通貨表示の株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい ます。)
- 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第 2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 外国通貨表示の新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下 同じ。)および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものを いいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

- 19. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

投資信託証券

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券等

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等

イ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

- 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額(組入有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2) の 1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる 支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とし ます。
- 口.委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ハ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします
 - 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二.スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ.委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡 取引を行なうことの指図をすることができます。
- 口.金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 八.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二.為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ホ.金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうもの とします。
- へ.委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

6. 先進国株式(為替ヘッジあり)マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

次の有価証券および先物取引を主要投資対象とします。

- イ.先進国(日本を除きます。以下同じ。)の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(DR (預託証券)を含みます。また、上場予定および店頭登録予定を含みます。)
- 口.先進国株式を対象とした株価指数先物取引
- 八.先進国株式の指数を対象指数としたETF(上場投資信託証券)
- 二.国内の債券

投資態度

- イ.主として、先進国株式、先進国株式を対象とした株価指数先物取引、先進国株式の指数を対象指数としたETFおよび国内の債券に投資し、先進国の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
- 口.運用の効率化を図るため、先進国株式を対象とした株価指数先物取引を利用することがあります。このため、先進国株式および先進国株式の指数を対象指数としたETFの組入総額ならびに先進国株式を対象とした株価指数先物取引の買建玉の時価総額を合計した額から、先進国株式を対象とした株価指数先物取引の売建玉の時価総額を控除した額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ハ. 為替変動リスクを低減するため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。
- 二.当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
- イ.有価証券
- ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3) 、 および に定めるものに限ります。)

八.約束手形

- 二. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい ます。)
- 9.特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第 2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および 新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 14.投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 20. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21.外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの
- (3) 主な投資制限

株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

投資信託証券

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券等

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以 下とします。

同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等

- イ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- 口.委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 八.委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二、スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ.委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡 取引を行なうことの指図をすることができます。

- 口.金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 八.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。)の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二.為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ホ.金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうもの とします。
- へ.委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

_7.国内株式マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

次の有価証券および先物取引を主要投資対象とします。

- イ.国内の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。)
- 口.国内株式を対象とした株価指数先物取引
- 八.国内の債券

投資態度

- 1.主として、国内株式、国内株式を対象とした株価指数先物取引および国内の債券に投資し、国内の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
- 2. 追加設定、解約の申込がある場合には、信託財産の純資産総額に設定予定額を加え解約予定額を 控除した額を上限に株価指数先物取引の買建てを行なうことがあります。このため、株式の組入総 額と株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあり ます。
- 3. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3) 、 および に定めるものに限ります。)
- 八.約束手形
- 二. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい ます。)
- 9.特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および 新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 14.投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、 有価証券にかかるものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19.受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 20. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

投資信託証券

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券等

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資は、行ないません。

先物取引等

イ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

ロ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二.スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ.委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの 指図をすることができます。
- 口.金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 八.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。)の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二、金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ.委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

8.新興国株式(為替ヘッジあり)マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

次の先物取引および有価証券を主要投資対象とします。

イ,新興国株式を対象とした株価指数先物取引

- 口、新興国株式の指数を対象指数としたETF(上場投資信託証券)
- 八.残存期間の短いわが国の債券
- 二.新興国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(DR(預託証券)を含みます。また、上場予定および店頭登録予定を含みます。)

投資態度

イ.主として、残存期間の短いわが国の債券に投資するとともに、新興国株式を対象とした株価指数 先物取引および新興国株式の指数を対象指数としたETFに投資し新興国株式市場全体の中長期的 な投資成果をめざして運用を行ないます。

新興国株式に投資することがあります。

- 口.新興国株式を対象とした株価指数先物取引の買建玉の時価総額および新興国株式の指数を対象指数としたETFの時価総額の合計額が、原則として、信託財産の純資産総額の100% ± 10%となるように調整することを基本とします。
- 八、為替変動リスクを低減するため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。
- 二.当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
- イ.有価証券
- ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、 、 および に定めるものに限ります。)
- 八.約束手形
- 二.金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
- イ.為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 外国通貨表示の株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい ます。)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第 2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 外国通貨表示の新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下 同じ。)および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものを いいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前21.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの
- (3) 主な投資制限

株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

投資信託証券

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- 同一銘柄の新株引受権証券等
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - 同一銘柄の転換社債等
- 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等

- イ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- 口.委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 八.委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二、スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ.委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡 取引を行なうことの指図をすることができます。
- 口.金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 八.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。)の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二.為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ホ.金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうもの とします。
- へ.委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

直物為替先渡取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- 口. 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 八. 直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- 二.委託会社は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

9.ダイワRICI ヘッジ型マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

- イ.ケイマン籍の外国証券投資法人「"RICI" Commodity Fund Ltd.」が発行する「"RICI" class A」(以下「"RICI"ファンド クラスA」といいます。)の投資証券(米ドル建)
- ロ.商品の指数を対象指数とした上場投資信託証券(ETF)投資態度

- イ.主として、"RICI"ファンド クラスAの投資証券および商品の指数を対象指数としたETFを 通じて、世界の商品市場の中長期的な動きを捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
- ロ. 当ファンドは "RICI" ファンド クラスAの投資証券および商品の指数を対象指数としたETF を投資対象とし、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。通常の状態で、"RICI"ファンド クラスAの投資証券および商品の指数を対象指数としたETFへの投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ハ. 為替変動リスクの低減のために、為替ヘッジを行ないます。
- 二.当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
- イ、有価証券
- 口.約束手形
- 八. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として、次の1.に掲げる外国投資証券(以下「組入投資証券」といいます。)、ならびに次の2.から7.までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. ケイマン籍の外国証券投資法人「"RICI" Commodity Fund Ltd.」が発行する「"RICI" class A」の投資証券(米ドル建)
- 2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前2.の証券の性質を有するもの
- 4. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 5. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 7. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、前1.、前4.および前5.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1 預全
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

(3) 主な投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

10.ダイワ・マネー・マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

本邦通貨表示の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

- イ.わが国の公社債を中心に安定運用を行ないます。
- 口.邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時に第二位(A-2格相当)以上の短期格付であり、かつ 残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。
- ハ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産 (本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
- イ.有価証券
- ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3) 、 および に定めるものに限ります。)
- 八.約束手形
- 二.金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
- イ.為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該 新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得な いことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および 第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新 株予約権に限ります。)の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受 権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券

- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. コマーシャル・ペーパー
- 8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
- 9. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 10. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に表示されるべきもの
- 12. 外国の者に対する権利で前11.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前8.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有する ものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前8.の証券または証書のうち前2.から前 6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの
- (3) 主な投資制限

株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものに限ります。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

投資信託証券

投資信託証券への投資は、行ないません。

同一銘柄の株式

- 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 同一銘柄の転換社債等
- 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資は、行ないません。

先物取引等

- イ.委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2) の1. から4.までに掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる 支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とし ます。
- 口.委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなっ

た場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- 二.スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ.委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- 口.金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 八.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、 ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由によ り、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額がヘッジ対象 金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当 する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二、金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ.委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

マザーファンドの投資対象ファンドの概要

ケイマン籍の外国証券投資法人「"RICI" Commodity Fund Ltd.」が発行する「"RICI" class A」の投資証券 (米ドル建)

形態 / 表示通貨	ケイマン籍の外国証券投資信託 / 米ドル建	
運用目的	当ファンドは、投資成果がロジャーズ国際コモディティ指数 (RICI) に連動することをめざします。	

	有個血分報古書(內區
投資方針	運用資産総額の50%以上を米ドル建て債券等に投資するとともに、世界の商品先物取引および商品先渡取引等に投資することにより、ロジャーズ国際コモディティ指数 (RICI)に連動する投資成果をめざします。 米ドル建て短期債券等への投資にあたっては、主に1年以内に償還を迎える米ドル建て短期債券等に投資します。短期債券等には、銀行引受手形、預託証書、コマーシャル・ペーパー、定期預金証書なども含みますが、これに限定いたしません。 商品先物取引および商品先渡取引等の投資にあたっては、商品先物取引および商品先渡取引等の投資にあたっては、商品先物取引および商品先渡取引等の投資にあたっては、商品先物取引および商品先渡取引等の投資にあたっては、商品先物取引および商品先渡取引等の行政企の合計額が、当ファンドの運用資産総額
	のおおよそ10%から30%の範囲内(最大でも50%以下)となるように行ないます。 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用が行なわれない場合があります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
関係法人	運用会社:ダイワ・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド管理事務代行会社:ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、シンガポール支店 資産保管会社:ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
報酬等	純資産総額に下記の率(年率)を乗じた額 運用会社:0.66% 管理事務代行:0.12%(年間下限金額 54,000米ドル) 資産保管会社:0.0125%(年間下限金額 12,000米ドル) 合計:0.7925% その他、外国投資法人に関する租税、設立費用・登録料、監査費用、有価 証券の売買や先物取引の際に発生する費用等が支払われます。
基準価額算出日	シンガポールの銀行の休業日は基準価額を算出しません。
買付・売却の 受付停止日	東京証券取引所、ニューヨークの銀行、シンガポールの銀行のいずれかの 休業日と同じ日付の日
設定日	2008年6月30日
決算日	毎年3月末日

[注記]

「DCスマート・アロケーション・Dガード」「ダイワRICI ヘッジ型マザーファンド」 およびその関連ファンドであるケイマン籍の外国証券投資法人「"RICI" Commodity Fund Ltd.」(そのサブファンドである「"RICI" class A」を含みます。)(以下、当注記におい て、総称して「ファンド」といいます。)はJames Beeland Rogers、Jim Rogers または Beeland Interests, Inc. (以下、当注記において、総称して「Beeland」といいます。)によ り提供、保証、販売または販売促進されるものではありません。Beelandはファンド購入者、す べての潜在的ファンド購入者、政府当局、または公衆に対して、一般的な証券投資、特にファ ンドへの投資の助言能力を、明示的にも暗示的にも、表明または保証するものではありませ ん。BeelandはRogers International Commodity Index の決定、構成、算出において大和ア セットマネジメント株式会社およびその関連会社、またはファンド購入者の要求を考慮する義 務を負いません。Beelandはファンドが発行される時期、価格もしくは数量の決定またはファン ドが換金されるもしくは他の金融商品、証券に転換される際に使用される算式の決定または計 算の責任を負わず関与もしていません。Beelandはファンドの管理、運営、販売、取引に関して 義務または責任を負いません。「Jim Rogers 」、「Rogers International Commodity Index 」、「Rogers International Commodity™」および「RICI 」は、James Beeland Rogers、 Jim Rogers またはBeeland Interests, Inc. のトレードマークおよびサービスマークであ り、使用許諾を要します。

3【投資リスク】

(1)価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資するとともに先物取引を利用しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

公社債の価格変動(価格変動リスク・信用リスク)

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。また、公社債の価格は、発

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

ハイイールド債券は、投資適格債券に比べ、一般に債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。また、投資適格債券に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。

新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

商品先物取引による運用に伴うリスク

商品先物の取引価格は、さまざまな要因(商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由および政策、疾病、伝染病、技術発展等)に基づき変動します(個々の品目により具体的な変動要因は異なります。)。

当ファンドでは、投資するファンドを通じて商品先物取引による運用を行ないますので、基準価額 は、商品先物ポートフォリオの構成品目の値動きの影響を受けて変動します。

当ファンドの基準価額は、商品先物市場の変動の影響を受け、短期的または長期的に大きく下落し、投資元本を下回ることがあります。

その他、基準価額に影響を与える要因として、次のものが考えられます。

- ・商品先物は、米ドル、カナダ・ドル、豪ドルなど各国の通貨建てで取引されるため、為替変動による影響を受けます。
- ・商品市場は、市場の流動性の不足、投機家の参入および政府の規制・介入等のさまざまな要因により、一時的に偏向するかその他の混乱を生じることがあります。
- ・各々の商品先物の上場市場が定める値幅制限(1営業日に発生する先物契約の変動額を制限する規則)などの規制・規則によって、不利な価格での契約の清算を迫られる可能性があります。
- ・ファンドによる建玉が市場の一定割合を超えた場合に、取引所による建玉規制が行なわれ、指数の 構成どおりに組入れができなくなる可能性があります。
- ・値段の低い期近の先物を値段の高い期先の先物に買換える場合、マイナスの影響を及ぼす可能性があります。

有価証券(指数)先物取引の利用に伴うリスク

先物の価格は、対象証券または指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合において、先物価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します(売建てている場合は逆の結果となります。)。ファンドで行なっている先物取引について損失が発生した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

外貨建資産のうち先進国国債については、為替ヘッジを原則として行なわないので、基準価額 は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

先進国国債以外の外貨建資産については、為替ヘッジを行ないますが、影響をすべて排除できるわけではありません。為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

米ドル建てのETF・先物を通じて投資する新興国株式については、新興国通貨の米ドルに対する為替変動リスクがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

ロ.カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

当ファンドの戦略に関するリスク

当戦略は、各リスク資産から受ける当ファンドの基準価額への影響度や過去一定期間の当ファンドの騰落率に応じて各リスク資産の配分比率を調整することで、安定した収益の獲得や下落リスクの抑制をねらいますが、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避できるものではなく、また一定の基準価額水準を保証するものではありません。

市場の予期せぬ値動き等により、当戦略が効果的に機能しない可能性があり、その場合、下落リスクを低減できない場合や市場の上昇に追随できない場合があります。

その他

- スロットル・ロス (ミュ・ロッ) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券) 「一解約由込みがあった場合には一解約資金を手当でするため組入証券を売却しなければならないこ
- イ.解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ロ.ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2)換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。

ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3)その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。

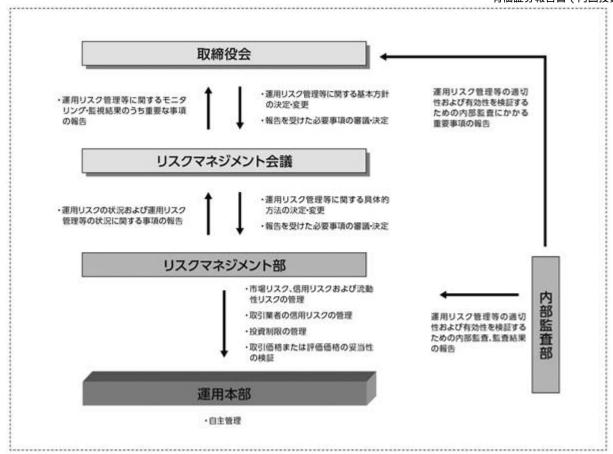
流動性リスクに関する事項

・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる 取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢 から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4)リスク管理体制

運用リスク管理体制()は、以下のとおりとなっています。

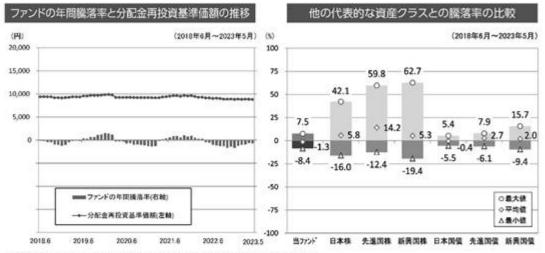


流動性リスクに対する管理体制

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・ 最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンド の過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株:配当込みTOPIX

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ペース)

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債: FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ペース)

新興国債: JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド (円ベース)

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社 J P X総研または株式会社 J P X総研の関連会社 (以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ および同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。 JPXは、同指数の指数値の算出または公表の 誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。 ●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデッ プスは、MSCI Inc. ([MSCI]) が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく。 MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文については こちらをご覧ください。[https://www.dalwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html] ●NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の 動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された関値ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。 NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を 保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関する すべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 ●JPモルカン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケッツ グローバル ダイパーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganiaその完全性・ 正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。 J.P. Morganからの書面による事前承認なしに 本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。 Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されます。

収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料 ありません。 信託財産留保額 ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.155%(税抜1.05%)を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日(6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.52%(税抜)	年率0.50%(税抜)	年率0.03%(税抜)

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

マザーファンドの投資対象ファンドの信託報酬等については、「2 投資方針 <参 考>マザーファンドの概要 マザーファンドの投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。なお、当ファンドの信託報酬にマザーファンドの投資対象ファンドの信託報酬を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、年率1.255%(税込)程度です。

* 投資対象とする「ダイワRICI ヘッジ型マザーファンド」の想定される組入比率に基づき算出した率です。実際の組入れ状況により変動します。

また、「ダイワRICI ヘッジ型マザーファンド」の投資先ファンドでは、管理事務代行報酬 および資産保管会社報酬に下限金額が設定されているため純資産総額によって、実質的な信託報酬 率が年率1.255%(税込)程度を上回ることがあります。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社:ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告 書の作成等の対価

販売会社:運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社:運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4)【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および 信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担 とし、信託財産中から支弁します。 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

()「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を 示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 投資対象とするETF(上場投資信託証券)には運用等に係る費用がかかりますが、投資するETF (上場投資信託証券)の銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示する ことができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

各マザーファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者が、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

前払退職金等の積立てを目的とした定時定額購入等により受益権を取得した場合、上記にかかわらず、次の取扱いとなります。

イ.収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%(所得税15%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

口.解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益(解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)については、譲渡所得とみなされ、20%(所得税15%および地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

八.損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等(特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年

間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解 約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能とな ります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

<注1>個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に 相当する金額は含まれません。)が当該投資者の元本(個別元本)にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を 行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

投資者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

個別元本について、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

<注2>収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、口.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

- () 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ()上記は、2023年5月末日現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ()課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】 (2023年5月31日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		14,856,724	69.44
	内 日本	14,856,724	69.44
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		6,539,024	30.56
純資産総額		21,395,748	100.00

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2023年5月31日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.主要銘柄の明細

				株数、口数	簿価単価	評価単価	投資
	銘柄名	地域	種類	または	簿価	時価	比率
				額面金額	(円)	(円)	(%)
			親投資信		1.3540	1.3685	
1	先進国債券マザーファンド	日本	託受益証	3,634,859			23.25
			券		4,921,896	4,974,304	
			親投資信		4 0000	0.0004	
2	超長期米国国債(為替ヘッジあり)マザーファンド	日本	託受益証	2,274,805	1.0088	0.9804	10.42
			券		2,294,974	2,230,218	
	V		親投資信			4 4005	
3	米ドル建ハイイールド債券(為替ヘッジあり)マザー	日本	託受益証	1,713,788		1.1085	8.88
	ファンド		券		1,915,516	1,899,733	
			親投資信		0.7540	0.7040	
4	ダイワRICI®ヘッジ型マザーファンド	日本	託受益証	2,097,439			7.11
			券		1,575,913	1,520,223	
			親投資信		0.0707	0.0500	
5	新興国債券(為替ヘッジあり)マザーファンド	日本	託受益証	1,677,116		0.8586	6.73
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		券		1,470,408	1,439,971	
			親投資信		0.0001	0.0440	
6	新興国株式(為替ヘッジあり)マザーファンド	日本	託受益証	1,051,295		0.9440	4.64
			券		1,012,883	992,422	

7	先進国株式(為替ヘッジあり)マザーファンド	親投資信 託受益証 券	412,615	2.3410 965,970		4.54
8	国内債券マザーファンド	親投資信 託受益証 券	707,783	1.0842 767,443	1.0848 767,802	3.59
9	国内株式マザーファンド	親投資信 託受益証 券	26,072	2.2834 59,533	2.3430 61,086	0.29

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	69.44%
合計	69.44%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ.投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額	純資産総額	1口当たりの	1口当たりの
	(分配落)	(分配付)	純資産額	純資産額
	(円)	(円)	(分配落)(円)	(分配付)(円)
第1計算期間末	12,986,867	12,986,867	0.9420	0.9420
(2016年5月9日)				
第2計算期間末	18,774,667	18,774,667	0.9341	0.9341
(2017年5月8日)	10,774,007	10,174,001	0.0041	0.0041
第3計算期間末	24,841,502	24,841,502	0.9422	0.9422
(2018年5月8日)	24,041,302	24,041,502	0.9422	0.9422
第4計算期間末	16 664 112	16 664 112	0 0220	0.0220
(2019年5月8日)	16,664,113	16,664,113	0.9328	0.9328

	_			
第5計算期間末 (2020年5月8日)	17,857,922	17,857,922	0.9232	0.9232
第6計算期間末 (2021年5月10日)	20,471,219	20,471,219	0.9382	0.9382
第7計算期間末 (2022年5月9日)	20,343,360	20,343,360 20,343,360		0.9063
2022年5月末日	22,138,952	-	0.9119	-
6月末日	22,445,174	-	0.9019	-
7月末日	23,277,264	-	0.9056	-
8月末日	23,484,374	-	0.8996	-
9月末日	22,987,515	1	0.8856	1
10月末日	23,235,113	1	0.8864	1
11月末日	23,252,059	1	0.8887	1
12月末日	23,417,587	1	0.8820	1
2023年1月末日	23,570,961	-	0.8871	-
2月末日	22,431,323	1	0.8820	1
3月末日	22,041,135	-	0.8861	-
4月末日	21,969,183	-	0.8845	-
第8計算期間末 (2023年5月8日)	22,282,639	22,282,639	0.8879	0.8879
5月末日	21,395,748	-	0.8813	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
	「ロヨだり刀配金(ロ)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	5.8
第2計算期間	0.8
第3計算期間	0.9
第4計算期間	1.0

第5計算期間	1.0
第6計算期間	1.6
第7計算期間	3.4
第8計算期間	2.0

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	4,068,188	282,345
第2計算期間	7,854,426	1,540,161
第3計算期間	12,065,581	5,800,263
第4計算期間	5,254,220	13,755,481
第5計算期間	11,031,408	9,551,428
第6計算期間	11,773,156	9,296,841
第7計算期間	5,481,552	4,856,156
第8計算期間	9,763,545	7,113,934

(注) 当初設定数量は10,000,000口です。

(参考)マザーファンド

先進国債券マザーファンド

(1) 投資状況 (2023年5月31日現在)

投資狀況

	投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券		304,788,889	95.99
	内 ユーロ	103,672,396	32.65
	内 中国	12,937,242	4.07
	内 シンガポール	1,031,895	0.32
	内 マレーシア	1,307,027	0.4
	内 イスラエル	810,545	0.2
	内 ノルウェー	166,793	0.0
	内 スウェーデン	509,090	0.1
	内 デンマーク	770,131	0.2
	内 イギリス	13,380,293	4.2
	内 ポーランド	1,243,074	0.3
	内 カナダ	5,787,988	1.8
	内 アメリカ	156,014,924	49.1
	内 メキシコ	2,372,177	0.7
	内 オーストラリア	4,083,468	1.29

		1318	
	内 ニュージーランド	701,846	0.22
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		12,747,838	4.01
純資産総額		317,536,727	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	4,275,165	1.35
内 日本	4,275,165	1.35

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。
- (注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2023年5月31日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ.主要銘柄の明細

				株数、口数	簿価単価	評価単価	利率(%)	投資		
	銘柄名	地域	種類	または	簿価	時価	償還期限	比率		
	空 自1177 二	上巴埃	作里天 只							
				額面金額	(円)	(円)	(年/月/日)	(%)		
	United States Treasury Note/Bond	マノリカ	日佳红光	564,000	106.09	104.65	6.000000	25.98		
1	Officed States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	564,000	83,633,408	82,500,617	2026/02/15	25.96		
2	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	274,000	88.60	86.82	1.500000	10.47		
	Officed States Treasury Note/Bond	J. 7.973	四限证分	274,000	33,933,039	33,249,438	2030/02/15	10.47		
3	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	178,000	88.42	85.80	3.125000	6.72		
Ľ	officed States Treasury Note/ Bond	7 7973	四使证为	到良証分 176,000		21,348,223	2048/05/15	0.72		
4	CHINA GOVERNMENT BOND	中国	国債証券	650,000	101.04	101.00	2.890000	4.07		
	CHINA GOVERNIMENT BOND	TE	四頃証分 000,000	12,942,836	12,937,241	2031/11/18	4.07			
5	United States Treasury Note / Bond	アメリカ 国債証	iited States Treasury Note/Bond アメリカ 国債証券 80	80,000	113.91	110.71	4.750000	3.90		
Ľ	officed States Treasury Note/ Bond			四使证为	00,000	12,736,960	12,379,596	2041/02/15	3.90	
6	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	────────────────────────────────────	76,000	99.16	98.67	2.500000	3.54		
Ľ	TALITOTI GOVERNIVILIVI BOND	The state of the s		_ "	四使证为	70,000	11,307,938	11,252,063	2030/05/25	3.54
7	ITALIAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	61,000	82.81	82.96	1.650000	2.39		
Ľ	TTALIAN GOVERNIVIENT BOIND	<u></u>	四使证为	01,000	7,579,330	7,593,047	2032/03/01	2.55		
8	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	日佳紅类	44.000	115.70	114.94	6.000000	2.39		
°	SPANISH GOVERNIMENT BOND	1	四限证分	国債証券 44,000	7,638,302	7,588,591	2029/01/31	2.39		
9	FRENCH GOVERNMENT BOND		日佳士光	49,000	98.42	98.16	1.750000	2.27		
9	I KLINGIT GOVERNIVIENT BOND	ユーロ 国作	.ENGTI GOVERNIVIENT BOND ユーロ 国頃証分 49,000	国債証券 49,00	49,000	7,236,166	7,217,345	2024/11/25	2.21	
10	FRENCH GOVERNMENT BOND ユーロ 国債証券 48,		同傳生業	99.34 48,000	99.12	3.250000	2.25			
	I KLINGIT GOVERNIVIENT BOND	<u></u> _п	ユーロ 国債証券		7,154,603	7,139,047	2045/05/25	2.20		

						有価証	E券報告書 (内 🛭	国投資信託	
11	ITALIAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	52,000	91.25 7,119,398	91.09 7,107,226	0.850000 2027/01/15	2.24	
12	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	43,000	96.71	96.36	1.000000	1.96	
				- 15thm 5		6,217,458	2025/08/15		
13	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	42,000	98.49	98.11	2.150000	1.95	
				,,,,,,	6,206,650	6,182,956	2025/10/31		
14	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	35,000	116.66	115.76	6.500000	1.91	
			III 154 III 23		6,126,545	6,079,073	2027/07/04	1.91	
15	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	31,000	123.52	122.77	4.750000	1.80	
10	OERWAN GOVERNMENT BOND		四原配力	01,000	5,745,258	5,710,327	2034/07/04	1.00	
16	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	ユーロ	国債証券	36,000	102.53	102.75	4.750000	1.75	
10	Italy Buoni Foliennan Der Tesoro		四原亚分	30,000	5,538,366	5,550,411	2044/09/01	1.75	
47	Haitad Kinadam Cilt	/+*u=	京 停缸类	24 000	104.43	100.73	4.250000	4 74	
17	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	31,000	5,622,918	5,424,072	2032/06/07	1.71	
		_			112.12	111.54	4.250000		
18	Belgium Government Bond	그ㅡㅁ	国債証券	32,000	5,383,579	5,355,731	2041/03/28	1.69	
					102.15	95.18	4.250000		
19	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	28,400	5,039,195	4,695,281	2055/12/07	1.48	
					97.20	97.00	1.850000		
20	ITALIAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	32,000		4,657,529	2025/07/01	1.47	
					111.49	108.75			
21	United States Treasury Note/Bond アメリカ	アメリカ 国債証券	国債証券	29,000	4,519,219	4,408,361		1.39	
					121.82	119.07	5.000000		
22	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	35,000	4,378,537	4,279,662		1.35	
	ALISTO ALIANI COMPONIMENT	→ フ\=							
23	AUSTRALIAN GOVERNMENT	オーストラリア	国債証券	42,000	109.95	106.75		1.29	
	BOND	93			4,205,559	4,083,467	2033/04/21		
24	Austria Government Bond	ユーロ	国債証券	16,000	111.11	110.57	4.150000	0.84	
					2,667,423	2,654,435			
25	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	22,000	78.61	78.00		0.81	
					2,594,986	2,574,818			
26	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	19,000	85.46	84.99		0.76	
					2,436,345	2,423,060	2046/10/31		
27	NETHERLANDS GOVERNMENT	ユーロ	国債証券	16,000	99.12	98.60	2.500000	0.75	
	BOND		130,422,33	10,000	2,379,658	2,367,199	2033/01/15		
28	UNITED STATES TREASURY	アメリカ	国債証券 16,000	96.25	95.18	3.625000	0.67		
	NOTE/BOND	, , , , ,	一只此刀	10,000	2,152,632	2,128,685	2053/02/15	0.07	
29	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	11,000	90.77	88.47	1.250000	0.53	
	onited Kingdom Ont	TI TIA	出!貝証分	11,000	1,734,242	1,690,470	2027/07/22	0.53	
00	United Kingdow Oils	/+"!! ¬	戸停ぎ光	44.000	87.12	82.19	3.250000	0.40	
30	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	11,000	1,664,525	1,570,466	2044/01/22	0.49	
	<u>!</u>	<u> </u>							

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	95.99%
合計	95.99%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八.投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位:円)

種類	地域	資産名	買建/	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	英ポンド買/円売 2023年 6月	買建	5,000	850,172	867,740	0.27%
		オフショア人民元買/円 売 2023年6月	買建	173,000	3,367,566	3,407,425	1.07%

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。
- (注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

国内債券マザーファンド

(1) 投資状況 (2023年5月31日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		4,907,307,450	99.01
	内 日本	4,907,307,450	99.01
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		48,935,228	0.99
純資産総額			100.00

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (2023年5月31日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ.主要銘柄の明細

				株数、口数	簿価単価	評価単価	利率(%)	投資
	 銘柄名	地域	種類	または	簿価	時価	償還期限	比率
				額面金額	(円)	(円)	(年/月/日)	(%)
			同傳紅光	440,000,000	100.37	100.40	0.100000	0.00
1	146 5年国債 	日本	国債証券	国債証券 110,000,000		110,449,900	2025/12/20	2.23
			同傳生光	400 000 000	100.10	100.16	0.005000	0.00
2	148 5年国債 	日本	国債証券	100,000,000	100,109,000	100,168,000	2026/06/20	2.02
	45.4.5.在京庄	n+	园 佳 红光	04 000 000	100.17	100.32	0.100000	4.70
3	154 5年国債	日本	国債証券	84,000,000	84,146,160	84,270,480	2027/09/20	1.70
	4.4.7 「午団佳	□ ★	日佳红光	00 000 000	100.12	100.16	0.005000	4.00
4	147 5年国債	日本	国債証券	80,000,000	80,102,400	80,134,400	2026/03/20	1.62
Ĺ,	4.4.2 「年団体		京佳红光	77 000 000	100.29	100.31	0.100000	4.50
5	143 5年国債	日本	国債証券	77,000,000	77,229,460	77,242,550	2025/03/20	1.56
	1/15 5年日佳	□ ★	日佳红光	75,000,000	100.35	100.38	0.100000	4.50
6	145 5年国債	日本	国債証券	75,000,000	75,266,250	75,285,000	2025/09/20	1.52
7	349 10年国債	 	日佳缸类	75,000,000	100.09	100.22	0.100000	1.52
'	349 0中国頃	日本	国債証券	75,000,000	75,068,250	75,170,250	2027/12/20	1.52
	440 2年国債	 	日佳缸类	75,000,000	100.12	100.15	0.005000	1.52
8	440 2 中国頃 	日本	国債証券	75,000,000	75,093,750	75,112,500	2024/09/01	1.32
9	361 10年国債		日佳红类	65,000,000	98.84	98.70	0.100000	1.29
9	301 10 中国頃	日本	国債証券	65,000,000	64,246,650	64,158,250	2030/12/20	1.29
10	344 10年国債	日本	国債証券	62,000,000	100.40	100.46	0.100000	1.26
	344 V午 頃 	口华	凹頂証分	02,000,000	62,250,480	62,287,060	2026/09/20	1.20
11	343 10年国債	日本	国債証券	60,000,000	100.40	100.45	0.100000	1.22
	1343 10年国頃	口华	四 限 証 分	00,000,000	60,243,000	60,274,800	2026/06/20	1.22
12	365 10年国債	日本	国債証券	60,000,000	98.19	97.96	0.100000	1.19
	303 10中国頃	口华	凹頂証分	60,000,000	58,917,600	58,778,400	2031/12/20	1.19
12	347 10年国債	日本	国债証券	55,000,000	100.26	100.38	0.100000	1.11
13	34/ V午 頃 	口华	凹原证分	国債証券 55,000,000		55,211,200	2027/06/20	1.11
14	 442 2年国債	日本	国債証券	55,000,000	100.13	100.15	0.005000	1.11
	1772 2 年国良	4	四原证为	33,000,000	55,073,150	55,085,800	2024/11/01	1.11
15	357 10年国債	日本	国債証券	52,000,000	99.47	99.48	0.100000	1.04
		4	凹原证分	JZ,UUU,UUU	51,727,520	51,730,120	2029/12/20	1.04
16	359 10年国債	日本	国債証券	51,000,000	99.22	99.13	0.100000	1.02
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	H T	四原皿刀	31,000,000	50,606,280	50,557,320	2030/06/20	1.02

		_				1月111111111111111111111111111111111111	<u> 券報告書(内国</u>	投具活品
17	345 10年国債	日本	国債証券	50,000,000	100.37	100.44	0.100000	1.01
	1343 10年国頃		国限証分	50,000,000	50,189,500	50,222,000	2026/12/20	1.01
10	346 10年国債	 	日佳士光	50 000 000	100.32	100.41	0.100000	1.01
18	3 4 0 1 0 平国順	日本	国債証券	50,000,000	50,164,000	50,209,000	2027/03/20	1.01
19	141 5年国債	日本	国債証券	50,000,000	100.25	100.26	0.100000	1.01
			四原证为	50,000,000	50,126,500	50,133,500	2024/09/20	1.01
20	350 10年国債	日本	国債証券	50,000,000	99.95	100.11	0.100000	1.01
	1770年四頃	4	四便证为	30,000,000	49,975,500	50,059,500	2028/03/20	1.01
21	364 10年国債	日本	国債証券	51,000,000	98.32	98.10	0.100000	1.01
	704 10千国镇	4	四便证为	31,000,000	50,146,770	50,031,510	2031/09/20	1.01
22	360 10年国債	日本	国債証券	50,000,000	99.02	98.92	0.100000	1.00
	1900年四頃	4	四便证为	30,000,000	49,511,000	49,462,000	2030/09/20	1.00
23	338 10年国債	日本	国債証券	48,000,000	100.85	100.85	0.400000	0.98
23	1770 174四頃	4	四便证为	40,000,000	48,411,360	48,410,880	2025/03/20	0.90
24	363 10年国債	日本	国債証券	48,000,000	98.49	98.31	0.100000	0.95
	707 10 十四侯	4	四顶皿力	40,000,000	47,276,640	47,189,280	2031/06/20	0.55
25	366 10年国債	日本	国債証券	47,000,000	98.92	98.67	0.200000	0.94
	700 10 千百庚	H 44	四使证力	47,000,000	46,493,810	46,378,190	2032/03/20	0.54
26	368 10年国債	日本	国債証券	47,000,000	98.59	98.38	0.200000	0.93
		4	四便证为	+1,000,000	46,339,180	46,239,540	2032/09/20	0.33
27	342 10年国債	日本	国債証券	45,000,000	100.40	100.43	0.100000	0.91
	1942 10年国頃		四原证为	43,000,000	45,180,450	45,195,300	2026/03/20	0.91
20	352 10年国債	日本	国債証券	45,000,000	99.84	99.94	0.100000	0.91
		U#	凶良証分	40,000,000	44,928,000	44,976,150	2028/09/20	0.81
29	356 10年国債	日本	国債証券	45,000,000	99.55	99.59	0.100000	0.90
29	3 3 4 1 4 十四 月	L T	凶良証分	40,000,000	44,801,550	44,817,300	2029/09/20	0.90
30	348 10年国債	日本	国債証券	44,000,000	100.17	100.32	0.100000	0.89
30		4	凹限延分	44,000,000	44,076,560	44,141,680	2027/09/20	0.09

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	99.01%
合計	99.01%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ.投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

新興国債券(為替ヘッジあり)マザーファンド

(1) 投資状況 (2023年5月31日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		486,395,292	98.09
	内 アメリカ	486,395,292	98.09
コール・ローン、その他の	資産(負債控除後)	9,470,854	1.91
純資産総額	-	495,866,146	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(売建)	507,935,475	102.43
	内 日本	507,935,475	102.43

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。
- (注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2023年5月31日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ.主要銘柄の明細

				株数、口数	簿価単価	評価単価	利率(%)	投資
	銘柄名	地域	種類	または	簿価	時価	償還期限	比率
				額面金額	(円)	(円)	(年/月/日)	(%)
	SAUDI ARABIA (KINGDOM OF)	アメリカ	日佳红光	400,000	83.23	81.29	2.250000	9.17
Ľ	SAUDI ARABIA (KINGDOW OF)	アプリカ	国債証券	400,000	46,533,905	45,451,526	2033/02/02	9.17
	PANAMA GOVERNMENT	7,114	日佳红光	200,000	105.15	105.02	6.400000	5.92
2	INTERNATIONAL BOND	アメリカ	国債証券	200,000	29,393,910	29,358,408	2035/02/14	5.92
	UNITED ARAB EMIRATES	7.411	京佳工光	000 000	100.26	98.26	4.050000	F F 4
3	(GOVERNMENT O	アメリカ	国債証券	200,000	28,028,916	27,468,439	2032/07/07	5.54

						有価証	券報告書 (内国	投資信託
4	HUNGARY GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	アメリカ	国債証券	200,000	99.96 27,943,657	96.70 27,032,077		5.45
5	TURKEY GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	アメリカ	国債証券	200,000	99.54 27,826,809	95.66 26,743,312		5.39
6	Indonesia Government International Bond	アメリカ	国債証券	200,000	95.50	94.92	3.850000	5.35
7	QATAR (STATE OF)	アメリカ	国債証券	200,000	98.16	94.84	4.817000	5.35
8	South Africa Government International	アメリカ	国債証券	200,000	89.62 25,054,611	86.67 24,229,129	4.850000 2029/09/30	4.89
9	BRAZILIAN GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	アメリカ	国債証券	200,000	86.58 24,205,089	86.43 24,161,201		4.87
10	BONOS TESORERIA PESOS	アメリカ	国債証券	200,000	86.88 24,286,435	86.06 24,058,889		4.85
11	ABU DHABI (EMIRATE OF)	アメリカ	国債証券	200,000	85.67 23,948,471	83.76 23,414,270		4.72
12	BONOS TESORERIA PESOS	アメリカ	国債証券	200,000	83.67 23,389,950	82.22 22,983,778	2.550000 2033/07/27	4.64
13	MEXICO GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	アメリカ	国債証券	200,000	82.41 23,037,170	81.23 22,708,990		4.58
14	Turkey Government International Bond	アメリカ	国債証券	200,000	82.55 23,076,306	79.00 22,084,778		4.45
15	COLOMBIA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	アメリカ	国債証券	200,000	72.68 20,319,483	72.57 20,287,056	3.250000 2032/04/22	4.09
16	PHILIPPINE GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	アメリカ	国債証券	200,000	70.27 19,643,275	67.38 18,837,361	2.650000 2045/12/10	3.80
17	DOMINICAN REPUBLIC INTERNATIONAL BOND	アメリカ	国債証券	150,000	79.37 16,640,946	77.94 16,341,139		3.30
18	POLAND GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	アメリカ	国債証券	100,000	102.13 14,275,129		4.875000 2033/10/04	2.80
19	ARAB REP EGYPT	アメリカ	国債証券	200,000	49.13 13,734,079	48.74 13,625,897	7.500000 2061/02/16	2.75
20	Peruvian Government International Bond	アメリカ	国債証券	130,000	60.04 10,910,599	57.79 10,501,772	2.780000 2060/12/01	2.12
21	Argentine Republic International Bond	アメリカ	国債証券	200,000	29.13 8,144,118		3.875000 2038/01/09	1.65
22	Peruvian Government International Bond	アメリカ	国債証券	50,000	86.39 6,037,854	85.22 5,956,228		1.20
23	Romanian Government International Bond	アメリカ	国債証券	60,000	69.73 5,848,200	67.98 5,701,190		1.15
	•	•	•					

		Argentine Republic International	フィルカ	京集缸类	0 005	25.43	25.74	1.000000	0.06	
1	24	Bond	アメリカ	国債証券	8,805	313,021	316,897	2029/07/09	0.06	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	98.09%
合計	98.09%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八.投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位:円)

種類	地域	資産名	買建/	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2023年7 月	売建	3,509,000	488,109,689	487,675,205	98.35%
		米ドル売/円買 2023年6 月	売建	145,000	20,278,685	20,260,270	4.09%

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。
- (注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

超長期米国国債(為替ヘッジあり)マザーファンド

(1) 投資状況 (2023年5月31日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		45,494,992	98.08
	内 アメリカ	45,494,992	98.08
コール・ローン、その他の	資産(負債控除後)	890,455	1.92
純資産総額		46,385,447	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(売建)	44,806,636	96.60
	内 日本	44,806,636	96.60

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。
- (注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2023年5月31日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ.主要銘柄の明細

				株数、口数	簿価単価	評価単価	利率(%)	投資
	 銘柄名	地域	種類	または	簿価	時価	償還期限	比率
				額面金額	(円)	(円)	(年/月/日)	(%)
	United States Treesum, Nate / Dand	77114	見停缸光	FF 000	107.30	104.27	4.250000	47.00
1	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	55,000	8,249,141	8,015,830	2040/11/15	17.28
2	United States Treesury Note / Pond	マィリカ	国債証券	48,000	91.03	88.24	3.125000	12.76
	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国限証分	46,000	6,107,501	5,920,120	2041/11/15	12.70
3		7.114	国債証券	44,000	92.63	89.87	3.375000	11.92
o l	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	7 国原证分	部分 44,000	5,697,002	5,526,958	2048/11/15	11.92
4	United States Treasury Note/Bond	アメリカ 国債証券	48,000	84.55	82.05	2.875000	11.87	
4	Officed States Treasury Note/Bolid	アメリカ	国限証分	[頃証分 40,000	5,672,962	5,505,238	2046/11/15	11.07
5	UNITED STATES TREASURY	アメリカ	国債証券	55,000	73.44	71.39	2.250000	11.83
-	NOTE/BOND	J. 7973	凹限证分	55,000	5,645,974	5,488,460	2052/02/15	11.00
6	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	45,000	84.83	82.23	2.750000	11.15
	Officed States Treasury Note/Bolid), Yan	凹限证分	45,000	5,335,824	5,172,356	2042/11/15	11.15
7	7 Heited Otatas Tasassas Nata (De. 1	アメリカ	国債証券	国債証券 60,000	63.16	61.30	1.625000	11.08
	United States Treasury Note/Bond	7. 7.7.7.	出限証分	00,000	5,296,786	5,141,411	2050/11/15	11.00
8	United States Treasury Note/Bond	711H	国債証券	40,000	87.07	84.50	3.000000	10.19
$ $ $^{\circ}$	Tomiced States Treasury Note/ Dolla	アメリカ	凹限延分	40,000	4,868,133	4,724,617	2044/11/15	10.19

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率		
国債証券	98.08%		
合計	98.08%		

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ.投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位:円)

種類	地域	資産名	買建/	数量	簿価	時価	投資比率
為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2023年7 月	売建	322,400	44,807,925	44,806,636	96.60%

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。
- (注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

米ドル建ハイイールド債券(為替ヘッジあり)マザーファンド

(1) 投資状況 (2023年5月31日現在)

投資状況

	投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		503,939,337	96.74
	内 アメリカ	503,939,337	96.74
コール・ローン	、その他の資産(負債控除後)	16,985,648	3.26
純資産総額		520,924,985	100.00

その他の資産の投資状況

	投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)	
為替予約取引(売建)	506,923,848	97.31	
	内 日本	506,923,848	97.31	

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。
- (注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。
- (2) 投資資産 (2023年5月31日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ.主要銘柄の明細

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

				株数、口数	簿価単価	評価単価	投資
	銘柄名	地域	種類	または	簿価	時価	比率
				額面金額	(円)	(円)	(%)
	ISHADES IBOVY HIGH VI D CORD	アメリカ	投資信託	49 500	10,449.20	10,390.50	
$\begin{vmatrix} 1 \end{vmatrix}$	ISHARES IBOXX HIGH YLD CORP		受益証券	48,500	506,786,452	503,939,337	96.74

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率		
投資信託受益証券	96.74%		
合計	96.74%		

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八.投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位:円)

種類	地域	資産名	買建/	数量	簿価	時価	投資比率
為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2023年6 月	売建	3,636,000	485,251,470	506,923,848	97.31%

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。
- (注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

先進国株式(為替ヘッジあり)マザーファンド

(1) 投資状況 (2023年5月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	205,270,292	100.00
純資産総額	205,270,292	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)		213,205,007	103.87
	内 香港	3,300,043	1.61
	内 イギリス	13,072,778	6.37
	内 ドイツ	25,776,872	12.56
	内 カナダ	6,098,759	2.97
	内 アメリカ	164,956,555	80.36
為替予約取	l(売建)	102,170,474	49.77
	内 日本	102,170,474	49.77

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。
- (注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する 清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最 も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。
- (注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。
- (2) 投資資産 (2023年5月31日現在) 投資有価証券の主要銘柄
- イ.主要銘柄の明細 該当事項はありません。
- ロ.投資有価証券の種類別投資比率 該当事項はありません。
- ハ.投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位:円)

種類	地域	資産名	買建/	数量	簿価	時価	投資比率
株価指数先物 取引	アメリカ	S&P500 EMINI JUN 23	買建	5	145,020,111	147,282,638	71.75%

_	_					有価証券報告書(内国投資信託
		MICRO EMINI S&P 500 JUN 23	買建	6	17,402,413	17,673,917	8.61%
	イギリス	FTSE 100 INDEX JUN 23	買建	1	13,511,345	13,072,778	6.37%
	カナダ	MINI S&P/TSE 60 INDEX JUN 23	買建	1	6,374,995	6,098,759	2.97%
	ドイツ	EURO STOXX 50 JUN 23	買建	4	25,920,910	25,776,872	12.56%
	香港	HANG SENG MINI INDEX JUN 23	買建	1	3,553,371	3,300,043	1.61%
為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2023年6 月	売建	455,700	61,301,037	63,623,011	30.99%
		豪ドル売/円買 2023年6 月	売建	13,600	1,235,029	1,237,504	0.60%
		ユーロ売/円買 2023年6 月	売建	78,900	11,716,192	11,830,052	5.76%
		スウェーデン・クローネ 売/円買 2023年6月	売建	81,300	1,077,330	1,045,574	0.51%
		ノルウェー・クローネ 売/円買 2023年6月	売建	20,900	266,502	261,055	0.13%
		スイス・フラン売/円買 2023年6月	売建	40,500	6,138,050	6,247,760	3.04%
		英ポンド売/円買 2023年 6月	売建	42,500	7,225,522	7,374,782	3.59%
		シンガポール・ドル売/ 円買 2023年6月	売建	8,100	822,729	837,574	0.41%
		カナダ・ドル売/円買 2023年6月	売建	63,900	6,425,988	6,555,928	3.19%
		デンマーク・クローネ 売/円買 2023年6月	売建	71,200	1,419,841	1,433,683	0.70%
		香港ドル売/円買 2023年 6月	売建	96,700	1,659,555	1,723,551	0.84%

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する 清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最 も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。
- (注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。
- (注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(1) 投資状況 (2023年5月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,520,856,729	100.00
純資産総額	1,520,856,729	100.00

その他の資産の投資状況

	投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取	双引(買建)	1,520,090,000	99.95
	内 日本	1,520,090,000	99.95

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。
- (注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する 清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最 も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。
- (2) 投資資産 (2023年5月31日現在) 投資有価証券の主要銘柄
- イ.主要銘柄の明細 該当事項はありません。
- ロ.投資有価証券の種類別投資比率 該当事項はありません。
- ハ.投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位:円)

種類	地域	資産名	買建/	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	日本	TOPIX先物 050 6月	買建	69	1,428,990,000	1,466,940,000	96.45%

	CO THE	
ミニTPX先物 0 5 0 6 月 買建 25 51,775,000 53,150,000	3.49%	6

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する 清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最 も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

新興国株式(為替ヘッジあり)マザーファンド

(1) 投資状況 (2023年5月31日現在)

投資状況

投	 資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		21,443,537	14.21
内 香港		21,443,537	14.21
投資証券		9,712,002	6.43
	内 アイルランド	3,197,379	2.12
	内 アメリカ	6,514,623	4.32
コール・ローン、その何	也の資産(負債控除後)	119,781,707	79.36
純資産総額		150,937,246	100.00

その他の資産の投資状況

	投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数	先物取引(買建)	122,198,116	80.96
	内 韓国	9,081,428	6.02
	内 タイ	1,486,918	0.99
	内 シンガポール	18,455,230	12.23
	内トルコ	396,467	0.26
	内 アメリカ	87,725,243	58.12
	内 南アフリカ	5,052,830	3.35
為替予約	取引(売建)	71,830,801	47.59
	内 日本	71,830,801	47.59

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。
- (注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する 清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最 も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。
- (注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2023年5月31日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ.主要銘柄の明細

				株数、口数	簿価単価	評価単価	投資	
	銘柄名	地域	種類	または	簿価	時価	比率	
				額面金額	(円)	(円)	(%)	
	IISHARES ASIA TRUST - ISH-HKD	香港	投資信託	63,800	363.22	336.10	14.21	
Ľ	ISHARES ASIA TRUST - ISH-HRD	百亿	受益証券	03,000	23,173,589	21,443,537	14.21	
2	ISHARES MSCI BRAZIL ETF	7/11	投資証券	980	4,019.78	4,070.10		
	ISPIARES MISCI BRAZIL ETF	アメリカ	アメリカ		960	3,939,389	3,988,700	2.64
3	ISHARES MSCI SAUDI CAPD USDA	アイルラン	投資証券	2 000	851.33	841.41	2.42	
	ISHARES MISCI SAUDI CAPD USDA	۴		3,800	3,235,088	3,197,379	2.12	
	ICHADEC MCCI MEVICO ETE	7/11	仇恣≒⊤坐	200	8,560.91	8,419.74		
4	ISHARES MSCI MEXICO ETF	アメリカ	投資証券	300	2,568,274	2,525,923	1.67	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	14.21%
投資証券	6.43%
合計	20.64%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八.投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位:円)

種類	地域	資産名	買建/	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	アメリカ	MSCI EMER MKT INDEX (ICE) JUN 23	買建	13	89,905,655	87,725,243	58.12%
	シンガポール	FTSE TAIWAN JUN 23	買建	1	7,899,102	7,983,662	5.29%

有価証券報告書(内国投資信託)							
		SGX CNX NIFTY ETS JUN 23	買建	2	10,349,969	10,471,568	6.94%
	タイ	SET50 FUTURES JUN 23	買建	2	1,492,867	1,486,918	0.99%
	トルコ	BIST 30 FUTURES JUN 23	買建	1	354,427	396,467	0.26%
	韓国	KOSPI2 INDEX JUN 23	買建	1	8,649,990	9,081,428	6.02%
	南アフリカ	FTSE/JSE TOP 40 JUN 23	買建	1	5,190,589	5,052,830	3.35%
為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2023年6 月	売建	236,700	31,841,026	33,047,107	21.89%
		南アフリカ・ランド売/ 円買 2023年6月	売建	492,400	3,590,531	3,485,354	2.31%
		香港ドル売/円買 2023年 6月	売建	1,777,500	30,505,277	31,681,626	20.99%
		ポーランド・ズロチ売/ 円買 2023年6月	売建	20,200	653,205	666,917	0.44%
		トルコ・リラ売/円買 2023年6月	売建	53,000	331,467	351,522	0.23%
		メキシコ・ペソ売/円買 2023年6月	売建	329,300	2,475,512	2,598,275	1.72%

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する 清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最 も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。
- (注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。
- (注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

ダイワRICI®ヘッジ型マザーファンド

(1) 投資状況 (2023年5月31日現在)

投資状況

找	と 資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		623,374	1.83
	内 アメリカ	623,374	1.83
投資証券		32,678,069	96.18
内 ケイマン諸島		32,678,069	96.18
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		674,801	1.99
純資産総額		33,976,244	100.00

その他の資産の投資状況

	投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(売建)		33,638,550	99.01
内 日本		33,638,550	99.01

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。
- (注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2023年5月31日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ.主要銘柄の明細

				株数、口数	簿価単価	評価単価	投資
	銘柄名	地域	種類	または	簿価	時価	比率
				額面金額	(円)	(円)	(%)
	RICI FUND CLASS A	ケイマン諸	投資証券	4,694.1	7,526.61	6,961.52	96.18
<u> </u>	RICI FUND CLASS A	島	汉 貝証分	4,094.1	35,330,992	32,678,069	
2	INVESCO DB COMMODITY INDEX T	アメリカ	投資信託	200	3,429.25	3,116.87	1.83
	INVESCO DE COMMODIT Y INDEX T	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	受益証券	200	685,851	623,374	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	1.83%
投資証券	96.18%
合計	98.01%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八.投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位:円)

種類	地域	資産名	買建/	数量	簿価	時価	投資
作里来 	167部	貝 性 石 	売建	以里 	 	 日本上開	比率

EDINET提出書類 大和アセットマネジメント株式会社(E06748)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2023年8 月	売建	244,200	33,324,643	33,638,550	99.01%
--------	----	---------------------	----	---------	------------	------------	--------

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。
- (注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考情報)運用実績

● DCスマート・アロケーション・Dガード

2023年5月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



※上記の「基準価額の機落率」とは、 「分配金再投資基準価額」の機落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引約)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。 ※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

	_		間分配金				分配金合		0円		
決算期	第 1 期 16年5月	第 2 期 17年5月	第 3 期 18年5月	第 4 期 19年5月	第 5 期 20年5月	第 6 期 21年5月	第7期 22年5月	第 8 期 23年5月			
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円			

※分配金は、収益分配方針に基づいて受託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

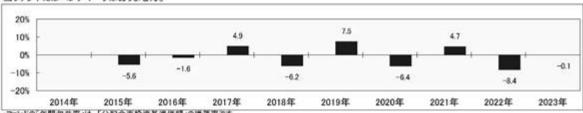
※比率は、純資産総額に対するものです。

マザーファンド(MF)別構成	比率	資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	組入上位銘柄(除く債券)	国-地域名	比率
先進国债券MF	23.2%	外国债券	78	39.1%	日本円	76.5%	ISHARES IBOXX HIGH YLD CORP	アメリカ	8.6%
超長期米国国債(為替ヘッジあり)MF	10.4%	外国投资信託等	7	16.5%	米ドル	11.6%	RICI FUND CLASS A	ケイマン諸島	6.85
米ドル建HY(為替ヘッジあり)MF	8.9%	外国株式 先物	13	8.5%	ユーロ	7.8%	S&P500 EMINI JUN 23	アメリカ	3.3%
ダイワRICIRヘッジ型MF	7.1%	国内债券	202	3.6%	オフショア人民元	1.2%	MSGI EMER MKT INDEX (IGE) JUN 23	アメリカ	2.7%
新興国債券(為替ヘッジあり)MF	6.7%	国内株式 先物	2	0.3%	英ポンド	1.15	ISHARES ASIA TRUST - ISH-HKD	香港	0.7%
新興国株式(為替ヘッジあり)MF	4.6%				カナダ・ドル	0.5%	EURO STOXX 50 JUN 23	ドイツ	0.6%
先進国株式(為替ヘッジあり)MF	4.5%				豪ドル	0.4%	MICRO EMINI S&P 500 JUN 23	アメリカ	0.4%
国内债券MF	3.6%				韓国ウォン	0.2%	SGX CNX NIFTY ETS JUN 23	インド	0.3%
国内株式MF	0.3%				マレーシア・リンギット	0.2%	FTSE 100 INDEX JUN 23	イギリス	0.3%
		コール・ローン、そ	の他	40.8%	その他	0.5%	KOSPI2 INDEX JUN 23	韓国	0.3%
승計	69.4%	合計	302	-	合計	100.0%	合計		23.9%

※外国様式の圏・地域名については、原刺としてMSCI Inc.が提供するリスク所在圏・地域に基づいて表示しています。 ※先物の建五がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の原落率です。 ・2015年は設定日(3月26日)から年末、2023年は5月31日までの廣落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

... (参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率②
DCスマート・アロケーション・Dガード	1.22%	1.15%	0.07%

- ※対象期間は2022年5月10日~2023年5月8日です。
- ※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権□数に期中の平均基準価額(1□当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
- ※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。
- ※投資先ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識しておりません。
- ※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。
- ※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。
- ※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧下さい。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

当ファンドは、積立投資専用です。販売会社は、別に定める積立投資約款にしたがい契約(以下「別に 定める契約」といいます。)を結んだ受益権の取得申込者に対し、1円以上1円単位をもって受益権の取得 の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けを行ないません。

お買付価額(1万口当たり)は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が 課されます。なお、収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消すことができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、1口単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受付けを行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額(基準価額)は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号(コールセンター) 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.daiwa-am.co.jp/

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情 (投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、一部解約請求の受付けを中止することができます。一部解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して 6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の 請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数 と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口 数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般 社団法人投資信託協会規則にしたがって時価(注1、注2)により評価して得た信託財産の資産総額から 負債総額を控除した金額をいいます。

(注1) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・マザーファンドの受益証券:計算日の基準価額で評価します。

(注2)マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の金融商品取引所上場株式:原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価しま す。
- ・外国の株式:原則として金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場または海 外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場または最終買気配相場で評価します。
- ・株価指数先物取引:原則として、取引所が発表する計算日の清算値段または最終相場で評価します。
- ・外国の金融商品取引所上場の投資信託証券:原則として金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・「"RICI" Commodity Fund Ltd.」が発行する「"RICI" class A」の投資証券:原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・わが国および外国の公社債:原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 - 1.日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
 - 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)
 - 3. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号(コールセンター) 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.daiwa-am.co.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年5月9日から翌年5月8日までとします。ただし、第1計算期間は、2015年3月26日から2016年5月8日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始される ものとします。

(5)【その他】

信託の終了

- 1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 2. 委託会社は、前1. の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3.前2.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4.前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 5.前2.から前4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2.から前4.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
- 6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する 委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、 の書面決議で否決された 場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8.受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- 1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資 信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいま す。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨お よびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本 の1.から7.までに定める以外の方法 によって変更することができないものとします。
- 2.委託会社は、前1.の事項(前1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3.前2.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同

- じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4.前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 5.書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6.前2.から前5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7.前1.から前6.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 8.委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前7.までの規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権 買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

- 1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書)を計算期間の末日および償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
- 2. 委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
 - ・委託会社のホームページ

アドレス https://www.daiwa-am.co.jp/

3.前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、 これを交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

EDINET提出書類 大和アセットマネジメント株式会社(E06748) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

< 収益分配金にかかる請求権 >

受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。再投資により増加した受益 権は、振替口座簿に記載または記録されます。

< 償還金にかかる請求権 >

受益者は、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

< 換金請求権 >

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵 省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総 理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(2022年5月10日から2023年5月8日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

DCスマート・アロケーション・Dガード

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第7期 2022年5月9日現在	第8期 2023年5月8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,285,464	5,903,831
親投資信託受益証券	13,179,359	16,585,908
流動資産合計	20,464,823	22,489,739
資産合計	20,464,823	22,489,739
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	76,569
未払受託者報酬	3,406	3,665
未払委託者報酬	117,337	126,009
その他未払費用	720	857
流動負債合計	121,463	207,100
負債合計	121,463	207,100
純資産の部		
元本等		
元本	1 22,445,856	1 25,095,467
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2 2,102,496	2 2,812,828
元本等合計	20,343,360	22,282,639
純資産合計	20,343,360	22,282,639
負債純資産合計	20,464,823	22,489,739

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第7期 自 2021年5月11日 至 2022年5月9日	第8期 自 2022年5月10日 至 2023年5月8日
営業収益		
受取利息	-	2
有価証券売買等損益	464,583	216,852
営業収益合計	464,583	216,850
営業費用		
支払利息	147	2,459
受託者報酬	6,947	7,409
委託者報酬	239,542	254,876
その他費用	1,463	1,741
営業費用合計	248,099	266,485
営業損失()	712,682	483,335
経常損失()	712,682	483,335
当期純損失()	712,682	483,335
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う当期純損失金額の分配額()	21,813	128,511
期首剰余金又は期首欠損金()	1,349,241	2,102,496
剰余金増加額又は欠損金減少額	295,932	681,517
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	295,932	681,517
剰余金減少額又は欠損金増加額	314,692	1,037,025
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	314,692	1,037,025
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金()	2,102,496	2,812,828

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		第8期			
	区分	自2022年5月10日			
		至2023年5月8日			
1.	有価証券の評価基準及び評価方	親投資信託受益証券			
	法				
		移動平均法に基づき、時価で評価しております。			
		時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づい			
		て評価しております。			
2.	その他財務諸表作成のための基 本となる重要な事項	計算期間末日			
		2022年5月8日が休日のため、前計算期間末日を2022年5月9日としております。このため、当計算期間は364日となっております。			

(貸借対照表に関する注記)

	<u></u> ∇Δ	第7期	第8期
	区分	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1.	1 期首元本額	21,820,460円	22,445,856円
	期中追加設定元本額	5,481,552円	9,763,545円
	期中一部解約元本額	4,856,156円	7,113,934円
2.	計算期間末日における受益権の 総数	22,445,856□	25,095,467□
3.	2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,102,496円でありま	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は2,812,828円でありま
		を	を

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第7期	第8期
区分	自2021年5月11日	自2022年5月10日
	至2022年5月9日	至2023年5月8日

		<u>有伽祉分報古書(內国投資店司</u>
1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う	計算期間末における解約に伴う
	当期純利益金額分配後の配当等	当期純利益金額分配後の配当等
	収益から費用を控除した額(0	収益から費用を控除した額(0
	円)、解約に伴う当期純利益金	円)、解約に伴う当期純利益金
	額分配後の有価証券売買等損益	額分配後の有価証券売買等損益
	から費用を控除し、繰越欠損金	から費用を控除し、繰越欠損金
	を補填した額(0円)、投資信託	を補填した額(0円)、投資信託
	約款に規定される収益調整金(0	約款に規定される収益調整金(0
	円)及び分配準備積立金(0円)	円)及び分配準備積立金(0円)
	より分配対象額は0円(1万口当	より分配対象額は0円(1万口当
	たり0.00円)であり、分配を	たり0.00円)であり、分配を
	行っておりません。	行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

		第8期
	区分	自2022年5月10日
		至2023年5月8日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2
		条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定
		する「運用の基本方針」に従っております。
2.	金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4.	金融商品の時価等に関する事項につい ての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用 しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が 異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

∇ ⇔	第8期	
<u>Σ</u> η	2023年5月8日現在	

金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額
 金融商品の時価との差額はありません。
 金融商品の時価の算定方法
 (1)有価証券重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。
 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第7期	第8期	
	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在	
	当計算期間の損益に	当計算期間の損益に	
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	362,868	116,645	
合計	362,868	116,645	

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第7期	第8期
2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第8期	
自2022年5月10日	
至2023年5月8日	

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第7期	第8期	
	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在	
1口当たり純資産額	0.9063円	0.8879円	
(1万口当たり純資産額)	(9,063円)	(8,879円)	

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信	ダイワRICI®ヘッジ型マザーファ	2,255,163	1,693,176	
託受益証	ンド			
券				
	新興国株式(為替ヘッジあり)マ	1,144,862	1,103,303	
	ザーファンド			
	国内株式マザーファンド	30,229	68,994	
	国内債券マザーファンド	818,518	887,437	
	先進国債券マザーファンド	4,197,409	5,685,390	
	先進国株式(為替ヘッジあり)マ	454,768	1,064,748	
	ザーファンド			
	新興国債券(為替ヘッジあり)マ	1,804,826	1,582,471	
	ザーファンド			
	超長期米国国債(為替ヘッジあり)	2,392,283	2,414,770	
	マザーファンド			
	米ドル建ハイイールド債券(為替	1,865,992	2,085,619	
	ヘッジあり)マザーファンド			
親投資信託	受益証券 合計		16,585,908	
合計			16,585,908	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ダイワRICI®ヘッジ型マザーファンド」受益証券、「新興国株式(為替ヘッジあり)マザーファンド」受益証券、「国内株式マザーファンド」受益証券、「国内債券マザーファンド」受益証券、「先進国株式(為替ヘッジあり)マザーファンド」受益証券、「新興国債券(為替ヘッジあり)マザーファンド」受益証券、「超長期米国国債(為替ヘッジあり)マザーファンド」受益証券、「米ドル建ハイイールド債券(為替ヘッジあり)マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワRICI®ヘッジ型マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

貝信刈照衣 「		
	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	28,253	43,328
コール・ローン	3,460,956	2,172,333
投資信託受益証券	370,108	625,428
投資証券	20,227,210	31,722,480
未収入金	4,157	-
流動資産合計	24,090,684	34,563,569
資産合計	24,090,684	34,563,569
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,186,389	612,049
未払金	1,166,719	23,003
流動負債合計	3,353,108	635,052
負債合計	3,353,108	635,052
純資産の部		
元本等		
元本 1	21,785,316	45,190,145
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金() 2	1,047,740	11,261,628
元本等合計	20,737,576	33,928,517
純資産合計	20,737,576	33,928,517
負債純資産合計	24,090,684	34,563,569

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(重要な会計万針に係る事項に関する注記)		
区分	自2022年5月10日	
	至2023年5月8日	
 有価証券の評価基準及び評価方法 	(1)投資信託受益証券	
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資 信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市 場価格のある有価証券については、外国金融商品市場又は店頭市 場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準 ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に 基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額 が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実 義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託 会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で 評価しております。	
	(2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国 金融商品市場又は店頭市場における最終相場(最終相場のないも のについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等か ら提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場 価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1 口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額 が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実 義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託 会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で 評価しております。	
2. デリバティブ取引の評価基準及 び評価方法	為替予約取引	

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

3. 収益及び費用の計上基準

受取配当金

原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合 には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準 で計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外 国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同 第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加 えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日 の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該 外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金 勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等 の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為 替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1. 1 期首	2021年5月11日	2022年5月10日
期首元本額	75,024,005円	21,785,316円
期中追加設定元本額	19,495,515円	26,364,751円
期中一部解約元本額	72,734,204円	2,959,922円
期末元本額の内訳 ファンド名	9,811,458円 2,296,291円	9,811,458円 5,952,257円

	ダイワ・ダブルバランス・ファ ンド (Dガード付 / 部分為替	9,072,432円	27,171,267円
	ヘッジあり) DCスマート・アロケーショ ン・Dガード	605,135円	2,255,163円
	計	21,785,316円	45,190,145円
2.	期末日における受益権の総数	21,785,316口	45,190,145□
3.	2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元	貸借対照表上の純資産額が元
		本総額を下回っており、その	本総額を下回っており、その
		差額は1,047,740円でありま	差額は11,261,628円でありま
		す。	す。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分		自2022年5月10日			
		至2023年5月8日			
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2			
		条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定			
		する「運用の基本方針」に従っております。			
2.	金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバ			
		ティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデ リバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しており			
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
		あず。 なの、ヨッケットは、及真証がを過じて背臓証が、ケー リバティブ取引(商品先物取引)に投資しております。			
		これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用			
		リスクおよび流動性リスクに晒されております。			
		 外貨建資産について為替変動リスクを回避すること、および			
		 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的とし			
		て、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しておりま			
		す。			
3.	金融商品に係るリスク管理体制	 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管			
		理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金			
		融商品、リスクの種類毎に行っております。			

4. 金融商品の時価等に関する事項につい 金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しての補足説明 しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

	区分	2023年5月8日現在				
1.	金融商品の時価及び貸借対照表計上額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表記				
	との差額	上額と時価との差額はありません。				
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。				
		(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。				
		(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。				

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在		
	当期間の損益に	当期間の損益に		
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)		
投資信託受益証券	87,492	37,704		
投資証券	3,666,097	1,585,549		
合計	3,753,589	1,623,253		

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

	2022年5月9日現在			2023年5月8日現在				
 種類	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
作生大块	(円)	うち 1年超	(円)	(円)	(円)	うち 1年超	(円)	(円)

市場取引以外の								
取引								
為替予約取引								
- - 売建	18,070,203	-	20,256,592	2,186,389	31,855,727	-	32,467,776	612,049
アメリカ・ドル	18,070,203	-	20,256,592	2,186,389	31,855,727	-	32,467,776	612,049
	18,070,203	-	20,256,592	2,186,389	31,855,727	-	32,467,776	612,049

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1口当たり純資産額	0.9519円	0.7508円
(1万口当たり純資産額)	(9,519円)	(7,508円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	有個並分報告書(内) 評価額	備考
投資信託	アメリカ・ドル	INVESCO DB COMMODITY INDEX	200	4,628.000	
受益証券		Т			
	アメリカ・ドル・	小計		4,628.000	
				(625,428)	
投資信託受	受益証券 合計			625,428	
				[625,428]	
投資証券	アメリカ・ドル	RICI FUND CLASS A	4,553.420	234,737.900	
	アメリカ・ドル・	小計		234,737.900	
				(31,722,480)	
投資証券	合計			31,722,480	
				[31,722,480]	
合計			32,347,908		
				[32,347,908]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注)1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
 - 2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
 - 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入 投資信託 受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券	1銘柄	1 00/	00 10/	100 0%
	投資証券	1銘柄	1.9%	98.1%	100.0%

第 2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

参考情報

当マザーファンドは、ケイマン籍の外国証券投資法人「'RICI® 'Commodity Fund Ltd.」が発行する「'RICI® 'Commodity Fund Ltd.」が表示して、表示といる「All Pund Ltd.」が表示といる「All Pund Ltd.」を表示といる「All Pund Ltd.」が表示といる「All Pund Ltd.」を表示といる「All Pund Ltd.」を表示といる「All Pund Ltd.」を表示といる「All Pund Ltd.」を表示といる「All Pund Ltd.」を表示といる「All Pund Ltd.」を表示といるには、All Pund Ltd.」を表示といる「All Pund Ltd.」を表示といる「All Pun

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「"RICI®" class A」の状況

以下に記載した同ファンドの情報は、会計監査人により監査を受けた財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

財政状態計算書

2022年3月31日現在

	単位:米ドル
資産	
金融資産(損益通算後の評価額)	67,118,335
証拠金取引勘定	20,889,946
現金および現金同等物	6,341,025
その他の未収金 および 監督機関への前払年次報酬	100
資産合計	94,349,406
No. 1.	
経営者株式	100
資本合計	100
負債	
金融負債(損益通算後の評価額)	1,736,455
未払費用	111,926
負債(償却可能資本参加型受益証券の保有者に帰属する純資産を除く)	1,848,381
償却可能資本参加型受益証券の保有者に帰属する純資産	92,500,925

包括的利益計算書

2021年4月1日~2022年3月31日

	単位∶米ドル
投資収益	
純為替差損	(32,388)
金融資産および金融負債の損益通算後の純収益	21,970,219
投資収益合計	21,937,831
W NP	
営業 費 用	
運用会社報酬	288,541
管理会社報酬	69,169
支払利息	16,535

取引費用58,675監査報酬40,710保管会社報酬17,581弁護士費用7,663その他の営業費用1,657営業費用合計500,531

償却可能資本参加型受益証券の保有者に帰属する純資産の運用による増減 21,437,300

組入資産の明細

2022年3月31日現在

(単位:米ドル)

銘柄名	券面総額	評価額
TREASURY BILL	8,700,000.00	8,684,647.72
TREASURY BILL	7,000,000.00	6,999,504.19
TREASURY BILL	7,000,000.00	6,997,713.31
TREASURY BILL	6,000,000.00	5,985,102.48
TREASURY BILL	6,000,000.00	5,967,757.98
TREASURY BILL	5,500,000.00	5,495,195.92
TREASURY BILL	5,500,000.00	5,483,244.86
TREASURY BILL	5,500,000.00	5,477,914.42
TREASURY BILL	5,000,000.00	4,999,702.10
TREASURY BILL	5,000,000.00	4,982,290.75
TREASURY BILL	3,300,000.00	3,280,163.70

先物 (単位:米ドル)

銘柄名	数量	清算金額
MILL WHEAT EURO MAY22	33.00	73,294.21
MILL WHEAT EURO SEP22	69.00	8,593.61
RAPESEED EURO AUG22	14.00	(42.19)
RAPESEED EURO MAY22	7.00	45,356.94
COCOA FUTURE - IC JUL22	26.00	(184.30)
COCOA FUTURE - IC MAY22	13.00	6,358.48
RSS3 RUBBER (OSE) SEP22	81.00	3,060.77
BRENT CRUDE FUTR JUL22	77.00	(224,580.00)
BRENT CRUDE FUTR JUN22	41.00	(54,810.00)
COFF ROBUSTA 10TN JUL22	58.00	3,530.00
COFF ROBUSTA 10TN MAY22	27.00	17,200.00
CORN FUTURE JUL22	83.00	26,650.00

		_
CORN FUTURE MAY22	40.00	60,500.00
COTTON NO.2 FUTR JUL22	39.00	(39,360.00)
COTTON NO.2 FUTR MAY22	20.00	163,160.00
FCOJ-A FUTURE JUL22	17.00	3,180.00
FCOJ-A FUTURE MAY22	8.00	12,300.00
GASOLINE RBOB FUT JUN22	14.00	(39,043.20)
GASOLINE RBOB FUT MAY22	7.00	(19,572.00)
GOLD 100 OZ FUTR JUN22	24.00	56,210.00
KC HRW WHEAT FUT JUL22	12.00	(4,500.00)
KC HRW WHEAT FUT MAY22	6.00	14,925.00
LEAN HOGS FUTURE JUN22	19.00	42,200.00
LIVE CATTLE FUTR JUN22	33.00	(2,680.00)
LME COPPER FUTURE APR22	9.00	172,262.50
LME COPPER FUTURE APR22	(9.00)	(87,500.00)
LME COPPER FUTURE JUN22	10.00	750.00
LME COPPER FUTURE MAY22	15.00	139,081.25
LME COPPER FUTURE MAY22	(10.00)	(12,387.50)
LME LEAD FUTURE APR22	20.00	84,550.00
LME LEAD FUTURE APR22	(20.00)	(13,106.25)
LME LEAD FUTURE JUN22	21.00	(500.00)
LME LEAD FUTURE MAY22	30.00	19,611.25
LME LEAD FUTURE MAY22	(20.00)	(4,050.00)
LME NICKEL FUTURE APR22	4.00	227,730.00
LME NICKEL FUTURE APR22	(4.00)	(172,182.00)
LME NICKEL FUTURE JUN22	3.00	(8,760.00)
LME NICKEL FUTURE MAY22	6.00	238,338.00
LME NICKEL FUTURE MAY22	(4.00)	13,176.00
LME PRI ALUM FUTR APR22	29.00	301,111.00
LME PRI ALUM FUTR APR22	(29.00)	(44,604.75)
LME PRI ALUM FUTR JUN22	29.00	(21,350.00)
LME PRI ALUM FUTR MAY22	41.00	67,606.50
LME PRI ALUM FUTR MAY22	(27.00)	14,636.50
LME TIN FUTURE APR22	(3.00)	23,270.00
LME TIN FUTURE APR22	3.00	10,530.00
LME TIN FUTURE JUN22	3.00	1,845.00
LME TIN FUTURE MAY22	(3.00)	(2,095.00)
LME TIN FUTURE MAY22	4.00	(29,465.00)
LME ZINC FUTURE APR22	12.00	181,866.25
LME ZINC FUTURE APR22	(12.00)	(153,600.00)

LME ZINC FUTURE JUN22	12.00	4,725.00
LME ZINC FUTURE MAY22	18.00	215,837.50
LME ZINC FUTURE MAY22	(12.00)	(4,812.50)
LOW SU GASOIL G JUN22	8.00	(12,600.00)
LOW SU GASOIL G MAY22	4.00	10,000.00
LUMBER FUTURE JUL22	5.00	(11,374.00)
LUMBER FUTURE MAY22	2.00	(48,939.00)
MILK FUTURE APR22	1.00	(1,160.00)
MILK FUTURE MAY22	3.00	1,280.00
NATURAL GAS FUTR JUN22	69.00	14,620.00
NATURAL GAS FUTR MAY22	37.00	360,940.00
NY HARB ULSD FUT JUN22	8.00	(19,504.80)
NY HARB ULSD FUT MAY22	4.00	19,475.40
OAT FUTURE JUL22	9.00	(312.50)
OAT FUTURE MAY22	4.00	16,250.00
PALLADIUM FUTURE JUN22	1.00	(9,690.00)
PLATINUM FUTURE JUL22	33.00	(82,735.00)
RED WHEAT FUT MGE JUL22	12.00	5,175.00
RED WHEAT FUT MGE MAY22	6.00	16,512.50
ROUGH RICE (CBOT) JUL22	14.00	2,420.00
ROUGH RICE (CBOT) MAY22	7.00	3,950.00
SILVER FUTURE JUL22	20.00	1,100.00
SILVER FUTURE MAY22	9.00	15,080.00
SOYBEAN FUTURE JUL22	27.00	(28,925.00)
SOYBEAN FUTURE MAY22	12.00	(15,600.00)
SOYBEAN MEAL FUTR JUL22	10.00	(3,750.00)
SOYBEAN MEAL FUTR MAY22	5.00	3,150.00
SOYBEAN OIL FUTR JUL22	29.00	(18,360.00)
SOYBEAN OIL FUTR MAY22	13.00	(17,442.00)
SUGAR #11 (WORLD) JUL22	29.00	(627.20)
SUGAR #11 (WORLD) MAY22	14.00	16,956.80
WHEAT FUTURE(CBT) JUL22	34.00	(17,850.00)
WHEAT FUTURE(CBT) MAY22	17.00	6,562.50
WHITE SUGAR (ICE) AUG22	23.00	1,505.00
WHITE SUGAR (ICE) MAY22	12.00	16,610.00
WTI CRUDE FUTURE JUN22	91.00	(322,200.00)
WTI CRUDE FUTURE MAY22	48.00	(186,200.00)

「新興国株式(為替ヘッジあり)マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

貝间以炽农	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	13,176,120	10,617,660
コール・ローン	6,188,512	83,710,288
投資信託受益証券	21,895,905	22,368,229
投資証券	9,667,114	9,420,015
派生商品評価勘定	38,578	3,246,430
未収入金	40,809	-
差入委託証拠金	32,563,147	26,436,599
流動資産合計	83,570,185	155,799,221
資産合計	83,570,185	155,799,221
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,531,691	828,837
未払金	6,353,777	2,156,322
流動負債合計	7,885,468	2,985,159
負債合計	7,885,468	2,985,159
純資産の部		
元本等		
元本 1	73,126,594	158,569,662
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金() 2	2,558,123	5,755,600
元本等合計	75,684,717	152,814,062
純資産合計	75,684,717	152,814,062
負債純資産合計	83,570,185	155,799,221

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	区分	自2022年5月10日
	△刀	至2023年5月8日
1.	有価証券の評価基準及び評価方	(1)投資信託受益証券
	法	

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実 義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託 会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で 評価しております。

(2)投資証券

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。

なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実 義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託 会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で 評価しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

(1)先物取引

|個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

(2)為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている 受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

3. 収益及び費用の計上基準

受取配当金

原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合 には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準 で計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外 国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同 第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加 えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日 の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該 外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金 勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等 の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為 替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1. 1期首	2021年5月11日	2022年5月10日
期首元本額	152,017,519円	73,126,594円
期中追加設定元本額	29,901,514円	96,856,761円
期中一部解約元本額	108,792,439円	11,413,693円
期末元本額の内訳 ファンド名		
スマート・ミックス・Dガード (為替ヘッジあり)	3,345,403円	6,716,189円
スマート・アロケーション・D ガード	1,443,405円	3,042,292円
ダイワ・ダブルバランス・ファ ンド(Dガード付 / 部分為替 ヘッジあり)	5,727,735円	13,941,620円
ダイワ 6 資産バランス・ファン ド (Dガード付 / 為替ヘッジあ り)	62,225,782円	133,724,699円
DCスマート・アロケーショ ン・Dガード	384,269円	1,144,862円
計	73,126,594円	158,569,662円

2.	期末日における受益権の総数	73,126,594□	158,569,662□
3.	2 元本の欠損		 貸借対照表上の純資産額が元
			本総額を下回っており、その
			差額は5,755,600円でありま
			す。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	- 0	自2022年5月10日
	区分	至2023年5月8日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2
		条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定
		する「運用の基本方針」に従っております。
2.	金融商品の内容及びリスク	 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバ
		ティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデ
		リバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しており ます。
		 リスクおよび流動性リスクに晒されております。
		信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信
		託約款に従ってわが国の金融商品取引所(外国の取引所)に
		おける株価指数先物取引を利用しております。また、外貨建
		資産について為替変動リスクを回避すること、および外貨建
		資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資
		信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管
		理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金
		融商品、リスクの種類毎に行っております。
4.	金融商品の時価等に関する事項につい	 金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用
	ての補足説明	 しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が
		異なることもあります。
		デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自
		体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではあり
		ません。

金融商品の時価等に関する事項

|--|

1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額との差額 上額と時価との差額はありません。

2. 金融商品の時価の算定方法 (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。

(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在	
種類	当期間の損益に	当期間の損益に	
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券	14,306,742	263,673	
投資証券	217,919	569,385	
合計	14,088,823	833,058	

しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 株式関連

	2022年5月9日現在			2023年5月8日現在				
1手 华五	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
種類	(円)	うち 1年超	(円)	(円)	(円)	うち 1年超	(円)	(円)
市場取引								
株価指数 先物取引								
買建	47,037,931	-	45,931,626	1,106,305	117,998,656	-	119,636,058	1,637,402
合計	47,037,931	-	45,931,626	1,106,305	117,998,656	-	119,636,058	1,637,402

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。 原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相 場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も 近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は 期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
- 4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

		2022年5月9日現在			2023年5月8日現在			
種類	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
化宝光 只	(円)	うち 1年超	(円)	(円)	(円)	うち 1年超	(円)	(円)
市場取引以外の								
取引								
為替予約取引								
売建	79,419,751	-	79,806,559	386,808	70,177,209	=	69,397,018	780,191
アメリカ・ドル	40,598,348	-	40,817,684	219,336	32,210,680	-	31,841,026	369,654
トルコ・リラ	304,303	-	302,475	1,828	336,799	-	331,467	5,332
ポーランド・	566,991	-	566,861	130	657,247	-	653,205	4,042
ズロチ								
メキシコ・ペソ	3,181,502	-	3,240,947	59,445	2,468,860	-	2,475,512	6,652
香港・ドル	31,269,747	-	31,416,352	146,605	30,858,288	-	30,505,277	353,011
南アフリカ・	3,498,860	-	3,462,240	36,620	3,645,335	-	3,590,531	54,804
ランド								
合計	79,419,751	-	79,806,559	386,808	70,177,209	-	69,397,018	780,191

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1口当たり純資産額	1.0350円	0.9637円
(1万口当たり純資産額)	(10,350円)	(9,637円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託	香港・ドル	ISHARES ASIA TRUST - ISH-	63,800	1,298,968.000	
受益証券		HKD			
	香港・ドル 小計			1,298,968.000	
				(22,368,229)	
投資信託受	受益証券 合計			22,368,229	
				[22,368,229]	
投資証券	アメリカ・ドル	ISHARES MSCI BRAZIL ETF	980	28,184.800	
		ISHARES MSCI MEXICO ETF	300	18,375.000	
		ISHARES MSCI SAUDI CAPD	3,800	23,145.800	
		USDA			
	アメリカ・ドル・	小計		69,705.600	
				(9,420,015)	
投資証券 合計				9,420,015	
				[9,420,015]	
合計				31,788,244	
				[31,788,244]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注)1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
 - 2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
 - 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入 投資信託 受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
香港・ドル	投資信託受益証券	1銘柄	100%	-%	70.4%
アメリカ・ドル	投資証券	3銘柄	-%	100%	29.6%

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

「国内株式マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
	金 額 (円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,148,576,117	1,489,088,695
派生商品評価勘定	53,773,340	44,389,940
未収入金	14,780	-
差入委託証拠金	55,135,500	60,426,000
流動資産合計	1,257,499,737	1,593,904,635
資産合計	1,257,499,737	1,593,904,635
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	15,379,240	-
前受金	61,978,250	48,536,500

未払金	151,940	-
未払解約金	7,013,900	1,135,000
流動負債合計	84,523,330	49,671,500
負債合計	84,523,330	49,671,500
純資産の部		
元本等		
元本 1	580,562,934	676,581,093
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	592,413,473	867,652,042
元本等合計	1,172,976,407	1,544,233,135
純資産合計	1,172,976,407	1,544,233,135
負債純資産合計	1,257,499,737	1,593,904,635

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自2022年5月10日
运 力	至2023年5月8日
デリバティブ取引の評価基準及び評価	先物取引
方法	
	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日
	の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっておりま
	す。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1. 1 期首	2021年5月11日	2022年5月10日
期首元本額	966,516,567円	580,562,934円
期中追加設定元本額	445,781,332円	722,040,222円
期中一部解約元本額	831,734,965円	626,022,063円
期末元本額の内訳 ファンド名		
6 資産(為替ヘッジなし)資金 拠出用ファンド(適格機関投資 家専用)	9,593,298円	5,931,019円
ダイナミック・アロケーショ ン・ファンド (適格機関投資家 専用)	127,884,149円	220,014,690円

				有価証券報告書(内国投資信託受
		国内株式ファンド(適格機関投	294,313,185円	254,702,608円
		資家専用)		
		ターゲット・リターン(コスト	-円	45,333円
		控除後3%)資金拠出用ファンド		
		(適格機関投資家専用)		
		ターゲット・リターン(コスト	-円	58,079円
		控除後5%)資金拠出用ファンド		
		(適格機関投資家専用)		
		スマート・ミックス・Dガード	1,767,666円	2,973,713円
		(為替ヘッジあり)		
		スマート・ミックス・Dガード	4,075,432円	4,153,723円
		(為替ヘッジなし)		
		スマート・アロケーション・D	49,673円	82,889円
		ガード		
		りそな ダイナミック・アロケー	4,942,764円	8,927,483円
		ション・ファンド		
		堅実バランスファンド - ハジメ	3,120,020円	3,439,922円
		の一歩 -		
		DCダイナミック・アロケー	14,096,544円	32,599,669円
		ション・ファンド		
		ダイワ・ダブルバランス・ファ	198,063円	377,689円
		ンド (Dガード付 / 部分為替		
		ヘッジあり)		
		ダイワ 6 資産バランス・ファン	32,997,236円	58,340,697円
		ド(Dガード付 / 為替ヘッジあ		
		(ر ا		
		ダイワ6資産バランス・ファン	87,512,123円	84,903,350円
		ド(Dガード付 / 為替ヘッジな		
		U)		
		DCスマート・アロケーショ	12,781円	30,229円
		ン・Dガード	, , ,	,
	計		580,562,934円	676,581,093円
2		期末日における受益権の総数	580,562,934□	676,581,093□
14	•	州小口にのける又血性の形数	JOU, JUZ, 934 [L]	ото, оот, овощ

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分		自2022年5月10日		
		至2023年5月8日		
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2		
		条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定		
		する「運用の基本方針」に従っております。		

2. 金融商品の内容及びリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、デリバティブ取 引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティ ブ取引に関する注記に記載しております。

これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用 リスクおよび流動性リスクに晒されております。

信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信 託約款に従ってわが国の金融商品取引所(外国の取引所)に おける株価指数先物取引を利用しております。

金融商品に係るリスク管理体制

複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管 理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金 融商品、リスクの種類毎に行っております。

ての補足説明

金融商品の時価等に関する事項につい 金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用 しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が 異なることもあります。

> デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自 体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではあり ません。

金融商品の時価等に関する事項

	区分	2023年5月8日現在		
1.	金融商品の時価及び貸借対照表計上額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計		
	との差額	上額と時価との差額はありません。		
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)デリバティブ取引		
		デリバティブ取引に関する注記に記載しております。		
		(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等		
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等		
		しいことから、当該帳簿価額を時価としております。		

(有価証券に関する注記)

2022年5月9日現在	2023年5月8日現在	
該当事項はありません。	該当事項はありません。	

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

								·
	2022年5月9日現在		2023年5月8日現在					
種類	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
个里 贝 貝	(円)	うち 1年超	(円)	(円)	(円)	うち 1年超	(円)	(円)
市場取引								
株価指数 先物取引								
買建	1,128,101,250	-	1,166,530,000	38,428,750	1,500,532,500	-	1,544,966,000	44,433,500
合計	1,128,101,250	-	1,166,530,000	38,428,750	1,500,532,500	-	1,544,966,000	44,433,500

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1 口当たり純資産額	2.0204円	2.2824円
(1万口当たり純資産額)	(20,204円)	(22,824円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

- 第 2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

「国内債券マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
	金 額 (円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,017,085	30,863,987
国債証券	6,081,442,460	4,892,827,130
未収利息	9,002,608	8,310,729
前払費用	825,482	465,513
流動資産合計	6,120,287,635	4,932,467,359
資産合計	6,120,287,635	4,932,467,359
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	34,000
流動負債合計	-	34,000
負債合計	-	34,000
純資産の部		
元本等		
元本 1	5,591,400,522	4,549,267,557
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	528,887,113	383,165,802
元本等合計	6,120,287,635	4,932,433,359
純資産合計	6,120,287,635	4,932,433,359
負債純資産合計	6,120,287,635	4,932,467,359

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自2022年5月10日	
[至2023年5月8日	
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券	
	個別法に基づき、時価で評価しております。	
	時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価	
	額(但し、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する	
	価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)等で評	
	価しております。	
	なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額	
	が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実	
	義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託	
	会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で	
	評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1. 1 期首	2021年5月11日	2022年5月10日
期首元本額	3,785,071,179円	5,591,400,522円
期中追加設定元本額	3,832,076,082円	5,039,329,054円
期中一部解約元本額	2,025,746,739円	6,081,462,019円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
6 資産(為替ヘッジなし)資金	9,900,000円	6,116,665円
拠出用ファンド(適格機関投資		
家専用)		
ダイナミック・アロケーショ	4,337,512,311円	3,171,010,990円
ン・ファンド(適格機関投資家		
専用)		
ターゲット・リターン(コスト	760,079円	18,413円
控除後3%)資金拠出用ファンド		
(適格機関投資家専用)		
ターゲット・リターン(コスト	799,074円	280円
控除後5%)資金拠出用ファンド		
(適格機関投資家専用)		
スマート・ミックス・Dガード	3,302,340円	6,076,849円
(為替ヘッジあり)		
スマート・ミックス・Dガード	7,429,466円	8,674,571円
(為替ヘッジなし)		
スマート・アロケーション・D	1,096,153円	2,234,148円
ガード		

_			有価証券報告書(内国投資信託
	りそな ダイナミック・アロケー	234,533,312円	181,337,982円
	ション・ファンド		
	堅実バランスファンド - ハジメ	96,222,764円	205,081,951円
	の一歩 -		
	DCダイナミック・アロケー	671,990,293円	662,664,412円
	ション・ファンド		
	ダイワ・ダブルバランス・ファ	4,331,809円	10,152,470円
	ンド(Dガード付 / 部分為替		
	ヘッジあり)		
	ダイワ 6 資産バランス・ファン	60,680,905円	121,150,420円
	ド(Dガード付 / 為替ヘッジあ		
	IJ)		
	ダイワ 6 資産バランス・ファン	162,561,943円	173,929,888円
	ド(Dガード付/為替ヘッジな		
	U)		
	DCスマート・アロケーショ	280,073円	818,518円
	ン・Dガード		
計	†	5,591,400,522円	4,549,267,557円
2.	期末日における受益権の総数	5,591,400,522□	4,549,267,557□

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分		自2022年5月10日 至2023年5月8日	
1.	 金融商品に対する取組方針	第2023年3月6日 第2023年3月6日 第2023年3月6日 第2023年3月6日	
'.		3	
		する「運用の基本方針」に従っております。	
2.	金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載して	
		権及び主義負務等であり、その詳細を削属明細表に記載して おります。	
		これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用	
		リスクおよび流動性リスクに晒されております。	
3.	金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管	
		理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金	
		融商品、リスクの種類毎に行っております。	
4.	金融商品の時価等に関する事項につい	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用	
	ての補足説明	しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が	
		異なることもあります。	

金融商品の時価等に関する事項

	区分	2023年5月8日現在
1.		金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計
	との差額	上額と時価との差額はありません。
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券
		重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しておりま
		ਰ 。
		(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等
		しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在		
種類	当期間の損益に	当期間の損益に		
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)		
国債証券	150,466,400	55,590,020		
合計	150,466,400	55,590,020		

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1 口当たり純資産額	1.0946円	1.0842円
(1万口当たり純資産額)	(10,946円)	(10,842円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

	A617 247005		評価額	/# **
種類	銘柄	券面総額 	(円)	備考
国債証券	4 4 0 2 年国債	75,000,000	75,093,750	
	4 4 2 2 年国債	55,000,000	55,073,150	
	4 4 3 2 年国債	23,000,000	23,032,200	
	1 4 0 5 年国債	31,000,000	31,070,680	
	141 5年国債	50,000,000	50,126,500	
	1 4 2 5 年国債	30,000,000	30,084,900	
	143 5年国債	77,000,000	77,229,460	
	145 5年国債	75,000,000	75,266,250	
	146 5年国債	120,000,000	120,454,800	
	147 5年国債	56,000,000	56,071,680	
	148 5年国債	100,000,000	100,109,000	
	149 5年国債	30,000,000	30,025,200	
	150 5年国債	27,000,000	27,009,720	
	151 5年国債	18,000,000	17,992,980	
	153 5年国債	31,000,000	30,961,560	
	154 5年国債	84,000,000	84,146,160	
	1 40年国債	11,000,000	13,914,010	
	2 40年国債	7,000,000	8,524,600	
	3 40年国債	7,000,000	8,508,430	
	4 40年国債	14,000,000	17,047,940	
	5 40年国債	10,000,000	11,765,400	
	6 40年国債	22,000,000	25,413,520	
	7 40年国債	11,000,000	12,156,540	
	8 40年国債	11,000,000	11,298,650	
	9 40年国債	16,000,000	12,152,480	
	10 40年国債	27,000,000	24,008,940	
	11 40年国債	14,000,000	11,989,880	
	12 40年国債	16,000,000	12,254,560	
	13 40年国債	23,000,000	17,457,460	
	14 40年国債	22,000,000	17,836,060	
	15 40年国債	19,000,000	16,895,750	
	3 3 4 1 0 年国債	42,000,000	42,330,540	
	3 3 6 1 0 年国債	41,000,000	41,381,300	
	3 3 7 1 0 年国債	32,000,000	32,193,920	
	3 3 8 1 0 年国債	48,000,000	48,411,360	
	3 3 9 1 0 年国債	40,000,000	40,385,200	

		有価証券報告書	(内国投資信訊
3 4 0 1 0 年国債	12,000,000	12,127,920	
3 4 2 1 0 年国債	45,000,000	45,180,450	
3 4 3 1 0 年国債	60,000,000	60,243,000	
3 4 4 1 0 年国債	62,000,000	62,250,480	
3 4 5 1 0 年国債	50,000,000	50,189,500	
3 4 6 1 0 年国債	50,000,000	50,164,000	
3 4 7 1 0 年国債	55,000,000	55,146,850	
3 4 8 1 0 年国債	44,000,000	44,076,560	
3 4 9 1 0 年国債	75,000,000	75,068,250	
350 10年国債	50,000,000	49,975,500	
3 5 2 1 0 年国債	45,000,000	44,928,000	
353 10年国債	28,000,000	27,937,560	
3 5 4 1 0 年国債	40,000,000	39,883,600	
3 5 6 1 0 年国債	45,000,000	44,801,550	
3 5 7 1 0 年国債	52,000,000	51,727,520	
358 10年国債	30,000,000	29,806,800	
359 10年国債	51,000,000	50,606,280	
3 6 0 1 0 年国債	50,000,000	49,511,000	
3 6 1 1 0 年国債	65,000,000	64,246,650	
3 6 2 1 0 年国債	19,000,000	18,744,070	
3 6 3 1 0 年国債	48,000,000	47,276,640	
3 6 4 1 0 年国債	51,000,000	50,146,770	
3 6 5 1 0 年国債	60,000,000	58,917,600	
3 6 6 1 0 年国債	47,000,000	46,493,810	
3 6 7 1 0 年国債	43,000,000	42,467,660	
3 6 8 1 0 年国債	47,000,000	46,339,180	
4 30年国債	10,000,000	11,977,300	
11 30年国債	1,000,000	1,124,740	
12 30年国債	5,000,000	5,828,700	
15 30年国債	9,000,000	10,924,110	
16 30年国債	5,000,000	6,082,100	
17 30年国債	13,000,000	15,694,510	
18 30年国債	10,000,000	11,975,500	
2 2 3 0 年国債	4,000,000	4,916,320	
2 3 3 0 年国債	10,000,000	12,317,500	
2 5 3 0 年国債	8,000,000	9,675,360	
26 30年国債	12,000,000	14,689,200	
27 30年国債	9,000,000	11,173,050	
28 30年国債	15,000,000	18,659,850	
	<u>. </u>		

	 	有価証券報告書	(内国投資信託
29 30年国債	13,000,000	16,010,670	
30 30年国債	15,000,000	18,283,050	
3 1 3 0 年国債	7,000,000	8,430,450	
3 2 3 0 年国債	15,000,000	18,302,250	
3 3 3 0 年国債	21,000,000	24,617,250	
3 4 3 0 年国債	16,000,000	19,275,040	
35 30年国債	20,000,000	23,467,400	
36 30年国債	21,000,000	24,665,130	
37 30年国債	23,000,000	26,617,440	
38 30年国債	13,000,000	14,784,640	
40 30年国債	16,000,000	18,196,640	
4 1 3 0 年国債	11,000,000	12,305,590	
4 2 3 0 年国債	14,000,000	15,664,600	
43 30年国債	5,000,000	5,595,550	
4 4 3 0 年国債	10,000,000	11,192,900	
45 30年国債	12,000,000	12,962,760	
46 30年国債	18,000,000	19,440,180	
47 30年国債	5,000,000	5,493,550	
48 30年国債	20,000,000	21,172,000	
49 30年国債	15,000,000	15,872,400	
50 30年国債	19,000,000	17,795,970	
5 1 3 0 年国債	22,000,000	18,333,920	
5 2 3 0 年国債	11,000,000	9,585,950	
5 3 3 0 年国債	15,000,000	13,343,850	
5 4 3 0 年国債	12,000,000	11,150,880	
55 30年国債	15,000,000	13,903,800	
5 6 3 0 年国債	11,000,000	10,170,380	
57 30年国債	15,000,000	13,833,450	
58 30年国債	10,000,000	9,198,700	
5 9 3 0 年国債	11,000,000	9,852,920	
60 30年国債	10,000,000	9,361,900	
6 1 3 0 年国債	6,000,000	5,333,760	
6 2 3 0 年国債	17,000,000	14,298,360	
63 30年国債	9,000,000	7,335,000	
6 4 3 0 年国債	13,000,000	10,547,160	
65 30年国債	15,000,000	12,150,150	
66 30年国債	5,000,000	4,027,850	
67 30年国債	12,000,000	10,183,200	
68 30年国債	21,000,000	17,763,690	

6 9 3 0 年国債 17,000,000 14,762,120 7 0 3 0 年国債 19,000,000 16,465,970 7 1 3 0 年国債 19,000,000 14,717,920 7 2 3 0 年国債 17,000,000 14,717,920 7 3 3 0 年国債 15,000,000 12,506,610 7 5 3 0 年国債 16,000,000 16,119,040 7 6 3 0 年国債 13,000,000 12,506,610 7 3 2 0 年国債 13,000,000 12,642,720 9 2 2 0 年国債 12,000,000 12,642,720 9 2 2 0 年国債 15,000,000 16,141,950 9 4 2 0 年国債 7,000,000 16,141,950 9 5 2 0 年国債 7,000,000 7,651,490 9 9 0 年国債 17,000,000 18,723,120 10 0 2 0 年国債 13,000,000 11,111,111,1100 10 3 2 0 年国債 10,000,000 11,111,111,1100 10 4 2 0 年国債 10,000,000 11,111,111,1100 11 0 4 2 0 年国債 10,000,000 11,112,200 11 1 2 0 年国債 10,000,000 11,1242,100 11 1 2 0 年国債 10,000,000 11,242,100 11 1 2 0 年国債 10,000,000 11,242,100 11 1 2 0 年国債 10,000,000 11,242,100 11 1 2 0 年国債 11,000,000 11,243,1760 11 1 2 0 年国債 11,000,000 11,262,700 11,92 0 年国債 10,000,000 11,391,391,300 12,431,760 11 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 11,391,200 12,431,760 11 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 11,391,200 12,535,460 12 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 11,391,200 12,535,460 12 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 11,478,850 12,9 0 年国債 10,000,000 11,478,850 12,9 0 年国債 10,000,000 11,478,850 12,9 0 年国債 17,000,000 11,478,850 12,9 0 年国債 17,000,000 10,000,000 11,478,850 12,9 0 年国債 17,000,000 10,000,000 11,478,850 12,9 0 年国債 17,000,000 10,000,000 10,000,000 11,478,850 12,9 0 年国債 17,000,000 10,000,000 11,478,850 12,9 0 年国債 17,000,000 10,000,000 10,000,000 10,000,00			有価証券報告書	(内国投資信託
7 1 3 0 年国債 17,000,000 14,717,920 7 2 3 0 年国債 17,000,000 14,703,130 7 3 3 0 年国債 15,000,000 12,960,600 7 4 3 0 年国債 23,000,000 21,506,610 7 5 3 0 年国債 18,000,000 13,404,430 7 6 3 0 年国債 20,000,000 13,404,430 7 3 2 0 年国債 20,000,000 12,6071,600 8 4 2 0 年国債 15,000,000 16,141,950 9 2 2 0 年国債 7,000,000 16,141,950 9 9 2 0 年国債 7,000,000 18,583,720 10 0 2 0 年国債 17,000,000 18,723,120 10 0 2 0 年国債 17,000,000 11,111,1100 10 1 0 4 2 0 年国債 10,000,000 11,111,1100 10 7 2 0 年国債 10,000,000 11,111,1100 10 7 2 0 年国債 24,000,000 23,951,400 11 1 1 2 0 年国債 24,000,000 32,951,400 11 1 1 2 0 年国債 24,000,000 11,242,100 11 1 8 2 0 年国債 24,000,000 17,054,100 11 8 2 0 年国債 10,000,000 11,243,1760 11 8 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 11 0 7 2 0 年国債 24,000,000 26,5334,480 11 1 7 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 11 0 7 2 0 年国債 24,000,000 26,534,480 11 2 0 年国債 26,000,000 12,431,760 11 2 0 年国債 10,000,000 11,243,1760 11 8 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 11 0 7 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 11 0 7 2 0 年国債 26,000,000 27,054,100 11 2 0 年国債 10,000,000 11,2431,760 11 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 11 9 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 11 9 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 12,533,460 12 1 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 11,262,700 11,391,200 11,262,700 11,391,200 11,262,700 11,391,200 11,262,700 11,391,200 11,262,700 11,262,700 11,391,200 11,262,700 11,391,200 11,262,700 11,391,200 11,264,280 12 2 0 年国債 15,000,000 17,054,400 11,262,700 11,391,200 11,264,280 12 2 0 年国債 15,000,000 11,391,200 11,391,200 11,264,280 11,20 2 0 年国債 15,000,000 11,391,200 11,264,280 11,20 2 0 年国債 15,000,000 11,391,200 11,391,200 11,264,280 11,20 2 0 年国債 15,000,000 11,391,200 11,264,280 11,20 2 0 年国債 15,000,000 11,391,200 11,264,280 11,20 4 1 2 0 年国債 15,000,000 11,391,200 11,040,670 11,391,200 11,040,670 11,391,200 11,040,670 11,391,200 11,040,670 11,391,200 1	6 9 3 0 年国債	17,000,000	14,762,120	
7 2 3 0 年間債 17,000,000 14,703,130 7 3 3 0 年間債 15,000,000 12,960,600 7 4 3 0 年間債 23,000,000 21,506,610 7 5 3 0 年間債 16,000,000 16,119,040 7 6 3 0 年間債 13,000,000 13,404,430 7 3 2 0 年間債 20,000,000 20,671,600 8 4 2 0 年間債 12,000,000 12,642,720 9 2 2 0 年間債 15,000,000 16,141,950 9 4 2 0 年間債 20,000,000 21,609,800 9 5 2 0 年間債 7,000,000 7,651,490 9 9 2 0 年間債 17,000,000 18,583,720 1 0 0 2 0 年間債 17,000,000 18,783,120 1 0 0 2 0 年間債 17,000,000 14,510,470 1 0 3 2 0 年間債 10,000,000 11,111,100 1 0 4 2 0 年間債 30,000,000 33,028,200 1 0 7 2 0 年間債 10,000,000 11,052,900 1 0 7 2 0 年間債 10,000,000 11,052,900 1 1 1 2 0 年間債 10,000,000 11,242,100 1 1 1 2 0 年間債 10,000,000 11,242,100 1 1 1 2 0 年間債 10,000,000 11,242,100 1 1 2 0 年間債 10,000,00	70 30年国債	19,000,000	16,465,970	
7 3 3 0 年間債 15,000,000 12,960,600 7 4 3 0 年間債 23,000,000 21,506,610 7 5 3 0 年間債 16,000,000 16,119,040 7 6 3 0 年間債 13,000,000 13,404,430 7 3 2 0 年国債 20,000,000 20,671,600 8 4 2 0 年国債 12,000,000 12,642,720 9 2 2 0 年国債 15,000,000 16,141,950 9 4 2 0 年国債 20,000,000 21,609,800 9 5 2 0 年国債 7,000,000 7,651,490 9 9 2 0 年国債 17,000,000 18,583,720 1 0 0 2 0 年国債 17,000,000 18,583,720 1 0 2 2 0 年国債 13,000,000 14,510,470 1 0 3 2 0 年国債 10,000,000 11,111,100 1 0 4 2 0 年国債 10,000,000 11,052,900 1 0 7 2 0 年国債 10,000,000 11,052,900 1 0 7 2 0 年国債 10,000,000 11,242,100 1 1 1 2 0 年国債 30,000,000 32,951,400 1 1 1 2 0 年国債 10,000,000 11,242,100 1 1 1 2 0 年国債 10,000,000 11,242,100 1 1 2 0 年国債 10,000,000 11,243,760 1 1 1 2 0 年国債 10,000,0	7 1 3 0 年国債	17,000,000	14,717,920	
7 4 3 0 年国債 23,000,000 21,506,610 7 5 3 0 年国債 16,000,000 16,119,040 7 6 3 0 年国債 13,000,000 13,404,430 7 3 2 0 年国債 20,000,000 20,671,600 8 4 2 0 年国債 12,000,000 12,642,720 9 2 2 0 年国債 15,000,000 16,141,950 9 4 2 0 年国債 20,000,000 21,609,800 9 5 2 0 年国債 7,000,000 7,651,490 9 9 2 0 年国債 17,000,000 18,783,720 1 0 0 2 0 年国債 17,000,000 18,723,120 1 0 2 2 0 年国債 13,000,000 14,510,470 1 0 3 2 0 年国債 10,000,000 11,111,100 1 0 4 2 0 年国債 10,000,000 11,052,900 1 0 7 2 0 年国債 10,000,000 11,052,900 1 0 7 2 0 年国債 10,000,000 33,028,200 1 1 0 8 2 0 年国債 10,000,000 11,052,900 1 1 7 2 0 年国債 10,000,000 32,951,400 1 1 1 2 0 年国債 10,000,000 32,951,400 1 1 1 2 0 年国債 10,000,000 11,242,100 1 1 3 2 0 年国債 10,000,000 11,243,1760 1 1 8 2 0 年国債 <td< th=""><th>7 2 3 0 年国債</th><th>17,000,000</th><th>14,703,130</th><th></th></td<>	7 2 3 0 年国債	17,000,000	14,703,130	
7 5 3 0 年国債 16,000,000 16,119,040 7 6 3 0 年国債 13,000,000 13,404,430 7 3 2 0 年国債 20,000,000 20,671,600 8 4 2 0 年国債 12,000,000 12,642,720 9 2 2 0 年国債 15,000,000 16,141,950 9 4 2 0 年国債 20,000,000 21,609,800 9 5 2 0 年国債 17,000,000 18,583,720 10 0 2 0 年国債 17,000,000 18,723,120 10 0 2 0 年国債 17,000,000 14,510,470 10 3 2 0 年国債 10,000,000 11,111,1100 10 4 2 0 年国債 10,000,000 11,011,111,100 11 0 4 2 0 年国債 10,000,000 11,052,900 11 0 7 2 0 年国債 10,000,000 11,052,900 11 0 7 2 0 年国債 10,000,000 11,242,100 11 1 2 0 年国債 10,000,000 11,242,100 11 1 2 0 年国債 10,000,000 11,242,100 11 1 1 2 0 年国債 10,000,000 11,2431,760 11 1 8 2 0 年国債 15,000,000 17,054,100 11 1 8 2 0 年国債 10,000,000 17,054,100 11 1 8 2 0 年国債 10,000,000 17,054,100 11 1 9 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 11 2 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 11 2 3 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 11 2 3 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 11,264,280 12 2 9 2 0 年国債 11,000,000 17,948,640 12 2 3 2 0 年国債 15,000,000 17,948,640 12 2 3 2 0 年国債 15,000,000 10,000,630 11,478,850 12 2 9 2 0 年国債 15,000,000 10,000,000 11,478,850 12 2 9 2 0 年国債 17,000,000 7,866,600 13 1 2 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 13 1 2 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 13 12 2 0 7 4 4 4 5 6 6 600 13 12 2 0 7 4 4 4 6 60 600,000 6,708,360 10 7,000,000 6,708,360	73 30年国債	15,000,000	12,960,600	
76 3 0 年国債 13,000,000 13,404,430 73 2 0 年国債 20,000,000 20,671,600 8 4 2 0 年国債 12,000,000 12,642,720 9 2 2 0 年国債 15,000,000 16,141,950 9 4 2 0 年国債 20,000,000 21,609,800 9 5 2 0 年国債 7,000,000 7,651,490 9 9 2 0 年国債 17,000,000 18,583,720 1 0 0 2 0 年国債 17,000,000 18,723,120 1 0 2 2 0 年国債 13,000,000 14,510,470 1 0 3 2 0 年国債 10,000,000 11,111,100 1 0 4 2 0 年国債 30,000,000 33,028,200 1 0 7 2 0 年国債 10,000,000 11,052,900 1 0 7 2 0 年国債 24,000,000 26,628,720 1 0 8 2 0 年国債 10,000,000 11,242,100 1 1 1 2 0 年国債 10,000,000 11,242,100 1 1 1 2 0 年国債 24,000,000 26,934,480 1 1 4 2 0 年国債 15,000,000 17,054,100 1 1 7 2 0 年国債 10,000,000 17,054,100 1 1 8 2 0 年国債 10,000,000 11,2431,760 1 1 9 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 1 1 9 2 0 年国債 <td< th=""><th>7 4 3 0 年国債</th><th>23,000,000</th><th>21,506,610</th><th></th></td<>	7 4 3 0 年国債	23,000,000	21,506,610	
7 3 2 0 年国債 20,000,000 20,671,600 8 4 2 0 年国債 12,000,000 12,642,720 9 2 2 0 年国債 15,000,000 16,141,950 9 4 2 0 年国債 20,000,000 21,609,800 9 5 2 0 年国債 7,000,000 7,651,490 9 9 2 0 年国債 17,000,000 18,583,720 1 0 0 2 0 年国債 17,000,000 18,723,120 1 0 2 2 0 年国債 13,000,000 14,510,470 1 0 3 2 0 年国債 10,000,000 11,111,100 1 0 4 2 0 年国債 30,000,000 33,028,200 1 0 7 2 0 年国債 10,000,000 11,052,900 1 0 8 2 0 年国債 10,000,000 11,052,900 1 0 8 2 0 年国債 24,000,000 26,628,720 1 0 8 2 0 年国債 10,000,000 32,951,400 1 1 1 2 0 年国債 10,000,000 11,242,100 1 1 3 2 0 年国債 24,000,000 26,934,480 1 1 4 2 0 年国債 10,000,000 17,054,100 1 1 7 2 0 年国債 15,000,000 17,054,100 1 1 7 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 1 1 8 2 0 年国債 10,000,000 10,01,160 1 2 1 2 0 年国債 <	75 30年国債	16,000,000	16,119,040	
8 4 2 0 年国債 12,000,000 12,642,720 9 2 2 0 年国債 15,000,000 16,141,950 9 4 2 0 年国債 20,000,000 21,609,800 9 5 2 0 年国債 7,000,000 7,651,490 9 9 2 0 年国債 17,000,000 18,583,720 1 0 0 2 0 年国債 17,000,000 18,723,120 1 0 2 2 0 年国債 13,000,000 14,510,470 1 0 3 2 0 年国債 10,000,000 11,111,100 1 0 4 2 0 年国債 30,000,000 33,028,200 1 0 7 2 0 年国債 10,000,000 11,052,900 1 0 8 2 0 年国債 24,000,000 26,628,720 1 0 8 2 0 年国債 10,000,000 32,951,400 1 1 1 2 0 年国債 10,000,000 11,242,100 1 1 3 2 0 年国債 24,000,000 26,628,720 1 1 4 2 0 年国債 24,000,000 36,934,480 1 1 4 2 0 年国債 15,000,000 17,054,100 1 1 7 2 0 年国債 15,000,000 17,054,100 1 1 8 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 1 1 9 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 1 1 9 2 0 年国債 10,000,000 17,948,640 1 2 3 2 0 年国債	76 30年国債	13,000,000	13,404,430	
9 2 2 0 年国債 15,000,000 16,141,950 9 4 2 0 年国債 20,000,000 21,609,800 9 5 2 0 年国債 7,000,000 7,651,490 9 9 2 0 年国債 17,000,000 18,583,720 1 0 0 2 0 年国債 17,000,000 18,723,120 1 0 2 2 0 年国債 13,000,000 14,510,470 1 0 3 2 0 年国債 10,000,000 11,111,100 1 0 4 2 0 年国債 30,000,000 33,028,200 1 0 7 2 0 年国債 10,000,000 11,052,900 1 0 8 2 0 年国債 24,000,000 26,628,720 1 0 8 2 0 年国債 10,000,000 32,951,400 1 1 1 2 0 年国債 10,000,000 11,242,100 1 1 3 2 0 年国債 24,000,000 26,934,480 1 1 4 2 0 年国債 28,000,000 31,535,560 1 1 6 2 0 年国債 15,000,000 17,054,100 1 1 7 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 1 1 8 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 1 1 9 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 1 2 1 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 1 2 2 0 年国債 10,000,000 11,394,8640 1 2 3 2 0 年国債	73 20年国債	20,000,000	20,671,600	
9 4 2 0 年国債 20,000,000 21,609,800 9 5 2 0 年国債 7,000,000 7,651,490 9 9 2 0 年国債 17,000,000 18,583,720 1 0 0 2 0 年国債 17,000,000 18,723,120 1 0 2 2 0 年国債 13,000,000 14,510,470 1 0 3 2 0 年国債 10,000,000 11,111,100 1 0 4 2 0 年国債 30,000,000 33,028,200 1 0 5 2 0 年国債 10,000,000 11,052,900 1 0 7 2 0 年国債 24,000,000 26,628,720 1 0 8 2 0 年国債 10,000,000 32,951,400 1 1 1 2 0 年国債 24,000,000 32,951,400 1 1 1 2 0 年国債 24,000,000 32,951,400 1 1 1 2 0 年国債 10,000,000 11,242,100 1 1 3 2 0 年国債 28,000,000 31,535,560 1 1 4 2 0 年国債 15,000,000 17,054,100 1 1 7 2 0 年国債 10,000,000 12,431,760 1 1 8 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 1 1 9 2 0 年国債 9,000,000 10,010,160 1 2 1 2 0 年国債 16,000,000 17,948,640 1 2 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 1 2 5 2 0 年国債	8 4 2 0 年国債	12,000,000	12,642,720	
9 5 2 0 年国債 7,000,000 7,651,490 9 9 2 0 年国債 17,000,000 18,583,720 1 0 0 2 0 年国債 17,000,000 18,723,120 1 0 2 2 0 年国債 13,000,000 14,510,470 1 0 3 2 0 年国債 10,000,000 11,111,100 1 0 4 2 0 年国債 30,000,000 33,028,200 1 0 7 2 0 年国債 24,000,000 26,628,720 1 0 8 2 0 年国債 30,000,000 32,951,400 1 1 1 2 0 年国債 10,000,000 11,242,100 1 1 3 2 0 年国債 24,000,000 26,934,480 1 1 4 2 0 年国債 28,000,000 31,535,560 1 1 6 2 0 年国債 15,000,000 17,054,100 1 1 7 2 0 年国債 10,000,000 12,431,760 1 1 8 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 1 1 9 2 0 年国債 9,000,000 10,010,160 1 2 0 2 0 年国債 10,000,000 17,948,640 1 2 1 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 1 2 5 2 0 年国債 10,000,000 10,266,630 1 2 8 2 0 年国債 15,000,000 10,266,630 1 2 8 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 1 3 1 2 0 年国債	92 20年国債	15,000,000	16,141,950	
9 9 2 0 年国債 17,000,000 18,583,720 1 0 0 2 0 年国債 17,000,000 18,723,120 1 0 2 2 0 年国債 13,000,000 14,510,470 1 0 3 2 0 年国債 10,000,000 11,111,100 1 0 4 2 0 年国債 30,000,000 33,028,200 1 0 5 2 0 年国債 10,000,000 11,052,900 1 0 7 2 0 年国債 24,000,000 26,628,720 1 0 8 2 0 年国債 10,000,000 11,242,100 1 1 1 2 0 年国債 10,000,000 11,242,100 1 1 3 2 0 年国債 24,000,000 26,934,480 1 1 4 2 0 年国債 15,000,000 31,535,560 1 1 6 2 0 年国債 15,000,000 17,054,100 1 1 7 2 0 年国債 10,000,000 17,054,100 1 1 8 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 1 1 9 2 0 年国債 9,000,000 10,101,160 1 2 0 年国債 10,000,000 17,948,640 1 2 1 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 1 2 5 2 0 年国債 11,000,000 12,644,280 1 2 8 2 0 年国債 15,000,000 10,206,630 1 2 8 2 0 年国債 7,866,600 1 3 1 2 0 年国債 7,000,000	9 4 2 0 年国債	20,000,000	21,609,800	
1 0 0 2 0 年国債	95 20年国債	7,000,000	7,651,490	
1 0 2 2 0 年国債 13,000,000 14,510,470 1 0 3 2 0 年国債 10,000,000 11,111,100 1 0 4 2 0 年国債 30,000,000 33,028,200 1 0 5 2 0 年国債 10,000,000 11,052,900 1 0 7 2 0 年国債 24,000,000 26,628,720 1 0 8 2 0 年国債 30,000,000 32,951,400 1 1 1 2 0 年国債 10,000,000 11,242,100 1 1 3 2 0 年国債 24,000,000 26,934,480 1 1 4 2 0 年国債 28,000,000 31,535,560 1 1 6 2 0 年国債 15,000,000 17,054,100 1 1 7 2 0 年国債 10,000,000 12,431,760 1 1 8 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 1 1 9 2 0 年国債 9,000,000 10,010,160 1 2 0 2 0 年国債 9,000,000 17,948,640 1 2 1 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 1 2 5 2 0 年国債 11,000,000 12,644,280 1 2 8 2 0 年国債 15,000,000 10,206,630 1 2 8 2 0 年国債 15,000,000 16,934,850 1 2 9 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 1 3 0 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 1 3 1 2 0 年国債	99 20年国債	17,000,000	18,583,720	
1 0 3 2 0 年国債 10,000,000 11,111,100 1 0 4 2 0 年国債 30,000,000 33,028,200 1 0 5 2 0 年国債 10,000,000 11,052,900 1 0 7 2 0 年国債 24,000,000 26,628,720 1 0 8 2 0 年国債 30,000,000 32,951,400 1 1 1 2 0 年国債 10,000,000 11,242,100 1 1 3 2 0 年国債 24,000,000 26,934,480 1 1 4 2 0 年国債 28,000,000 31,535,560 1 1 6 2 0 年国債 15,000,000 17,054,100 1 1 7 2 0 年国債 10,000,000 12,431,760 1 1 8 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 1 1 9 2 0 年国債 9,000,000 10,010,160 1 2 0 2 年国債 16,000,000 17,948,640 1 2 1 2 0 年国債 10,000,000 17,948,640 1 2 3 2 0 年国債 10,000,000 12,644,280 1 2 5 2 0 年国債 11,000,000 12,644,280 1 2 8 2 0 年国債 15,000,000 16,934,850 1 2 9 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 1 3 1 2 0 年国債 9,000,000 10,040,670 1 3 2 2 0 年国債 6,000,000 6,708,360	100 20年国債	17,000,000	18,723,120	
1 0 4 2 0 年国債 30,000,000 33,028,200 1 0 5 2 0 年国債 10,000,000 11,052,900 1 0 7 2 0 年国債 24,000,000 26,628,720 1 0 8 2 0 年国債 30,000,000 32,951,400 1 1 1 2 0 年国債 10,000,000 11,242,100 1 1 3 2 0 年国債 24,000,000 26,934,480 1 1 4 2 0 年国債 28,000,000 31,535,560 1 1 6 2 0 年国債 15,000,000 17,054,100 1 1 7 2 0 年国債 10,000,000 12,431,760 1 1 8 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 1 1 9 2 0 年国債 9,000,000 10,010,160 1 2 0 2 0 年国債 16,000,000 17,948,640 1 2 1 2 0 年国債 10,000,000 17,948,640 1 2 3 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 1 2 5 2 0 年国債 10,000,000 12,644,280 1 2 8 2 0 年国債 15,000,000 16,934,850 1 2 9 2 0 年国債 37,000,000 41,478,850 1 3 0 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 1 3 1 2 0 年国債 9,000,000 10,040,670 1 3 2 2 0 年国債 6,000,000 6,708,360	102 20年国債	13,000,000	14,510,470	
1 0 5 2 0 年国債 10,000,000 11,052,900 1 0 7 2 0 年国債 24,000,000 26,628,720 1 0 8 2 0 年国債 30,000,000 32,951,400 1 1 1 2 0 年国債 10,000,000 11,242,100 1 1 3 2 0 年国債 24,000,000 26,934,480 1 1 4 2 0 年国債 28,000,000 31,535,560 1 1 6 2 0 年国債 15,000,000 17,054,100 1 1 7 2 0 年国債 11,000,000 12,431,760 1 1 8 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 1 1 9 2 0 年国債 9,000,000 10,010,160 1 2 0 2 0 年国債 26,900,000 28,553,460 1 2 1 2 0 年国債 16,000,000 17,948,640 1 2 3 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 1 2 5 2 0 年国債 10,000,000 12,644,280 1 2 8 2 0 年国債 15,000,000 16,934,850 1 2 9 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 1 3 0 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 1 3 1 2 0 年国債 9,000,000 10,040,670 1 3 2 2 0 年国債 6,000,000 6,708,360	103 20年国債	10,000,000	11,111,100	
1 0 7 2 0 年国債 24,000,000 26,628,720 1 0 8 2 0 年国債 30,000,000 32,951,400 1 1 1 2 0 年国債 10,000,000 11,242,100 1 1 3 2 0 年国債 24,000,000 26,934,480 1 1 4 2 0 年国債 28,000,000 31,535,560 1 1 6 2 0 年国債 15,000,000 17,054,100 1 1 7 2 0 年国債 11,000,000 12,431,760 1 1 8 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 1 1 9 2 0 年国債 9,000,000 10,010,160 1 2 0 2 0 年国債 26,000,000 28,553,460 1 2 1 2 0 年国債 16,000,000 17,948,640 1 2 3 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 1 2 5 2 0 年国債 11,000,000 12,644,280 1 2 6 2 0 年国債 9,000,000 10,206,630 1 2 8 2 0 年国債 15,000,000 16,934,850 1 2 9 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 1 3 0 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 1 3 1 2 0 年国債 9,000,000 10,040,670 1 3 2 2 0 年国債 6,000,000 6,708,360	104 20年国債	30,000,000	33,028,200	
1 0 8 2 0 年国債 30,000,000 32,951,400 1 1 1 2 0 年国債 10,000,000 11,242,100 1 1 3 2 0 年国債 24,000,000 26,934,480 1 1 4 2 0 年国債 28,000,000 31,535,560 1 1 6 2 0 年国債 15,000,000 17,054,100 1 1 7 2 0 年国債 11,000,000 12,431,760 1 1 8 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 1 1 9 2 0 年国債 9,000,000 10,010,160 1 2 0 2 0 年国債 26,000,000 28,553,460 1 2 1 2 0 年国債 16,000,000 17,948,640 1 2 3 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 1 2 5 2 0 年国債 11,000,000 12,644,280 1 2 6 2 0 年国債 9,000,000 10,206,630 1 2 8 2 0 年国債 15,000,000 16,934,850 1 2 9 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 1 3 0 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 1 3 1 2 0 年国債 9,000,000 10,040,670 1 3 2 2 0 年国債 6,000,000 6,708,360	105 20年国債	10,000,000	11,052,900	
1 1 1 2 0 年国債 10,000,000 11,242,100 1 1 3 2 0 年国債 24,000,000 26,934,480 1 1 4 2 0 年国債 28,000,000 31,535,560 1 1 6 2 0 年国債 15,000,000 17,054,100 1 1 7 2 0 年国債 11,000,000 12,431,760 1 1 8 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 1 1 9 2 0 年国債 9,000,000 10,010,160 1 2 0 2 0 年国債 26,000,000 28,553,460 1 2 1 2 0 年国債 16,000,000 17,948,640 1 2 3 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 1 2 5 2 0 年国債 11,000,000 12,644,280 1 2 6 2 0 年国債 9,000,000 10,206,630 1 2 8 2 0 年国債 15,000,000 16,934,850 1 2 9 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 1 3 0 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 1 3 1 2 0 年国債 9,000,000 10,040,670 1 3 2 2 0 年国債 6,000,000 6,708,360	107 20年国債	24,000,000	26,628,720	
1 1 3 2 0 年国債 24,000,000 26,934,480 1 1 4 2 0 年国債 28,000,000 31,535,560 1 1 6 2 0 年国債 15,000,000 17,054,100 1 1 7 2 0 年国債 11,000,000 12,431,760 1 1 8 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 1 1 9 2 0 年国債 9,000,000 10,010,160 1 2 0 2 0 年国債 26,000,000 28,553,460 1 2 1 2 0 年国債 16,000,000 17,948,640 1 2 3 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 1 2 5 2 0 年国債 11,000,000 12,644,280 1 2 8 2 0 年国債 15,000,000 16,934,850 1 2 8 2 0 年国債 15,000,000 41,478,850 1 3 0 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 1 3 1 2 0 年国債 9,000,000 10,040,670 1 3 2 2 0 年国債 6,000,000 6,708,360	108 20年国債	30,000,000	32,951,400	
1 1 4 2 0 年国債 28,000,000 31,535,560 1 1 6 2 0 年国債 15,000,000 17,054,100 1 1 7 2 0 年国債 11,000,000 12,431,760 1 1 8 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 1 1 9 2 0 年国債 9,000,000 10,010,160 1 2 0 2 0 年国債 26,000,000 28,553,460 1 2 1 2 0 年国債 16,000,000 17,948,640 1 2 3 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 1 2 5 2 0 年国債 11,000,000 12,644,280 1 2 8 2 0 年国債 9,000,000 10,206,630 1 2 8 2 0 年国債 15,000,000 16,934,850 1 2 9 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 1 3 0 2 0 年国債 9,000,000 10,040,670 1 3 2 2 0 年国債 6,000,000 6,708,360	111 20年国債	10,000,000	11,242,100	
1 1 6 2 0 年国債 15,000,000 17,054,100 1 1 7 2 0 年国債 11,000,000 12,431,760 1 1 8 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 1 1 9 2 0 年国債 9,000,000 10,010,160 1 2 0 2 0 年国債 26,000,000 28,553,460 1 2 1 2 0 年国債 16,000,000 17,948,640 1 2 3 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 1 2 5 2 0 年国債 11,000,000 12,644,280 1 2 6 2 0 年国債 9,000,000 10,206,630 1 2 8 2 0 年国債 15,000,000 16,934,850 1 2 9 2 0 年国債 7,000,000 41,478,850 1 3 0 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 1 3 1 2 0 年国債 9,000,000 10,040,670 1 3 2 2 0 年国債 6,000,000 6,708,360	113 20年国債	24,000,000	26,934,480	
1 1 7 2 0 年国債 11,000,000 12,431,760 1 1 8 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 1 1 9 2 0 年国債 9,000,000 10,010,160 1 2 0 2 0 年国債 26,000,000 28,553,460 1 2 1 2 0 年国債 16,000,000 17,948,640 1 2 3 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 1 2 5 2 0 年国債 11,000,000 12,644,280 1 2 6 2 0 年国債 9,000,000 10,206,630 1 2 8 2 0 年国債 15,000,000 16,934,850 1 2 9 2 0 年国債 37,000,000 41,478,850 1 3 0 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 1 3 1 2 0 年国債 9,000,000 10,040,670 1 3 2 2 0 年国債 6,000,000 6,708,360	114 20年国債	28,000,000	31,535,560	
1 1 8 2 0 年国債 10,000,000 11,262,700 1 1 9 2 0 年国債 9,000,000 10,010,160 1 2 0 2 0 年国債 26,000,000 28,553,460 1 2 1 2 0 年国債 16,000,000 17,948,640 1 2 3 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 1 2 5 2 0 年国債 11,000,000 12,644,280 1 2 6 2 0 年国債 9,000,000 10,206,630 1 2 8 2 0 年国債 15,000,000 16,934,850 1 2 9 2 0 年国債 37,000,000 41,478,850 1 3 0 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 1 3 1 2 0 年国債 9,000,000 10,040,670 1 3 2 2 0 年国債 6,000,000 6,708,360	116 20年国債	15,000,000	17,054,100	
1 1 9 2 0 年国債 9,000,000 10,010,160 1 2 0 2 0 年国債 26,000,000 28,553,460 1 2 1 2 0 年国債 16,000,000 17,948,640 1 2 3 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 1 2 5 2 0 年国債 11,000,000 12,644,280 1 2 6 2 0 年国債 9,000,000 10,206,630 1 2 8 2 0 年国債 15,000,000 16,934,850 1 2 9 2 0 年国債 37,000,000 41,478,850 1 3 0 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 1 3 1 2 0 年国債 9,000,000 10,040,670 1 3 2 2 0 年国債 6,000,000 6,708,360	117 20年国債	11,000,000	12,431,760	
1 2 0 2 0 年国債 26,000,000 28,553,460 1 2 1 2 0 年国債 16,000,000 17,948,640 1 2 3 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 1 2 5 2 0 年国債 11,000,000 12,644,280 1 2 6 2 0 年国債 9,000,000 10,206,630 1 2 8 2 0 年国債 15,000,000 16,934,850 1 2 9 2 0 年国債 37,000,000 41,478,850 1 3 0 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 1 3 1 2 0 年国債 9,000,000 10,040,670 1 3 2 2 0 年国債 6,000,000 6,708,360	118 20年国債	10,000,000	11,262,700	
1 2 1 2 0 年国債 16,000,000 17,948,640 1 2 3 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 1 2 5 2 0 年国債 11,000,000 12,644,280 1 2 6 2 0 年国債 9,000,000 10,206,630 1 2 8 2 0 年国債 15,000,000 16,934,850 1 2 9 2 0 年国債 37,000,000 41,478,850 1 3 0 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 1 3 1 2 0 年国債 9,000,000 10,040,670 1 3 2 2 0 年国債 6,000,000 6,708,360	119 20年国債	9,000,000	10,010,160	
1 2 3 2 0 年国債 10,000,000 11,391,200 1 2 5 2 0 年国債 11,000,000 12,644,280 1 2 6 2 0 年国債 9,000,000 10,206,630 1 2 8 2 0 年国債 15,000,000 16,934,850 1 2 9 2 0 年国債 37,000,000 41,478,850 1 3 0 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 1 3 1 2 0 年国債 9,000,000 10,040,670 1 3 2 2 0 年国債 6,000,000 6,708,360	120 20年国債	26,000,000	28,553,460	
1 2 5 2 0 年国債 11,000,000 12,644,280 1 2 6 2 0 年国債 9,000,000 10,206,630 1 2 8 2 0 年国債 15,000,000 16,934,850 1 2 9 2 0 年国債 37,000,000 41,478,850 1 3 0 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 1 3 1 2 0 年国債 9,000,000 10,040,670 1 3 2 2 0 年国債 6,000,000 6,708,360	121 20年国債	16,000,000	17,948,640	
1 2 6 2 0 年国債 9,000,000 10,206,630 1 2 8 2 0 年国債 15,000,000 16,934,850 1 2 9 2 0 年国債 37,000,000 41,478,850 1 3 0 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 1 3 1 2 0 年国債 9,000,000 10,040,670 1 3 2 2 0 年国債 6,000,000 6,708,360	123 20年国債	10,000,000	11,391,200	
1 2 8 2 0 年国債 15,000,000 16,934,850 1 2 9 2 0 年国債 37,000,000 41,478,850 1 3 0 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 1 3 1 2 0 年国債 9,000,000 10,040,670 1 3 2 2 0 年国債 6,000,000 6,708,360	125 20年国債	11,000,000	12,644,280	
1 2 9 2 0 年国債 37,000,000 41,478,850 1 3 0 2 0 年国債 7,000,000 7,866,600 1 3 1 2 0 年国債 9,000,000 10,040,670 1 3 2 2 0 年国債 6,000,000 6,708,360	126 20年国債	9,000,000	10,206,630	
130 20年国債 7,000,000 7,866,600 131 20年国債 9,000,000 10,040,670 132 20年国債 6,000,000 6,708,360	128 20年国債	15,000,000	16,934,850	
1 3 1 2 0 年国債 9,000,000 10,040,670 1 3 2 2 0 年国債 6,000,000 6,708,360	129 20年国債	37,000,000	41,478,850	
1 3 2 2 0 年国債 6,000,000 6,708,360	130 20年国債	7,000,000	7,866,600	
	131 20年国債	9,000,000	10,040,670	
1 3 3 2 0 年国債 20,000,000 22,529,200	132 20年国債	6,000,000	6,708,360	
	133 20年国債	20,000,000	22,529,200	

13 4 2 0 年国債			有価証券報告書	(内国投資信託
137 20年国債 15,000,000 16,825,800 138 20年国債 10,000,000 11,040,200 11,040,200 11,040,200 11,040,200 11,128,700 11,040,200 11,128,7430 11,129,7430 11	134 20年国債	17,000,000	19,184,840	
138 20年国債 10,000,000 11,040,200 139 20年国債 10,000,000 11,128,700 14 0 20年国債 20,000,000 22,448,800 14 1 20年国債 20,000,000 22,4470,000 14 1 2 0年国債 20,000,000 19,257,430 14 2 2 0年国債 12,000,000 13,372,680 14 4 2 0年国債 30,000,000 33,146,700 14 5 2 0年国債 25,000,000 28,118,500 14 6 2 0年国債 23,000,000 25,886,040 14 7 2 0年国債 22,000,000 24,329,360 14 8 2 0年国債 22,000,000 24,329,360 14 8 2 0年国債 30,000,000 32,850,900 15 1 2 0年国債 30,000,000 32,850,900 15 1 2 0年国債 19,000,000 20,370,660 15 2 2 0年国債 23,000,000 20,333,820 15 3 2 0年国債 22,000,000 24,329,360 15 5 2 0年国債 22,000,000 24,329,360 15 5 2 0年国債 19,000,000 20,363,820 15 5 2 0年国債 22,000,000 24,329,660 15 5 2 0年国債 22,000,000 21,3546,600 15 5 2 0年国債 22,000,000 21,3546,600 15 5 2 0年国債 22,000,000 21,514,680 16 2 0年国債 22,000,000 21,514,680 16 2 0年国債 22,000,000 21,514,680 16 2 0年国債 22,000,000 19,692,400 16 2 0年国債 22,000,000 19,692,400 16 2 0年国債 22,000,000 19,692,400 16 6 2 0年国債 20,000,000 19,692,400 16 6 2 0年国債 20,000,000 19,692,000 19,692,000 16 6 7 2 0年国債 20,000,000 14,794,650 16 6 7 2 0年国債 19,000,000 14,794,650 16 6 9 2 0年国債 19,000,000 12,853,960 17 7 0 2 0年国債 15,000,000 17,314,510 17 7 2 2 0年国債 15,000,000 17,314,510 17 7 2 2 0年国債 19,000,000 17,314,510 17 7 2 2 0年国債 11,000,000 17,314,510	136 20年国債	8,000,000	8,890,160	
139 20年国債 10,000,000 11,128,700 14 0 20年国債 20,000,000 22,448,800 14 1 20年国債 20,000,000 22,448,800 14 1 20年国債 20,000,000 19,257,430 14 2 20年国債 17,000,000 19,257,430 14 3 20年国債 12,000,000 33,146,700 14 4 20年国債 20,000,000 28,118,500 14 4 20年国債 25,000,000 28,118,500 14 4 5 20年国債 23,000,000 25,886,040 14 7 20年国債 22,000,000 24,550,900 14 8 20年国債 22,000,000 24,329,360 14 9 20年国債 22,000,000 26,541,120 15 0 20年国債 19,000,000 20,370,660 15 1 20年国債 23,000,000 20,370,660 15 2 0年国債 23,000,000 20,370,660 15 2 0年国債 22,000,000 20,370,660 15 5 2 0年国債 22,000,000 24,329,360 15 3 20年国債 23,000,000 20,363,820 15 3 20年国債 23,000,000 24,325,660 15 5 20年国債 22,000,000 24,329,360 15 5 20年国債 22,000,000 24,325,660 15 5 20年国債 22,000,000 24,325,660 15 5 20年国債 22,000,000 24,325,660 15 5 20年国債 22,000,000 23,546,600 15 5 20年国債 22,000,000 23,546,600 15 5 20年国債 22,000,000 23,546,600 15 7 20年国債 22,000,000 19,406,400 15 7 20年国債 22,000,000 19,797,960 15 8 20年国債 22,000,000 21,514,680 16 0 20年国債 22,000,000 21,514,680 16 0 20年国債 22,000,000 19,692,400 16 6 20年国債 22,000,000 19,692,400 16 6 20年国債 22,000,000 19,692,400 16 6 20年国債 20,000,000 19,203,800 16 6 20年国債 20,000,000 19,203,800 16 6 20年国債 20,000,000 19,203,800 16 6 20年国債 19,000,000 10,157,510	137 20年国債	15,000,000	16,825,800	
1 4 0 2 0 年国債 20,000,000 22,448,800 1 4 1 2 0 年国債 20,000,000 22,470,000 1 4 2 2 0 年国債 17,000,000 19,257,430 1 4 3 2 0 年国債 12,000,000 13,372,680 1 4 4 2 0 年国債 30,000,000 33,146,700 1 4 5 2 0 年国債 25,000,000 28,118,500 1 4 6 2 0 年国債 22,000,000 24,550,900 1 4 8 2 0 年国債 22,000,000 24,329,360 1 4 9 2 0 年国債 22,000,000 24,329,360 1 4 9 2 0 年国債 30,000,000 32,850,900 1 5 1 2 0 年国債 19,000,000 20,370,660 1 5 2 0 年国債 23,000,000 24,329,360 1 5 3 2 0 年国債 22,000,000 24,329,360 1 5 5 2 0 年国債 22,000,000 20,370,660 1 5 5 2 0 年国債 22,000,000 24,902,560 1 5 6 2 0 年国債 22,000,000 24,902,560 1 5 8 2 0 年国債 22,000,000 24,902,560 1 5 8 2 0 年国債 22,000,000 24,902,560 1 5 5 2 0 年国債 22,000,000 24,902,560 1 5 5 2 0 年国債 22,000,000 24,902,560 1 5 8 2 0 年国債 22,000,000 21,514,680 1 5 7 2 0 年国債 21,000,000 19,406,400 1 5 7 2 0 年国債 22,000,000 21,514,680 1 5 9 2 0 年国債 22,000,000 21,514,680 1 6 0 2 0 年国債 22,000,000 21,514,680 1 6 0 2 0 年国債 22,000,000 21,565,280 1 6 4 2 0 年国債 22,000,000 19,649,000 19,649,000 1 6 6 3 2 0 年国債 22,000,000 19,649,000 19,624,000 1 6 6 2 0 年国債 22,000,000 19,624,000 19,624,000 19,624,000 19,624,000 19,624,000 19,624,000 19,624,000 19,624,000 19,624,000 19,624,000 19,624,000 19,624,000 19,624,000 19,624,000 11,656,280 16 6 2 0 年国債 20,000,000 19,624,000 11,656,280 16 6 2 0 年国債 15,000,000 14,794,650 16 6 2 0 年国債 15,000,000 11,7314,510 17 0 2 0 年国債 15,000,000 17,314,510 17 0 2 0 年国債 19,000,000 17,314,510 17 0 2 0 年国債 11,000,000 17,314,510 17 0 2 0 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	138 20年国債	10,000,000	11,040,200	
1 4 1 2 0 年国債 20,000,000 22,470,000 1 4 2 2 0 年国債 17,000,000 19,257,430 1 4 3 2 0 年国債 12,000,000 13,372,680 1 4 4 2 0 年国債 30,000,000 33,146,700 1 4 5 2 0 年国債 25,000,000 28,118,500 1 4 6 2 0 年国債 23,000,000 25,886,040 1 4 7 2 0 年国債 22,000,000 24,550,900 1 4 8 2 0 年国債 22,000,000 24,329,360 1 4 9 2 0 年国債 22,000,000 26,541,120 1 5 0 2 0 年国債 30,000,000 32,850,900 1 5 1 2 0 年国債 19,000,000 20,370,660 1 5 2 2 0 年国債 19,000,000 20,370,660 1 5 3 2 0 年国債 19,000,000 20,363,820 1 5 3 2 0 年国債 23,000,000 24,902,560 1 5 4 2 0 年国債 22,000,000 23,546,600 1 5 5 2 0 年国債 19,000,000 19,867,920 1 5 6 2 0 年国債 20,000,000 19,797,960 1 5 7 2 0 年国債 21,000,000 19,797,960 1 5 8 2 0 年国債 20,000,000 21,514,680 1 6 0 2 0 年国債 20,000,000 21,514,680 1 6 1 2 0 年国債	139 20年国債	10,000,000	11,128,700	
1 4 2 2 0 年国債 17,000,000 19,257,430 1 4 3 2 0 年国債 12,000,000 13,372,680 1 4 4 2 0 年国債 30,000,000 33,146,700 1 4 5 2 0 年国債 25,000,000 28,118,500 1 4 6 2 0 年国債 22,000,000 24,550,900 1 4 8 2 0 年国債 22,000,000 24,329,360 1 4 9 2 0 年国債 24,000,000 26,541,120 1 5 0 2 0 年国債 19,000,000 20,370,660 1 5 1 2 0 年国債 19,000,000 20,370,660 1 5 2 2 0 年国債 22,000,000 24,902,560 1 5 4 2 0 年国債 22,000,000 24,902,560 1 5 5 2 0 年国債 22,000,000 24,902,560 1 5 5 2 0 年国債 22,000,000 21,364,600 1 5 5 2 0 年国債 22,000,000 21,364,600 1 5 5 2 0 年国債 22,000,000 23,546,600 1 5 5 2 0 年国債 20,000,000 19,406,400 1 5 7 2 0 年国債 21,000,000 19,406,400 1 1 9,797,960 1 5 8 2 0 年国債 22,000,000 21,514,680 1 5 9 2 0 年国債 22,000,000 21,514,680 1 6 0 2 0 年国債 20,000,000 19,649,000 1 19,649,000 1 6 1 2 0 年国債 20,000,000 19,649,000 1 19,649,000 1 6 2 2 0 年国債 20,000,000 19,649,000 1 19,649,000 1 6 2 2 0 年国債 20,000,000 19,649,000 1 19	140 20年国債	20,000,000	22,448,800	
1 4 3 2 0 年国債 12,000,000 13,372,680 1 4 4 2 0 年国債 30,000,000 33,146,700 1 4 5 2 0 年国債 25,000,000 28,118,500 1 4 6 2 0 年国債 23,000,000 25,886,040 1 4 7 2 0 年国債 22,000,000 24,550,900 1 4 8 2 0 年国債 22,000,000 24,329,360 1 4 9 2 0 年国債 24,000,000 26,541,120 1 5 0 2 0 年国債 19,000,000 20,370,660 1 5 1 2 0 年国債 19,000,000 20,370,660 1 5 2 0 年国債 19,000,000 20,370,660 1 5 3 2 0 年国債 22,000,000 24,902,560 1 5 4 2 0 年国債 22,000,000 23,546,600 1 5 5 2 0 年国債 19,000,000 23,546,600 1 5 7 2 0 年国債 20,000,000 19,867,920 1 5 8 2 0 年国債 20,000,000 19,797,960 1 5 8 2 0 年国債 21,000,000 21,514,680 1 5 9 2 0 年国債 22,000,000 23,730,960 1 6 0 2 0 年国債 20,000,000 19,692,400 1 6 1 2 0 年国債 20,000,000 19,649,000 1 6 2 2 0 年国債 20,000,000 19,203,800 1 6 6 2 0 年国債 </th <th>141 20年国債</th> <th>20,000,000</th> <th>22,470,000</th> <th></th>	141 20年国債	20,000,000	22,470,000	
1 4 4 2 0 年国債 30,000,000 33,146,700 1 4 5 2 0 年国債 25,000,000 28,118,500 1 4 6 2 0 年国債 23,000,000 24,550,900 1 4 7 2 0 年国債 22,000,000 24,550,900 1 4 8 2 0 年国債 22,000,000 24,329,360 1 4 9 2 0 年国債 24,000,000 26,541,120 1 5 0 2 0 年国債 30,000,000 32,850,900 1 5 1 2 0 年国債 19,000,000 20,370,660 1 5 2 0 年国債 23,000,000 24,902,560 1 5 4 2 0 年国債 22,000,000 24,902,560 1 5 4 2 0 年国債 22,000,000 23,546,600 1 5 5 2 0 年国債 22,000,000 23,546,600 1 5 5 2 0 年国債 20,000,000 19,867,920 1 5 6 2 0 年国債 20,000,000 19,406,400 1 5 7 2 0 年国債 22,000,000 21,514,680 1 5 9 2 0 年国債 22,000,000 23,730,960 1 6 0 2 0 年国債 24,000,000 23,730,960 1 6 1 2 0 年国債 20,000,000 19,692,400 1 6 2 2 0 年国債 20,000,000 19,692,400 1 6 3 2 0 年国債 20,000,000 19,649,000 1 6 6 2 0 年国債 20,000,000 19,203,800 1 6 6 2 0 年国債 20,000,000 19,203,800 1 6 8 2 0 年国債 15,000,000 12,853,960 1 7 0 2 0 年国債 15,000,000 17,314,510 1 7 2 2 0 年国債 19,000,000 17,314,510 1 7 2 2 0 年国債 19,000,000 17,314,510 1 7 2 2 0 年国債 11,000,000 10,157,510	142 20年国債	17,000,000	19,257,430	
1 4 5 2 0 年国債	143 20年国債	12,000,000	13,372,680	
1 4 6 2 0 年国債 23,000,000 25,886,040 1 4 7 2 0 年国債 22,000,000 24,550,900 1 4 8 2 0 年国債 22,000,000 24,329,360 1 4 9 2 0 年国債 24,000,000 26,541,120 1 5 0 2 0 年国債 30,000,000 32,850,900 1 5 1 2 0 年国債 19,000,000 20,370,660 1 5 2 2 0 年国債 19,000,000 20,363,820 1 5 3 2 0 年国債 23,000,000 24,902,560 1 5 4 2 0 年国債 22,000,000 23,546,600 1 5 5 2 0 年国債 19,000,000 19,867,920 1 5 6 2 0 年国債 20,000,000 19,797,960 1 5 8 2 0 年国債 21,000,000 19,797,960 1 5 8 2 0 年国債 22,000,000 21,514,680 1 5 9 2 0 年国債 24,000,000 23,730,960 1 6 0 2 0 年国債 20,000,000 19,692,400 1 6 1 2 0 年国債 20,000,000 19,692,400 1 6 2 2 0 年国債 20,000,000 19,649,000 1 6 3 2 0 年国債 20,000,000 19,692,400 1 6 4 2 0 年国債 20,000,000 19,203,800 1 6 6 2 0 年国債 15,000,000 19,203,800 1 6 8 2 0 年国	144 20年国債	30,000,000	33,146,700	
1 4 7 2 0 年国債 22,000,000 24,550,900 1 4 8 2 0 年国債 22,000,000 24,329,360 1 4 9 2 0 年国債 24,000,000 26,541,120 1 5 0 2 0 年国債 30,000,000 32,850,900 1 5 1 2 0 年国債 19,000,000 20,370,660 1 5 2 2 0 年国債 19,000,000 20,363,820 1 5 3 2 0 年国債 22,000,000 24,902,560 1 5 4 2 0 年国債 22,000,000 23,546,600 1 5 5 2 0 年国債 19,000,000 19,867,920 1 5 6 2 0 年国債 20,000,000 19,797,960 1 5 7 2 0 年国債 21,000,000 19,797,960 1 5 8 2 0 年国債 22,000,000 23,730,960 1 5 9 2 0 年国債 24,000,000 23,730,960 1 6 0 2 0 年国債 24,000,000 23,730,960 1 6 1 2 0 年国債 20,000,000 19,692,400 1 6 2 2 0 年国債 20,000,000 19,692,400 1 6 3 2 0 年国債 20,000,000 19,649,000 1 6 4 2 0 年国債 20,000,000 19,203,800 1 6 6 2 0 年国債 15,000,000 19,203,800 1 6 7 2 0 年国債 15,000,000 14,794,650 1 6 8 2 0 年国債	145 20年国債	25,000,000	28,118,500	
1 4 8 2 0 年国債 22,000,000 24,329,360 1 4 9 2 0 年国債 24,000,000 26,541,120 1 5 0 2 0 年国債 30,000,000 32,850,900 1 5 1 2 0 年国債 19,000,000 20,370,660 1 5 2 2 0 年国債 19,000,000 20,363,820 1 5 3 2 0 年国債 23,000,000 24,902,560 1 5 4 2 0 年国債 22,000,000 23,546,600 1 5 5 2 0 年国債 19,000,000 19,867,920 1 5 6 2 0 年国債 20,000,000 19,406,400 1 5 7 2 0 年国債 21,000,000 19,797,960 1 5 8 2 0 年国債 22,000,000 21,514,680 1 5 9 2 0 年国債 22,000,000 23,730,960 1 6 0 2 0 年国債 20,000,000 19,692,400 1 6 1 2 0 年国債 20,000,000 19,692,400 1 6 2 2 0 年国債 20,000,000 19,649,000 1 6 3 2 0 年国債 20,000,000 19,203,800 1 6 4 2 0 年国債 15,000,000 14,794,650 1 6 6 2 0 年国債 15,000,000 18,133,030 1 6 8 2 0 年国債 19,000,000 12,853,960 1 7 0 2 0 年国債 19,000,000 17,314,510 1 7 2 2 0 年国債<	146 20年国債	23,000,000	25,886,040	
1 4 9 2 0 年国債 24,000,000 26,541,120 1 5 0 2 0 年国債 30,000,000 32,850,900 1 5 1 2 0 年国債 19,000,000 20,370,660 1 5 2 2 0 年国債 19,000,000 20,363,820 1 5 3 2 0 年国債 23,000,000 24,902,560 1 5 4 2 0 年国債 22,000,000 23,546,600 1 5 5 2 0 年国債 19,000,000 19,867,920 1 5 6 2 0 年国債 20,000,000 19,797,960 1 5 8 2 0 年国債 21,000,000 19,797,960 1 5 8 2 0 年国債 22,000,000 21,514,680 1 5 9 2 0 年国債 22,000,000 23,730,960 1 6 0 2 0 年国債 28,000,000 28,000,000 1 6 1 2 0 年国債 20,000,000 19,692,400 1 6 2 2 0 年国債 20,000,000 19,649,000 1 6 3 2 0 年国債 20,000,000 19,649,000 1 6 4 2 0 年国債 41,000,000 39,496,940 1 6 5 2 0 年国債 15,000,000 14,794,650 1 6 7 2 0 年国債 19,000,000 18,133,030 1 6 8 2 0 年国債 19,000,000 12,853,960 1 7 0 2 0 年国債 19,000,000 17,314,510 1 7 2 2 0 年国債<	147 20年国債	22,000,000	24,550,900	
150 20年国債 30,000,000 32,850,900 15 1 20年国債 19,000,000 20,370,660 15 2 20年国債 19,000,000 20,363,820 15 3 20年国債 23,000,000 24,902,560 15 4 20年国債 22,000,000 19,867,920 15 6 20年国債 21,000,000 19,406,400 15 7 20年国債 22,000,000 21,514,680 15 8 20年国債 22,000,000 21,514,680 15 9 20年国債 24,000,000 23,730,960 16 1 20年国債 20,000,000 19,797,960 16 16 2 20年国債 20,000,000 19,692,400 16 6 2 20年国債 20,000,000 19,692,400 16 6 2 20年国債 20,000,000 19,649,000 16 6 2 20年国債 20,000,000 19,203,800 16 6 2 20年国債 15,000,000 14,794,650 16 7 2 0年国債 19,000,000 18,133,030 16 8 2 0年国債 19,000,000 12,853,960 17 7 0 2 0年国債 15,000,000 17,314,510 17 2 2 0年国債 19,000,000 17,314,510 17 2 2 0年国債 11,000,000 17,314,510 17 2 2 0年国債 11,000,000 10,157,510	148 20年国債	22,000,000	24,329,360	
151 20年国債 19,000,000 20,370,660 152 20年国債 19,000,000 20,363,820 153 20年国債 23,000,000 24,902,560 154 20年国債 22,000,000 23,546,600 155 20年国債 20,000,000 19,867,920 156 20年国債 21,000,000 19,406,400 157 20年国債 22,000,000 21,514,680 159 20年国債 24,000,000 23,730,960 160 20年国債 24,000,000 23,730,960 160 20年国債 28,000,000 28,000,000 19,692,400 161 20年国債 20,000,000 19,692,400 162 20年国債 20,000,000 19,649,000 163 20年国債 20,000,000 19,649,000 163 20年国債 20,000,000 19,649,000 166 3 20年国債 20,000,000 21,565,280 166 20年国債 20,000,000 19,203,800 166 20年国債 20,000,000 19,203,800 166 20年国債 15,000,000 14,794,650 167 20年国債 19,000,000 18,133,030 168 20年国債 19,000,000 12,853,960 170 20年国債 15,000,000 12,853,960 170 20年国債 15,000,000 17,314,510 172 20年国債 19,000,000 17,314,510 172 20年国債 11,000,000 17,314,510 172 20年国債 19,000,000 17,314,510 172 20年国債 11,000,000 10,157,510	149 20年国債	24,000,000	26,541,120	
15220年国債 19,000,000 20,363,820 15320年国債 23,000,000 24,902,560 15420年国債 22,000,000 23,546,600 155220年国債 19,000,000 19,867,920 15620年国債 20,000,000 19,406,400 15720年国債 21,000,000 19,797,960 15820年国債 22,000,000 21,514,680 15920年国債 24,000,000 23,730,960 16020年国債 28,000,000 28,000,000 16120年国債 20,000,000 19,649,000 16320年国債 22,000,000 19,649,000 16320年国債 22,000,000 21,565,280 16420年国債 41,000,000 39,496,940 16520年国債 15,000,000 19,203,800 16520年国債 15,000,000 14,794,650 16720年国債 19,000,000 12,853,960 16920年国債 14,000,000 12,853,960 17020年国債 15,000,000 17,314,510 17220年国債 11,000,000 10,157,510	150 20年国債	30,000,000	32,850,900	
153 20年国債 23,000,000 24,902,560 154 20年国債 22,000,000 23,546,600 155 20年国債 19,000,000 19,867,920 156 20年国債 20,000,000 19,406,400 157 20年国債 21,000,000 19,797,960 158 20年国債 22,000,000 21,514,680 159 20年国債 24,000,000 23,730,960 160 20年国債 28,000,000 28,000,000 161 20年国債 20,000,000 19,649,000 162 20年国債 20,000,000 19,649,000 163 20年国債 20,000,000 21,565,280 164 20年国債 41,000,000 39,496,940 165 20年国債 20,000,000 19,203,800 167 20年国債 15,000,000 14,794,650 167 20年国債 15,000,000 18,133,030 168 20年国債 19,000,000 12,853,960 170 20年国債 15,000,000 13,716,000 171 20年国債 19,000,000 17,314,510 172 20年国債 11,000,000 10,157,510	151 20年国債	19,000,000	20,370,660	
15420年国債 22,000,000 23,546,600 15520年国債 19,000,000 19,867,920 15620年国債 20,000,000 19,406,400 15720年国債 21,000,000 19,797,960 15820年国債 22,000,000 21,514,680 15920年国債 24,000,000 23,730,960 16020年国債 28,000,000 28,000,000 16120年国債 20,000,000 19,692,400 16220年国債 20,000,000 19,649,000 16320年国債 22,000,000 21,565,280 16420年国債 41,000,000 39,496,940 16520年国債 20,000,000 19,203,800 16620年国債 15,000,000 14,794,650 16720年国債 19,000,000 18,133,030 16820年国債 19,000,000 12,853,960 17020年国債 15,000,000 13,716,000 17120年国債 19,000,000 17,314,510 17220年国債 11,000,000 10,157,510	152 20年国債	19,000,000	20,363,820	
155 20年国債 19,000,000 19,867,920 156 20年国債 20,000,000 19,406,400 157 20年国債 21,000,000 19,797,960 158 20年国債 22,000,000 21,514,680 159 20年国債 28,000,000 28,000,000 16 16 1 20年国債 20,000,000 19,692,400 16 2 20年国債 20,000,000 19,692,400 16 3 20年国債 20,000,000 21,565,280 16 4 20年国債 20,000,000 21,565,280 16 4 20年国債 20,000,000 19,203,800 16 6 20年国債 20,000,000 19,203,800 16 6 20年国債 15,000,000 14,794,650 16 7 20年国債 19,000,000 18,133,030 16 8 20年国債 19,000,000 12,853,960 17 0 20年国債 15,000,000 13,716,000 17,314,510 17 2 20年国債 19,000,000 17,314,510 17 2 20年国債 19,000,000 17,314,510 17 2 20年国債 11,000,000 17,314,510 17 2 20年国債 11,000,000 10,157,510	153 20年国債	23,000,000	24,902,560	
15620年国債 20,000,000 19,406,400 15720年国債 21,000,000 19,797,960 15820年国債 22,000,000 21,514,680 15920年国債 24,000,000 23,730,960 16020年国債 28,000,000 28,000,000 16120年国債 20,000,000 19,692,400 16320年国債 20,000,000 19,649,000 16320年国債 22,000,000 21,565,280 16420年国債 41,000,000 39,496,940 16520年国債 20,000,000 19,203,800 16620年国債 15,000,000 14,794,650 16720年国債 19,000,000 18,133,030 16820年国債 19,000,000 5,618,640 16920年国債 14,000,000 12,853,960 17020年国債 15,000,000 17,314,510 17120年国債 19,000,000 17,314,510 17220年国債 11,000,000 10,157,510	154 20年国債	22,000,000	23,546,600	
15720年国債 21,000,000 19,797,960 15820年国債 22,000,000 21,514,680 15920年国債 24,000,000 23,730,960 16020年国債 28,000,000 28,000,000 16120年国債 20,000,000 19,692,400 16220年国債 20,000,000 19,649,000 16320年国債 22,000,000 21,565,280 16420年国債 41,000,000 39,496,940 16520年国債 20,000,000 19,203,800 16620年国債 15,000,000 14,794,650 16720年国債 19,000,000 18,133,030 16820年国債 6,000,000 5,618,640 16920年国債 14,000,000 12,853,960 17020年国債 15,000,000 13,716,000 17120年国債 19,000,000 17,314,510 17220年国債 11,000,000 10,157,510	155 20年国債	19,000,000	19,867,920	
158 20年国債 22,000,000 21,514,680 159 20年国債 24,000,000 23,730,960 160 20年国債 28,000,000 28,000,000 161 20年国債 20,000,000 19,692,400 162 20年国債 20,000,000 19,649,000 163 20年国債 22,000,000 21,565,280 164 20年国債 41,000,000 39,496,940 165 20年国債 15,000,000 14,794,650 167 20年国債 19,000,000 18,133,030 168 20年国債 6,000,000 5,618,640 169 20年国債 14,000,000 12,853,960 170 20年国債 15,000,000 13,716,000 171 20年国債 19,000,000 17,314,510 172 20年国債 11,000,000 10,157,510	156 20年国債	20,000,000	19,406,400	
1 5 9 2 0 年国債 24,000,000 23,730,960 1 6 0 2 0 年国債 28,000,000 19,692,400 1 6 1 2 0 年国債 20,000,000 19,649,000 1 6 2 2 0 年国債 22,000,000 21,565,280 1 6 4 2 0 年国債 41,000,000 39,496,940 1 6 5 2 0 年国債 20,000,000 19,203,800 1 6 6 2 0 年国債 15,000,000 14,794,650 1 6 7 2 0 年国債 19,000,000 18,133,030 1 6 8 2 0 年国債 6,000,000 5,618,640 1 6 9 2 0 年国債 14,000,000 12,853,960 1 7 0 2 0 年国債 19,000,000 17,314,510 1 7 1 2 0 年国債 19,000,000 17,314,510 1 7 2 2 0 年国債 11,000,000 10,157,510	157 20年国債	21,000,000	19,797,960	
1 6 0 2 0 年国債 28,000,000 28,000,000 1 6 1 2 0 年国債 20,000,000 19,692,400 1 6 2 2 0 年国債 20,000,000 19,649,000 1 6 3 2 0 年国債 22,000,000 21,565,280 1 6 4 2 0 年国債 41,000,000 39,496,940 1 6 5 2 0 年国債 20,000,000 19,203,800 1 6 6 2 0 年国債 15,000,000 14,794,650 1 6 7 2 0 年国債 19,000,000 18,133,030 1 6 8 2 0 年国債 6,000,000 5,618,640 1 6 9 2 0 年国債 14,000,000 12,853,960 1 7 0 2 0 年国債 15,000,000 13,716,000 1 7 1 2 0 年国債 19,000,000 17,314,510 1 7 2 2 0 年国債 11,000,000 10,157,510	158 20年国債	22,000,000	21,514,680	
1 6 1 2 0 年国債 20,000,000 19,692,400 1 6 2 2 0 年国債 20,000,000 19,649,000 1 6 3 2 0 年国債 22,000,000 21,565,280 1 6 4 2 0 年国債 41,000,000 39,496,940 1 6 5 2 0 年国債 20,000,000 19,203,800 1 6 6 2 0 年国債 15,000,000 14,794,650 1 6 7 2 0 年国債 19,000,000 5,618,640 1 6 8 2 0 年国債 6,000,000 5,618,640 1 6 9 2 0 年国債 14,000,000 12,853,960 1 7 0 2 0 年国債 15,000,000 13,716,000 1 7 1 2 0 年国債 19,000,000 17,314,510 1 7 2 2 0 年国債 11,000,000 10,157,510	159 20年国債	24,000,000	23,730,960	
1 6 2 2 0 年国債 20,000,000 19,649,000 1 6 3 2 0 年国債 22,000,000 21,565,280 1 6 4 2 0 年国債 41,000,000 39,496,940 1 6 5 2 0 年国債 20,000,000 19,203,800 1 6 6 2 0 年国債 15,000,000 14,794,650 1 6 7 2 0 年国債 19,000,000 18,133,030 1 6 8 2 0 年国債 6,000,000 5,618,640 1 6 9 2 0 年国債 14,000,000 12,853,960 1 7 0 2 0 年国債 15,000,000 13,716,000 1 7 1 2 0 年国債 19,000,000 17,314,510 1 7 2 2 0 年国債 11,000,000 10,157,510	160 20年国債	28,000,000	28,000,000	
163 20年国債 22,000,000 21,565,280 164 20年国債 41,000,000 39,496,940 165 20年国債 20,000,000 19,203,800 166 20年国債 15,000,000 14,794,650 167 20年国債 19,000,000 18,133,030 168 20年国債 6,000,000 5,618,640 169 20年国債 14,000,000 12,853,960 170 20年国債 15,000,000 13,716,000 171 20年国債 19,000,000 17,314,510 172 20年国債 11,000,000 10,157,510	161 20年国債	20,000,000	19,692,400	
1 6 4 2 0 年国債 41,000,000 39,496,940 1 6 5 2 0 年国債 20,000,000 19,203,800 1 6 6 2 0 年国債 15,000,000 14,794,650 1 6 7 2 0 年国債 19,000,000 18,133,030 1 6 8 2 0 年国債 6,000,000 5,618,640 1 6 9 2 0 年国債 14,000,000 12,853,960 1 7 0 2 0 年国債 15,000,000 13,716,000 1 7 1 2 0 年国債 19,000,000 17,314,510 1 7 2 2 0 年国債 11,000,000 10,157,510	162 20年国債	20,000,000	19,649,000	
165 20年国債 20,000,000 19,203,800 166 20年国債 15,000,000 14,794,650 167 20年国債 19,000,000 18,133,030 168 20年国債 6,000,000 5,618,640 169 20年国債 14,000,000 12,853,960 170 20年国債 15,000,000 13,716,000 171 20年国債 19,000,000 17,314,510 172 20年国債 11,000,000 10,157,510	163 20年国債	22,000,000	21,565,280	
16620年国債 15,000,000 14,794,650 16720年国債 19,000,000 18,133,030 16820年国債 6,000,000 5,618,640 16920年国債 14,000,000 12,853,960 17020年国債 15,000,000 13,716,000 17120年国債 19,000,000 17,314,510 17220年国債 11,000,000 10,157,510	164 20年国債	41,000,000	39,496,940	
167 20年国債 19,000,000 18,133,030 168 20年国債 6,000,000 5,618,640 169 20年国債 14,000,000 12,853,960 170 20年国債 15,000,000 13,716,000 171 20年国債 19,000,000 17,314,510 172 20年国債 11,000,000 10,157,510	165 20年国債	20,000,000	19,203,800	
168 20年国債 6,000,000 5,618,640 169 20年国債 14,000,000 12,853,960 170 20年国債 15,000,000 13,716,000 171 20年国債 19,000,000 17,314,510 172 20年国債 11,000,000 10,157,510	166 20年国債	15,000,000	14,794,650	
169 20年国債 14,000,000 12,853,960 170 20年国債 15,000,000 13,716,000 171 20年国債 19,000,000 17,314,510 172 20年国債 11,000,000 10,157,510	167 20年国債	19,000,000	18,133,030	
170 20年国債 15,000,000 13,716,000 171 20年国債 19,000,000 17,314,510 172 20年国債 11,000,000 10,157,510	168 20年国債	6,000,000	5,618,640	
171 20年国債 19,000,000 17,314,510 172 20年国債 11,000,000 10,157,510	169 20年国債	14,000,000	12,853,960	
1 7 2 2 0 年国債 11,000,000 10,157,510	170 20年国債	15,000,000	13,716,000	
	171 20年国債	19,000,000	17,314,510	
1 7 3 2 0 年国債	172 20年国債	11,000,000	10,157,510	
	173 20年国債	28,000,000	25,751,600	

	174	2 0 年国債	15,000,000	13,739,400	
	1 7 5	2 0 年国債	17,000,000	15,797,760	
	176	2 0 年国債	25,000,000	23,158,000	
	177	2 0 年国債	26,000,000	23,589,280	
	1 7 8	2 0 年国債	39,000,000	35,945,910	
	179	2 0 年国債	17,000,000	15,629,120	
	1 8 0	2 0 年国債	26,000,000	25,174,760	
	1 8 1	2 0 年国債	23,000,000	22,630,850	
	1 8 2	2 0 年国債	27,000,000	27,460,080	
国債証券 合	計			4,892,827,130	
合計				4,892,827,130	

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

「先進国債券マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
	金 額 (円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	11,200,170	7,913,597
コール・ローン	5,834,869	6,111,947
国債証券	228,438,194	298,525,994
派生商品評価勘定	48,140	-
未収入金	786,787	151,347
未収利息	2,545,402	3,297,608
前払費用	144,019	569,916
流動資産合計	248,997,581	316,570,409
資産合計	248,997,581	316,570,409
負債の部		
流動負債		

派生商品評価勘定	14,317	32,002
未払金	1,854	-
未払解約金	-	179,000
流動負債合計	16,171	211,002
負債合計	16,171	211,002
純資産の部		
元本等		
元本 1	187,488,633	233,570,017
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	61,492,777	82,789,390
元本等合計	248,981,410	316,359,407
純資産合計	248,981,410	316,359,407
負債純資産合計	248,997,581	316,570,409

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(里多	とな会計力針に係る事項に関 9 6注語	iC)
	区分	自2022年5月10日
	273	至2023年5月8日
1.	有価証券の評価基準及び評価方	国債証券
	法	
		個別法に基づき、時価で評価しております。
		時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価
		額(但し、売気配相場は使用しない)、又は価格情報会社の提供
		する価額等で評価しております。
		なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額
		が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実
		義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託
		会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で
		評価しております。
2.	デリバティブ取引の評価基準及 び評価方法	為替予約取引
		 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
		時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場
		これでは、
		 仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている
		 受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しておりま
		ं कु.
•		ı

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外 国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同 第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加 えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日 の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該 外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金 勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等 の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為 替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1. 1 期首	2021年5月11日	2022年5月10日
期首元本額	285,070,171円	187,488,633円
期中追加設定元本額	53,699,953円	71,214,413円
期中一部解約元本額 	151,281,491円	25,133,029円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
6 資産(為替ヘッジなし)資金	14,850,000円	9,071,366円
拠出用ファンド(適格機関投資		
家専用)		
ターゲット・リターン (コスト	-円	36,181円
控除後3%)資金拠出用ファン		
(適格機関投資家専用)		
ターゲット・リターン(コスト	-円	8,508円
控除後5%)資金拠出用ファン		
(適格機関投資家専用)		
スマート・ミックス・Dガード	6,299,843円	7,018,319円
(為替ヘッジなし)		
スマート・アロケーション・D	4,641,939円	11,465,545円
ガード		
堅実バランスファンド - ハジ	7,041,693円	8,673,637円
の一歩 -		
ダイワ・ダブルバランス・ファ	18,362,949円	52,005,358円
ンド(Dガード付/部分為替		
ヘッジあり)		

		ı	•	有侧弧分积口音(内凹仅具后式
		ダイワ 6 資産バランス・ファン	135,084,893円	141,093,694円
		ド(Dガード付 / 為替ヘッジな		
		U)		
		DCスマート・アロケーショ	1,207,316円	4,197,409円
		ン・Dガード		
	計		187,488,633円	233,570,017円
2.		期末日における受益権の総数	187,488,633□	233,570,017口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自2022年5月10日
运 力	至2023年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2
	条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定
	する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバ
	 ティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデ
	リバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しており
	ます。
	これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用
	リスクおよび流動性リスクに晒されております。
	外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的とし
	て、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しておりま
	す。
 3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管
	理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金
	融商品、リスクの種類毎に行っております。
 14. 金融商品の時価等に関する事項につい	 金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用
ての補足説明	しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が
C S TIBACIANTS	異なることもあります。
	デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自
	体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではあり
	ません。

金融商品の時価等に関する事項

		区分	2023年5月8日現在
I	1.	金融商品の時価及び貸借対照表計上額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計
		との差額	上額と時価との差額はありません。

2. 金融商品の時価の算定方法 (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等

しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
種類	当期間の損益に	当期間の損益に
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)
国債証券	31,748,471	15,614,276
合計	31,748,471	15,614,276

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

		2022	年5月9日現在			2023	年5月8日現在	
種類	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
化生 大只	(円)	うち 1年超	(円)	(円)	(円)	うち 1年超	(円)	(円)
市場取引以外の								
取引								
為替予約取引								
売建	550,616	-	545,832	4,784	-	-	-	-
イスラエル・ シュケル	550,616	-	545,832	4,784	-	-	-	-
買建	7,800,431	-	7,829,470	29,039	5,028,368	-	4,996,366	32,002
アメリカ・ドル	2,588,410	-	2,613,168	24,758	-	-	-	-

									(
	イギリス・	649,949	-	643,124	6,825	851,843	-	850,172	1,671	
	ポンド									
	オフショア・	1,827,322	-	1,819,830	7,492	4,176,525	-	4,146,194	30,331	
	人民元									
	ユーロ	2,734,750	-	2,753,348	18,598	-	-	-	-	
合言	it	8,351,047	-	8,375,302	33,823	5,028,368	-	4,996,366	32,002	

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1口当たり純資産額	1.3280円	1.3545円
(1万口当たり純資産額)	(13,280円)	(13,545円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類 通貨 銘柄 券面総額 評価額	備考
-------------------	----

アメリカ・ドル	6% United States Treasury	564,000.000	598,364.520	
	Note/Bond 20260215			
	4.5% United States Treasury	29,000.000	32,333.260	
	Note/Bond 20360215			
	4.75% United States	80,000.000	91,128.000	
	Treasury Note/Bond 20410215			
	3.125% United States	178,000.000	157,403.620	
	Treasury Note/Bond 20480515			
	1.5% United States Treasury	274,000.000	242,777.700	
	Note/Bond 20300215			
アメリカ・ドル	小計		1,122,007.100	
			(151,628,039)	
イギリス・ポン	1.25% United Kingdom Gilt	11,000.000	9,984.700	
۲	20270722			
	4.25% United Kingdom Gilt	31,000.000	32,373.300	
	20320607			
	4.25% United Kingdom Gilt	28,400.000	29,012.580	
	20551207			
	1			
	3.25% United Kingdom Gilt	11,000.000	9,583.310	
	3.25% United Kingdom Gilt 20440122	11,000.000	9,583.310	
イギリス・ポン	20440122	11,000.000	9,583.310	
イギリス・ポン	20440122	11,000.000		
イギリス・ポン イスラエル・	20440122	11,000.000 26,000.000	80,953.890	
	20440122		80,953.890 (13,817,210)	
イスラエル・	20440122 ド 小計 1% Israel Government Bond - Fixed 20300331		80,953.890 (13,817,210)	
イスラエル・ シュケル	20440122 ド 小計 1% Israel Government Bond - Fixed 20300331		80,953.890 (13,817,210) 21,850.660	
イスラエル・ シュケル	20440122 ド 小計 1% Israel Government Bond - Fixed 20300331		80,953.890 (13,817,210) 21,850.660 21,850.660	
イスラエル・ シュケル イスラエル・シ	20440122 ド 小計 1% Israel Government Bond - Fixed 20300331 ュケル 小計	26,000.000	80,953.890 (13,817,210) 21,850.660 21,850.660 (810,909)	
イスラエル・ シュケル イスラエル・シ オーストラリ	20440122 ド 小計 1% Israel Government Bond - Fixed 20300331 ュケル 小計 4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20330421	26,000.000	80,953.890 (13,817,210) 21,850.660 21,850.660 (810,909)	
イスラエル・ シュケル イスラエル・シ オーストラリ ア・ドル	20440122 ド 小計 1% Israel Government Bond - Fixed 20300331 ュケル 小計 4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20330421	26,000.000	80,953.890 (13,817,210) 21,850.660 21,850.660 (810,909) 46,179.420	
イスラエル・ シュケル イスラエル・シ オーストラリ ア・ドル オーストラリア	20440122 ド 小計 1% Israel Government Bond - Fixed 20300331 ュケル 小計 4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20330421	26,000.000	80,953.890 (13,817,210) 21,850.660 21,850.660 (810,909) 46,179.420	
イスラエル・ シュケル イスラエル・シ オーストラリ ア・ドル オーストラリア	20440122 ド 小計 1% Israel Government Bond - Fixed 20300331 ユケル 小計 4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20330421 ・ドル 小計	26,000.000 42,000.000	80,953.890 (13,817,210) 21,850.660 21,850.660 (810,909) 46,179.420 46,179.420 (4,208,792)	
イスラエル・ シュケル イスラエル・シ オーストラリ ア・ドル オーストラリア オフショア・人	20440122 ド 小計 1% Israel Government Bond - Fixed 20300331 ユケル 小計 4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20330421 ・ドル 小計 2.89% CHINA GOVERNMENT BOND 20311118	26,000.000 42,000.000	80,953.890 (13,817,210) 21,850.660 21,850.660 (810,909) 46,179.420 46,179.420 (4,208,792)	
イスラエル・ シュケル イスラエル・シ オーストラリ ア・ドル オーストラリア オフショア・人 民元	20440122 ド 小計 1% Israel Government Bond - Fixed 20300331 ユケル 小計 4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20330421 ・ドル 小計 2.89% CHINA GOVERNMENT BOND 20311118	26,000.000 42,000.000	80,953.890 (13,817,210) 21,850.660 21,850.660 (810,909) 46,179.420 46,179.420 (4,208,792) 535,686.900	
イスラエル・ シュケル イスラエル・シ オーストラリ ア・ドル オーストラリア オフショア・人 民元	20440122 ド 小計 1% Israel Government Bond - Fixed 20300331 ユケル 小計 4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20330421 ・ドル 小計 2.89% CHINA GOVERNMENT BOND 20311118	26,000.000 42,000.000	80,953.890 (13,817,210) 21,850.660 21,850.660 (810,909) 46,179.420 (4,208,792) 535,686.900	
イスラエル・ シュケル イスラエル・シ オーストラリア・トストラリア・ オフショア・人 オフショア・人	20440122 ド 小計 1% Israel Government Bond - Fixed 20300331 ユケル 小計 4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20330421 ・ドル 小計 2.89% CHINA GOVERNMENT BOND 20311118 民元 小計	26,000.000	80,953.890 (13,817,210) 21,850.660 21,850.660 (810,909) 46,179.420 (4,208,792) 535,686.900 (10,452,001)	
イスラエル・ シュケル イスラエル・シ オーストラリア・トストラリア・ オフショア・人 オフショア・人	20440122 ド 小計 1% Israel Government Bond - Fixed 20300331 ユケル 小計 4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20330421 ・ ドル 小計 2.89% CHINA GOVERNMENT BOND 20311118 民元 小計 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND	26,000.000	80,953.890 (13,817,210) 21,850.660 21,850.660 (810,909) 46,179.420 (4,208,792) 535,686.900 (10,452,001)	
イスラエル・ シュケル イスラエル・シ オーストラリア・トストラリア・ オフショア・人 オフショア・人	20440122 ド 小計 1% Israel Government Bond - Fixed 20300331 ユケル 小計 4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20330421 ・ドル 小計 2.89% CHINA GOVERNMENT BOND 20311118 民元 小計 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	26,000.000 42,000.000 530,000.000	80,953.890 (13,817,210) 21,850.660 21,850.660 (810,909) 46,179.420 (4,208,792) 535,686.900 (10,452,001) 42,638.400	
イスラエル・ シュケル イスラエル・シ オーストラリア・トストラリア・ オフショア・人 オフショア・人	20440122 ド 小計 1% Israel Government Bond - Fixed 20300331 ユケル 小計 4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20330421 ・ドル 小計 2.89% CHINA GOVERNMENT BOND 20311118 民元 小計 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601 2.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20240601	26,000.000 42,000.000 530,000.000	80,953.890 (13,817,210) 21,850.660 21,850.660 (810,909) 46,179.420 (4,208,792) 535,686.900 (10,452,001) 42,638.400	

			有価証券報告書(内	<u>国投資信託</u>
シンガポール・	2.875% SINGAPORE GOVERNMENT	10,000.000	10,123.000	
ドル	20290701			
シンガポール・	ドル 小計		10,123.000	
			(1,031,736)	
スウェーデン・	3.5% SWEDISH GOVERNMENT	35,000.000	39,786.950	
クローナ	BOND 20390330			
スウェーデン・ク	クローナ 小計		39,786.950	
			(528,769)	
デンマーク・ク	4.5% DANISH GOVERNMENT BOND	31,000.000	38,827.500	
ローネ	20391115			
デンマーク・クローネ 小計			38,827.500	
			(776,162)	
ニュージーラン	2% NEW ZEALAND GOVERNMENT	10,000.000	8,451.400	
ド・ドル	BOND 20320515			
ニュージーランI	ド・ドル 小計		8,451.400	
			(719,383)	
ノルウェー・ク	1.5% NORWEGIAN GOVERNMENT	14,000.000	13,363.980	
ローネ	BOND 20260219			
ノルウェー・ク!	コーネ 小計		13,363.980	
			(170,925)	
ポーランド・ズ	2.75% Poland Government	45,000.000	37,951.200	
ロチ	Bond 20291025			
ポーランド・ズロチ 小計			37,951.200	
			(1,235,794)	
マレーシア・リ	4.254% MALAYSIAN GOVERNMENT	42,000.000	43,023.960	
ンギット	20350531			
マレーシア・リンギット 小計			43,023.960	
			(1,309,628)	
メキシコ・ペソ	7.5% Mexican Bonos 20270603	160,000.000	151,854.400	
	7.75% Mexican Bonos	170,000.000	149,008.400	
	20421113			
メキシコ・ペソ 小計			300,862.800	
			(2,288,663)	
ユーロ	0.125% Finland Government	8,000.000	5,502.320	
	Bond 20360415			
	6.5% GERMAN GOVERNMENT BOND	35,000.000	40,832.750	
	20270704			
	4.75% GERMAN GOVERNMENT	31,000.000	38,291.510	
	BOND 20340704			
	1% GERMAN GOVERNMENT BOND	43,000.000	41,586.160	
	20250815	.5,550.000	,555.100	

		11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	图仅具 后部
1.25% GERMAN GOVERNMENT	22,000.000	17,295.300	
BOND 20480815			
3.25% FRENCH GOVERNMENT	48,000.000	47,684.640	
BOND 20450525			
2.5% FRENCH GOVERNMENT BOND	96,000.000	95,199.360	
20300525			
1.75% FRENCH GOVERNMENT	49,000.000	48,228.250	
BOND 20241125			
3.75% NETHERLANDS	8,000.000	9,084.000	
GOVERNMENT BOND 20420115			
2.5% NETHERLANDS GOVERNMENT	16,000.000	15,860.160	
BOND 20330115			
0.75% NETHERLANDS	11,000.000	10,259.920	
GOVERNMENT BOND 20270715			
1.65% ITALIAN GOVERNMENT	41,000.000	33,923.400	
BOND 20320301			
0.85% ITALIAN GOVERNMENT	52,000.000	47,450.000	
BOND 20270115	·	·	
1.85% ITALIAN GOVERNMENT	32,000.000	31,106.560	
BOND 20250701	,	,	
4.75% Italy Buoni	36,000.000	36,912.600	
Poliennali Del Tesoro	,		
20440901			
4.25% Belgium Government	32,000.000	35,880.960	
Bond 20410328			
0.4% IRISH TREASURY	12,000.000	8,952.720	
20350515	·	·	
4.15% Austria Government	16,000.000	17,778.080	
Bond 20370315			
6% SPANISH GOVERNMENT BOND	44,000.000	50,908.440	
20290131			
2.15% SPANISH GOVERNMENT	42,000.000	41,366.640	
BOND 20251031			
2.9% SPANISH GOVERNMENT	19,000.000	16,237.970	
BOND 20461031			
4.2% SPANISH GOVERNMENT	6,000.000	6,372.240	
BOND 20370131	,	, , , , , ,	
		696,713.980	
		(103,754,646)	
		. , - ,- ,1	

ユーロ 小計

国債証券 合計	298,525,994	
	[298,525,994]	
合計	298,525,994	
	[298,525,994]	

- (注)1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
 - 2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

活化	銘柄数		組入債券	合計金額に
通貨 			時価比率	対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	5銘柄	100%	50.8%
イギリス・ポンド	国債証券	4銘柄	100%	4.6%
イスラエル・シュケル	国債証券	1銘柄	100%	0.3%
オーストラリア・ドル	国債証券	1銘柄	100%	1.4%
オフショア・人民元	国債証券	1銘柄	100%	3.5%
カナダ・ドル	国債証券	2銘柄	100%	1.9%
シンガポール・ドル	国債証券	1銘柄	100%	0.3%
スウェーデン・クローナ	国債証券	1銘柄	100%	0.2%
デンマーク・クローネ	国債証券	1銘柄	100%	0.3%
ニュージーランド・ドル	国債証券	1銘柄	100%	0.2%
ノルウェー・クローネ	国債証券	1銘柄	100%	0.1%
ポーランド・ズロチ	国債証券	1銘柄	100%	0.4%
マレーシア・リンギット	国債証券	1銘柄	100%	0.4%
メキシコ・ペソ	国債証券	2銘柄	100%	0.8%
ユーロ	国債証券	22銘柄	100%	34.8%

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

「先進国株式(為替ヘッジあり)マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

	2022年5月9日現在	有価証券報告書(内国投資信託 2023年5月8日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	477,456	500,433
コール・ローン	57,503,556	110,020,992
派生商品評価勘定	882,246	10,503,451
未収入金	715	-
差入委託証拠金	90,528,714	86,628,042
流動資産合計	149,392,687	207,652,918
資産合計	149,392,687	207,652,918
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,502,354	156,067
未払金	5,179,680	3,326,131
流動負債合計	7,682,034	3,482,198
負債合計	7,682,034	3,482,198
純資産の部		
元本等		
元本 1	60,195,611	87,202,979
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	81,515,042	116,967,741
元本等合計	141,710,653	204,170,720
純資産合計	141,710,653	204,170,720
負債純資産合計	149,392,687	207,652,918

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	区分	自2022年5月10日	
	△刀	至2023年5月8日	
1.	デリバティブ取引の評価基準及	(1)先物取引	
	び評価方法		
		個別法に基づき、原則として時価で評価しております。	
		時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日	
の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によってお			
		す。	
		(2)為替予約取引	

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外 国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同 第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加 えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日 の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該 外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金 勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等 の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為 替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1. 1 期首	2021年5月11日	2022年5月10日
期首元本額	118,023,727円	60,195,611円
期中追加設定元本額	5,533,994円	40,266,386円
期中一部解約元本額	63,362,110円	13,259,018円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
5 資産(為替ヘッジあり)資金	28,375,526円	21,477,132円
拠出用ファンド(適格機関投資		
家専用)		
ターゲット・リターン(コスト	-円	62,582円
控除後3%)資金拠出用ファンド		
(適格機関投資家専用)		
ターゲット・リターン (コスト	-円	43,040円
控除後5%)資金拠出用ファンド		
(適格機関投資家専用)		
スマート・ミックス・Dガード	1,448,262円	2,804,534円
(為替ヘッジあり)		

				有価証券報告書(内国投資信託:
		スマート・アロケーション・D	624,140円	1,218,848円
		ガード		
		ダイワ・ダブルバランス・ファ	2,481,476円	5,553,545円
		ンド(Dガード付 / 部分為替		
		ヘッジあり)		
		ダイワ 6 資産バランス・ファン	27,096,814円	55,588,530円
		ド(Dガード付/為替ヘッジあ		
		())		
		DCスマート・アロケーショ	169,393円	454,768円
		ン・Dガード		
	計		60,195,611円	87,202,979円
2.		期末日における受益権の総数	60,195,611□	87,202,979□

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自2022年5月10日
区分	至2023年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2
	条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定
	する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	 当ファンドが保有する金融商品の種類は、デリバティブ取
	引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティ
	ブ取引に関する注記に記載しております。
	これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用
	リスクおよび流動性リスクに晒されております。
	信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信
	託約款に従ってわが国の金融商品取引所(外国の取引所)に
	おける株価指数先物取引を利用しております。また、外貨建
	資産について為替変動リスクを回避すること、および外貨建
	資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資
	信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管
	理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金
	融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項につい 金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用 しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が 異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自 体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではあり ません。

金融商品の時価等に関する事項

	区分	2023年5月8日現在
1.	金融商品の時価及び貸借対照表計上額 との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計 上額と時価との差額はありません。
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。
		(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

2022年5月9日現在	2023年5月8日現在		
該当事項はありません。	該当事項はありません。		

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 株式関連

	2022年5月9日現在				2023年5月8日現在			
 種類	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
1至大只	(円)	うち 1年超	(円)	(円)	(円)	うち 1年超	(円)	(円)
市場取引								
株価指数 先物取引								
買建	145,406,831	-	143,988,170	1,418,661	196,323,904	-	205,744,232	9,420,328
合計	145,406,831	-	143,988,170	1,418,661	196,323,904	-	205,744,232	9,420,328

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。 原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相 場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も 近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
- 4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

		2022	2022年5月9日現在 202		2023	———— 年5月8日現在		
1 5	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
種類	(円)	うち 1年超	(円)	(円)	(円)	うち 1年超	(円)	(円)
市場取引以外の								
取引								
為替予約取引								
売建	93,120,106	-	93,321,553	201,447	100,214,831	-	99,287,775	927,056
アメリカ・ドル	61,040,474	-	61,370,250	329,776	62,002,337	-	61,301,037	701,300
イギリス・	6,014,106	-	5,916,740	97,366	7,266,193	-	7,225,522	40,671
ポンド								
オーストラリ	1,111,491	-	1,109,229	2,262	1,226,257	-	1,235,029	8,772
ア・ドル								
カナダ・ドル	6,356,409	-	6,351,459	4,950	6,416,638	-	6,425,988	9,350
シンガポー	731,842	-	733,328	1,486	826,369	-	822,729	3,640
ル・ドル								
スイス・フラン	5,330,727	-	5,271,460	59,267	6,182,069	-	6,138,050	44,019
スウェーデン	1,076,159	-	1,064,265	11,894	1,078,891	-	1,077,330	1,561
・クローナ								
デンマーク・	1,256,660	-	1,262,341	5,681	1,433,668	-	1,419,841	13,827
クローネ								
ノルウェー・	281,051	-	278,122	2,929	266,717	-	266,502	215
クローネ								
ユーロ	8,663,304	-	8,700,579	37,275	11,836,932	-	11,716,192	120,740
香港・ドル	1,257,883	-	1,263,780	5,897	1,678,760	-	1,659,555	19,205
合計	93,120,106	-	93,321,553	201,447	100,214,831	-	99,287,775	927,056

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1 口当たり純資産額	2.3542円	2.3413円
(1万口当たり純資産額)	(23,542円)	(23,413円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

- (2) 株式以外の有価証券 該当事項はありません。
- 第 2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

「新興国債券(為替ヘッジあり)マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年	5月9日現在	2023年5月8日現在
	金	額 (円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		48,328,902	53,860,718
コール・ローン		39,732,897	12,589,359
国債証券		530,191,021	552,002,878
未収入金		15,870	-
未収利息		6,401,106	5,021,462
前払費用		949,480	602,777
流動資産合計		625,619,276	624,077,194
資産合計		625,619,276	624,077,194
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		10,377,705	5,708,095
未払金		58,856,239	33,471,697
未払解約金		-	79,000
流動負債合計		69,233,944	39,258,792
負債合計		69,233,944	39,258,792
純資産の部			
元本等			
元本 1		622,627,864	667,015,861
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金() 2		66,242,532	82,197,459
元本等合計		556,385,332	584,818,402
純資産合計		556,385,332	584,818,402
負債純資産合計		625,619,276	624,077,194

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	区分	自2022年5月10日
	△ 刀	至2023年5月8日
1.	有価証券の評価基準及び評価方	国債証券
	法	

|個別法に基づき、時価で評価しております。

時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実 義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託 会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で 評価しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外 国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同 第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加 えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日 の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該 外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金 勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等 の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為 替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在	
1. 1 期首	2021年5月11日	2022年5月10日	
期首元本額	1,054,633,773円	622,627,864円	
期中追加設定元本額	150,933,393円	335,116,294円	
期中一部解約元本額	582,939,302円	290,728,297円	
期末元本額の内訳			
ファンド名			

			有価証券報告書(内国投資信託
	5 資産(為替ヘッジあり)資金	29,400,000円	22,047,903円
	拠出用ファンド(適格機関投資		
	家専用)		
	スマート・ミックス・Dガード	3,879,442円	7,432,751円
	(為替ヘッジあり)		
	スマート・アロケーション・D	2,309,752円	4,958,998円
	ガード		
	目標利回り追求型債券ファンド	504,713,297円	459,716,415円
	ダイワ・ダブルバランス・ファ	9,134,828円	22,480,384円
	ンド(Dガード付 / 部分為替		
	ヘッジあり)		
	ダイワ 6 資産バランス・ファン	72,591,590円	148,574,584円
	ド(Dガード付/為替ヘッジあ		
	ر ن)		
	DCスマート・アロケーショ	598,955円	1,804,826円
	ン・Dガード		
	i t	622,627,864円	667,015,861円
2.	期末日における受益権の総数	622,627,864□	667,015,861□
3.	2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元	貸借対照表上の純資産額が元
		本総額を下回っており、その	本総額を下回っており、その
		差額は66,242,532円でありま	差額は82,197,459円でありま
		す 。	す。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

VΔ		自2022年5月10日		
区分		至2023年5月8日		
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2		
		条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定		
		する「運用の基本方針」に従っております。		

2. 金融商品の内容及びリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバ ティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデ リバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しており ます。

これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用 リスクおよび流動性リスクに晒されております。

外貨建資産について為替変動リスクを回避すること、および 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的とし て、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しておりま す。

金融商品に係るリスク管理体制

複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管 理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金 融商品、リスクの種類毎に行っております。

ての補足説明

金融商品の時価等に関する事項についる主義の品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用 しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が 異なることもあります。

> デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自 体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではあり ません。

金融商品の時価等に関する事項

	区分	2023年5月8日現在
1.	金融商品の時価及び貸借対照表計上額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計
	との差額	上額と時価との差額はありません。
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しておりま す。
		(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。
		(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記) 売買目的有価証券

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在	
種類	当期間の損益に	当期間の損益に	
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)	
国債証券	107,456,276	12,335,672	
合計	107,456,276	12,335,672	

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

		2022年5月9日現在			2023	年5月8日現在		
種類	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
↑生 火貝	(円)	うち 1年超	(円)	(円)	(円)	うち 1年超	(円)	(円)
市場取引以外の								
取引								
為替予約取引								
売建	563,735,304	-	574,113,009	10,377,705	572,281,329	-	577,989,424	5,708,095
アメリカ・ドル	563,735,304	1	574,113,009	10,377,705	572,281,329	-	577,989,424	5,708,095
合計	563,735,304	=	574,113,009	10,377,705	572,281,329	-	577,989,424	5,708,095

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1口当たり純資産額	0.8936円	0.8768円
(1万口当たり純資産額)	(8,936円)	(8,768円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨		券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	5.25% Turkey Government	200,000.000	165,102.000	
		International Bond 20300313			
		8.6% TURKEY GOVERNMENT	200,000.000	199,090.000	
		INTERNATIONAL BOND 20270924			
		5.25% HUNGARY GOVERNMENT	200,000.000	199,926.000	
		INTERNATIONAL BOND 20290616			
		4.875% POLAND GOVERNMENT	100,000.000	102,133.000	
		INTERNATIONAL BOND 20331004			
		3.75% BRAZILIAN GOVERNMENT	200,000.000	173,178.000	
		INTERNATIONAL BOND 20310912			
		3.25% COLOMBIA GOVERNMENT	200,000.000	145,378.000	
		INTERNATIONAL BOND 20320422			
		2.783% Peruvian Government	50,000.000	43,198.500	
		International Bond 20310123			
		2.78% Peruvian Government	130,000.000	78,061.100	
		International Bond 20601201			
		2.55% BONOS TESORERIA PESOS	200,000.000	173,760.000	
		20320127			
		2.55% BONOS TESORERIA PESOS	200,000.000	167,346.000	
		20330727			
		5.3% DOMINICAN REPUBLIC	150,000.000	119,059.500	
		INTERNATIONAL BOND 20410121			
		5.5% DOMINICAN REPUBLIC	150,000.000	143,499.000	
		INTERNATIONAL BOND 20290222			

	_			有価証券報告書(内国投資	<u> 資信計</u>
		1.875% ABU DHABI (EMIRATE	200,000.000	171,342.000	
		0F) 20310915			
		6.25% OMAN SULTANATE OF	200,000.000	207,482.000	
		(GOVERNMENT) 20310125			
		4.817% QATAR (STATE OF)	200,000.000	196,328.000	
		20490314			
		4.05% UNITED ARAB EMIRATES	200,000.000	200,536.000	
		(GOVERNMENT 0 20320707			
		2.25% SAUDI ARABIA (KINGDOM	400,000.000	332,932.000	
		0F) 20330202			
		4.75% Mexico Government	200,000.000	194,464.000	
		International Bond 20320427			
		4.28% MEXICO GOVERNMENT	200,000.000	164,822.000	
		INTERNATIONAL BOND 20410814			
		6.4% PANAMA GOVERNMENT	200,000.000	210,302.000	
		INTERNATIONAL BOND 20350214			
		1% Argentine Republic	8,805.000	2,239.550	
		International Bond 20290709			
		3.875% Argentine Republic	200,000.000	58,268.000	
		International Bond 20380109			
		4% Romanian Government	60,000.000	41,841.600	
		International Bond 20510214			
		2.65% PHILIPPINE GOVERNMENT	200,000.000	140,540.000	
		INTERNATIONAL BOND 20451210			
		4.2% Indonesia Government	200,000.000	176,328.000	
		International Bond 20501015			
		7.5% ARAB REP EGYPT	200,000.000	98,262.000	
		20610216			
		4.85% South Africa	200,000.000	179,256.000	
		Government International			
		20290930			
	アメリカ・ドル	小計		4,084,674.250	
				(552,002,878)	
国債証券	 合計			552,002,878	
				[552,002,878]	
 合計				552,002,878	
				[552,002,878]	

(注)1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

- 2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨		銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	27銘柄	100%	100.0%

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

「超長期米国国債(為替ヘッジあり)マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在	
	金 額 (円)	金額(円)	
資産の部			
流動資産			
預金	1,048,093	349,373	
コール・ローン	2,925,448	1,122,840	
国債証券	37,636,256	45,193,908	
未収入金	-	4,365	
未収利息	386,675	414,106	
前払費用	154,458	280,490	
流動資産合計	42,150,930	47,365,082	
資産合計	42,150,930	47,365,082	
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定	708,537	408,816	
未払金	2,698,028	387,658	
未払解約金	-	106,000	
流動負債合計	3,406,565	902,474	
負債合計	3,406,565	902,474	
純資産の部			
元本等			

元本 1	35,341,214	46,029,915
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	3,403,151	432,693
元本等合計	38,744,365	46,462,608
純資産合計	38,744,365	46,462,608
負債純資産合計	42,150,930	47,365,082

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	- 一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一	_,
	区分	自2022年5月10日
		至2023年5月8日
1.	有価証券の評価基準及び評価方	国債証券
	法	
		個別法に基づき、時価で評価しております。
		時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価
		額(但し、売気配相場は使用しない)、又は価格情報会社の提供
		する価額等で評価しております。
		なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額
		が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実
		義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託
		会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で
		評価しております。
2.	デリバティブ取引の評価基準及	為替予約取引
	び評価方法	
		個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
		時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場
		において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該
		仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている
		受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しておりま
		す。
3.	その他財務諸表作成のための基	外貨建取引等の処理基準
	本となる重要な事項	

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外 国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同 第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加 えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日 の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該 外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金 勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等 の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為 替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1. 1 期首	2021年5月11日	2022年5月10日
期首元本額	112,202,856円	35,341,214円
期中追加設定元本額	30,062,776円	23,505,791円
期中一部解約元本額	106,924,418円	12,817,090円
期末元本額の内訳 ファンド名		
5 資産(為替ヘッジあり)資金 拠出用ファンド(適格機関投資 家専用)	9,800,000円	7,313,812円
スマート・アロケーション・D ガード	4,904,487円	6,567,824円
ダイワ・ダブルバランス・ファ ンド(Dガード付 / 部分為替 ヘッジあり)	19,385,366円	29,755,996円
D C スマート・アロケーショ ン・Dガード	1,251,361円	2,392,283円
計	35,341,214円	46,029,915円
 2. 期末日における受益権の総数	35,341,214□	46,029,915□

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

N/\	自2022年5月10日		
区分	至2023年5月8日		
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2		
	条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定		
	する「運用の基本方針」に従っております。		

2	金融商品の内容及びリスク
Z .	- 本所向のの外行及のフスノ

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバ ティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデ リバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しており ます。

これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用 リスクおよび流動性リスクに晒されております。

外貨建資産について為替変動リスクを回避すること、および 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的とし て、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しておりま す。

金融商品に係るリスク管理体制

複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管 理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金 融商品、リスクの種類毎に行っております。

ての補足説明

金融商品の時価等に関する事項についる主義の品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用 しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が 異なることもあります。

> デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自 体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではあり ません。

金融商品の時価等に関する事項

	区分	2023年5月8日現在
1.	金融商品の時価及び貸借対照表計上額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計
	との差額	上額と時価との差額はありません。
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しておりま す。
		(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。
		(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等
		しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記) 売買目的有価証券

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在	
種類	当期間の損益に	当期間の損益に	
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)	
国債証券	7,647,693	1,828,485	
合計	7,647,693	1,828,485	

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

		2022	年5月9日現在		2023年5月8日現在			
種類	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
1宝 犬 貝	(円)	うち 1年超	(円) (円) (円)		うち 1年超	(円)	(円)	
市場取引以外の								
取引								
為替予約取引								
 売建	38,488,983	-	39,197,520	708,537	46,061,749	-	46,470,565	408,816
アメリカ・ドル	38,488,983	-	39,197,520	708,537	46,061,749	-	46,470,565	408,816
合計	38,488,983	=	39,197,520	708,537	46,061,749	=	46,470,565	408,816

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1 口当たり純資産額	1.0963円	1.0094円
(1万口当たり純資産額)	(10,963円)	(10,094円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	4.25% United States	60,000.000	64,384.800	
		Treasury Note/Bond 20401115			
		3.125% United States	48,000.000	43,696.800	
		Treasury Note/Bond 20411115			
		2.75% United States	45,000.000	38,175.750	
		Treasury Note/Bond 20421115			
		3% United States Treasury	40,000.000	34,829.600	
		Note/Bond 20441115			
		2.875% United States	48,000.000	40,587.840	
		Treasury Note/Bond 20461115			
		3.375% United States	44,000.000	40,759.840	
		Treasury Note/Bond 20481115			
		1.625% United States	50,000.000	31,593.500	
		Treasury Note/Bond 20501115			
		2.25% UNITED STATES	55,000.000	40,394.750	
		TREASURY NOTE/BOND 20520215			
	アメリカ・ドル・	小計		334,422.880	
				(45,193,908)	
国債証券	 合計			45,193,908	
				[45,193,908]	
合計				45,193,908	
				[45,193,908]	

(注)1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

- 2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨		銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	8銘柄	100%	100.0%

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

「米ドル建ハイイールド債券(為替ヘッジあり)マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
	金 額 (円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	164,166	7,834,497
コール・ローン	4,563,598	28,548,384
投資信託受益証券	109,589,978	500,101,787
派生商品評価勘定	35	-
未収入金	3,043,758	-
未収配当金	398,513	1,961,756
流動資産合計	117,760,048	538,446,424
資産合計	117,760,048	538,446,424
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,937,016	8,121,317
未払金	254,430	-
未払解約金	2,458,028	13,000
流動負債合計	5,649,474	8,134,317
負債合計	5,649,474	8,134,317
純資産の部		
元本等		

元本 1	97,416,953	474,455,713
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	14,693,621	55,856,394
元本等合計	112,110,574	530,312,107
純資産合計	112,110,574	530,312,107
負債純資産合計	117,760,048	538,446,424

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	白2022年5日40日
区分	自2022年5月10日
	至2023年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価	方 投資信託受益証券
法	
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資
	信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市
	場価格のある有価証券については、外国金融商品市場又は店頭市
	場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準
	 ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に
	基づいて評価しております。
	│ │なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額
	が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実
	義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託
	会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で
	評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準	
び評価方法	
び計画力法	個別されまでき、原則として時価で証価してかります。
	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場
	において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該
	仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている
	受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しておりま
	す。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金
	原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合
	には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準
	で計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外 国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同 第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加 えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日 の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該 外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金 勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等 の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為 替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

		区分	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1.	1	期首	2021年5月11日	2022年5月10日
		期首元本額	764,604,803円	97,416,953円
		期中追加設定元本額	15,330,742円	462,759,741円
		期中一部解約元本額	682,518,592円	85,720,981円
		期末元本額の内訳		
	ファ	ッンド名		
		5 資産(為替ヘッジあり)資金	9,800,000円	7,374,559円
		拠出用ファンド(適格機関投資		
		家専用)		
		スマート・アロケーション・D	2,514,792円	5,079,254円
		ガード		
		目標利回り追求型債券ファンド	74,514,918円	437,094,267円
		ダイワ・ダブルバランス・ファ	9,938,975円	23,041,641円
		ンド(Dガード付/部分為替		
		ヘッジあり)		
		DCスマート・アロケーショ	648,268円	1,865,992円
		ン・Dガード		
	計		97,416,953円	474,455,713円
2.		期末日における受益権の総数	97,416,953□	474,455,713□

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自2022年5月10日	
运 力	至2023年5月8日	

金融商品に対する取組方針

当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2 条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定 する「運用の基本方針」に従っております。

金融商品の内容及びリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバ ティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデ リバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しており ます。

これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用 リスクおよび流動性リスクに晒されております。

外貨建資産について為替変動リスクを回避すること、および 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的とし て、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しておりま す。

金融商品に係るリスク管理体制

複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管 理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金 融商品、リスクの種類毎に行っております。

ての補足説明

金融商品の時価等に関する事項についる主動商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用 しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が 異なることもあります。

> デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自 体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではあり ません。

金融商品の時価等に関する事項

	区分	2023年5月8日現在
1.	金融商品の時価及び貸借対照表計上額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計
	との差額	上額と時価との差額はありません。
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しておりま す。
		(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。
		(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等 しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在	
種類	当期間の損益に	当期間の損益に	
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券	13,757,010	17,506,103	
合計	13,757,010	17,506,103	

⁽注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

		2022	年5月9日現在		2023年5月8日現在			
種類	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
1宝 <i>大</i> 只	(円)	うち 1年超	(円)	(円)	(円)	うち 1年超	(円)	(円)
市場取引以外の								
取引								
為替予約取引								
- - 売建	109,745,935	-	112,682,916	2,936,981	496,067,574	-	504,188,891	8,121,317
アメリカ・ドル	109,745,935	-	112,682,916	2,936,981	496,067,574	-	504,188,891	8,121,317
合計	109,745,935	-	112,682,916	2,936,981	496,067,574	-	504,188,891	8,121,317

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1口当たり純資産額	1.1508円	1.1177円
(1万口当たり純資産額)	(11,508円)	(11,177円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託	アメリカ・ドル	ISHARES IBOXX HIGH YLD CORP	49,500	3,700,620.000	
受益証券					
	アメリカ・ドル	小計		3,700,620.000	
				(500,101,787)	
投資信託受益証券 合計			500,101,787		
				[500,101,787]	
合計				500,101,787	
				[500,101,787]	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注)1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
 - 2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
 - 3. 外貨建有価証券の内訳

	^ / 1+ T ¥ / -		組入	
通貨			投資信託	合計金額に
		受益証券	対する比率	
			時価比率	
アメリカ・ドル	投資信託受益証券	1銘柄	100%	100.0%

EDINET提出書類 大和アセットマネジメント株式会社(E06748) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2023年5月31日

資産総額 21,411,726円 負債総額 15,978円 純資産総額(-) 21,395,748円 発行済数量 24,278,514口 1単位当たり純資産額(/) 0.8813円

(参考) 先進国債券マザーファンド

純資産額計算書

2023年5月31日

資産総額 318,004,343円 負債総額 467,616円 純資産総額(-) 317,536,727円 発行済数量 232,032,475口 1単位当たり純資産額(/) 1.3685円

(参考) 国内債券マザーファンド

純資産額計算書

2023年5月31日

資産総額 4,956,705,678円 負債総額 463,000円 純資産総額(-) 4,956,242,678円 発行済数量 4,568,979,880口 1単位当たり純資産額(/) 1.0848円

(参考) 新興国債券(為替ヘッジあり)マザーファンド

純資産額計算書

2023年5月31日

資産総額	521,823,947円
負債総額	25,957,801円
純資産総額(-)	495,866,146円
発行済数量	577,511,956□
1単位当たり純資産額(//) 0.8586円

(参考) 超長期米国国債(為替ヘッジあり)マザーファンド

純資産額計算書

2023年5月31日

資産総額 48,720,895円 負債総額 2,335,448円 純資産総額(-) 46,385,447円 発行済数量 47,311,298口 1単位当たり純資産額(/) 0.9804円

(参考) 米ドル建八イイールド債券(為替ヘッジあり)マザーファンド

純資産額計算書

2023年5月31日

資産総額 543,388,553円 負債総額 22,463,568円 純資産総額(-) 520,924,985円 発行済数量 469,918,155口 1単位当たり純資産額(/) 1.1085円

(参考) 先進国株式(為替ヘッジあり)マザーファンド

純資産額計算書

2023年5月31日

資産総額 207,579,711円 負債総額 2,309,419円 純資産総額(-) 205,270,292円 発行済数量 87,230,163口 (参考) 国内株式マザーファンド

純資産額計算書

2023年5月31日

資産総額 1,629,213,229円 負債総額 108,356,500円 純資産総額(-) 1,520,856,729円 発行済数量 649,105,518口 1単位当たり純資産額(/) 2.3430円

(参考) 新興国株式(為替ヘッジあり)マザーファンド

純資産額計算書

2023年5月31日

資産総額 154,609,216円 負債総額 3,671,970円 純資産総額(-) 150,937,246円 発行済数量 159,893,395口 1単位当たり純資産額(/) 0.9440円

(参考) ダイワRICI®ヘッジ型マザーファンド

純資産額計算書

2023年5月31日

資産総額 35,147,803円 負債総額 1,171,559円 純資産総額(-) 33,976,244円 発行済数量 46,877,958口 1単位当たり純資産額(/) 0.7248円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等 該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典 ありません。
- (3) 譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

大和アセットマネジメント株式会社(E06748)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された 受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則 として取得申込者とします。)に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2023年5月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株 発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減:該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ.商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

口. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

八.運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

二.運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ.リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託 の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を 行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2023年5月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託(親投資信託を除きます。)は次のとおりです。

基本的性格	本数 (本)	純資産額の合計額(百万円)	
単位型株式投資信託	92	328,893	
追加型株式投資信託	787	22,637,874	
株式投資信託 合計	879	22,966,767	
単位型公社債投資信託	92	170,005	
追加型公社債投資信託	14	1,536,737	
公社債投資信託 合計	106	1,706,742	
総合計	985	24,673,508	

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
- 3.財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

		(十四:日/313)	
	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当事業年度 (2023年 3 月31日)	
 資産の部			
流動資産			
現金・預金	3,168	1,982	
有価証券	486	346	
前払費用	332	393	
未収委託者報酬	13,811	12,525	
未収収益	52	47	
関係会社短期貸付金	24,900	22,100	
その他	45	59	
流動資産計	42,799	37,455	
固定資産			
有形固定資産	1 203	1 196	
建物	4	3	
器具備品	198	193	
無形固定資産	1,770	1,482	
ソフトウェア	1,738	1,351	
ソフトウェア仮勘定	31	131	
投資その他の資産	16,617	13,824	
投資有価証券	10,755	8,260	
関係会社株式	3,705	3,475	
出資金	177	177	
長期差入保証金	1,067	1,066	
繰延税金資産	885	824	
その他	26	20	
固定資産計	18,591	15,503	

(単位:百万円)

資産合計 61,390 52,959

> 前事業年度 当事業年度 (2022年3月31日) (2023年3月31日)

負債の部		
流動負債		
預り金	65	101
未払金	9,856	5,874
未払収益分配金	26	38
未払償還金	12	12
未払手数料	4,917	4,525
その他未払金	2 4,900	2 1,297
未払費用	4,246	3,987
未払法人税等	980	560
未払消費税等	1,016	327
賞与引当金	866	692
その他	2	2
流動負債計	17,033	11,545
固定負債		
退職給付引当金	2,399	2,276
役員退職慰労引当金	13	51
その他	1	0
固定負債計	2,415	2,329
負債合計	19,449	13,874
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,925	11,505
利益剰余金合計	14,299	11,879
株主資本合計	40,969	38,549
河 佈,協質 羊 菊笙		

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	971	534
 評価・換算差額等合計	971	534
—— 純資産合計	41,941	39,084
 負債・純資産合計	61,390	52,959

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

		(+ 12.11)
	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	74,402	69,845
その他営業収益	545	559
営業収益計	74,948	70,405
営業費用		
支払手数料	31,234	29,405
広告宣伝費	650	662
調査費	9,104	9,638
調査費	1,252	1,469
委託調査費	7,851	8,169
委託計算費	1,729	1,783
営業雑経費	2,051	1,658
通信費	189	181
印刷費	468	468
協会費	46	51
諸会費	15	17
その他営業雑経費	1,331	939
営業費用計	44,768	43,147
一般管理費		
給料	5,948	5,788
役員報酬	306	317
給料・手当	4,281	4,369
賞与	493	409
賞与引当金繰入額	866	692
福利厚生費	867	874
交際費	46	66
旅費交通費	48	95
租税公課	527	476
不動産賃借料	1,300	1,300
退職給付費用	408	488
役員退職慰労引当金繰入額	10	38

固定資産減価償却費	606	625
諸経費	1,864	2,193
一般管理費計	11,628	11,946
営業利益	18,551	15,310

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
投資有価証券売却益	327	286
有価証券償還益	40	150
その他	264	171
=====================================	631	608
営業外費用		
投資有価証券売却損	59	244
有価証券償還損	0	2
その他	34	31
営業外費用計	93	277
経常利益	19,089	15,642
特別損失		
関係会社整理損失	-	229
投資有価証券評価損	331	257
特別損失計	331	486
税引前当期純利益	18,757	15,155
法人税、住民税及び事業税	5,950	4,589
法人税等調整額	69	248
法人税等合計	6,019	4,838
当期純利益	12,738	10,317

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

		株主資本					
		資本剩余金利益剩余金					
	資本金	7/5 +/	エバルム(根/地)	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本	
	10-11-10-13-10	資本準備金	利益準備金	繰越利益 剰余金	合計	合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	10,574	10,948	37,618	
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	2	△ 9,388	△ 9,388	△ 9,388	
当期純利益	-	12	-	12,738	12,738	12,738	

11,495

3,350

13,925

374

3,350

14,299

3,350

40,969

	評価・換		
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	947	947	38,566
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 9,388
当期純利益	-		12,738
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	24	24	24
当期変動額合計	24	24	3,374
当期末残高	971	971	41,941

15,174

株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) 当期変動額合計

当期末残高

当事業年度(自 2022年4月1日至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本						
		資本剰余金 利益剰余金					
	資本金	資本金	資本金 38.7.1888	CITALOR PRO A	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本
		資本準備金	利益準備金	繰越利益 剩余金	合計	合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	13,925	14,299	40,969	
当期変動額							
剰余金の配当	7.7		-	△ 12,737	△ 12,737	△ 12,737	
当期純利益	8.5	-	-	10,317	10,317	10,317	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	-	-	-	△ 2,419	△ 2,419	△ 2,419	
当期末残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549	

	評価・換		
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	971	971	41,941
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 12,737
当期純利益	-		10,317
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 436	△ 436	△ 436
当期変動額合計	△ 436	△ 436	△ 2,856
当期末残高	534	534	39,084

注記事項

(重要な会計方針)

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 15~18年

器具備品 4~20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間 (5年間)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給 額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行 義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託 に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものに ついては記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度	当事業年度
(2022年3月31日)	(2023年3月31日)

建物37百万円38百万円器具備品283百万円296百万円

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

前事業年度 当事業年度 (2022年3月31日) (2023年3月31日) 未払金 4,694百万円 1,178百万円

3 保証債務

前事業年度(2022年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,900百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2023年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore)Ltd.の債務2,112百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

		当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済	株式				
普通	種株式	2,608	-	-	2,608
合	計	2,608	-	-	2,608

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額(百万 円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年 6 月22日 定時株主総会	普通株式	9,388	3,599	2021年 3月31日	2021年 6 月23日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2022年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり 提案しております。

剰余金の配当の総額12,737百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,883円基準日2022年3月31日

効力発生日 2022年 6 月24日

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年 6 月23日 定時株主総会	普通株式	12,737	4,883	2022年 3 月31日	2022年 6 月24日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2023年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり 提案しております。

剰余金の配当の総額 10,316百万円配当の原資 利益剰余金1株当たり配当額 3,955円基準日 2023年3月31日効力発生日 2023年6月27日

(金融商品関係)

- 1.金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主にグループ通算制度における通算親法人へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド

運用に関係する業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

()価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当

該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度(2022年3月31日)

(1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル 2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	66	-	-	66
資産合計	66	-	-	66

当事業年度(2023年3月31日)

(1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル 2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	57	7,882	-	7,939
資産合計	57	7,882	-	7,939

(2)時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で 決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類 しております。当社が保有している証券投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額 は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位:百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式等	666	666
子会社株式	1,677	1,448
関連会社株式	2,027	2,027

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2022年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,677百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2023年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,448百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2022年3月31日)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
(1)株式	66	55	11
(2)その他	6,755	4,917	1,838
小計	6,822	4,972	1,850

貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
その他	3,753	4,208	454
小計	3,753	4,208	454
合計	10,575	9,180	1,395

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2023年3月31日)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
(1)株式	57	55	1
(2)その他	5,084	3,923	1,161
小計	5,141	3,978	1,163
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
その他	2,798	3,190	392
小計	2,798	3,190	392
合計	7,939	7,168	771

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.売却したその他有価証券

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1至大只	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)株式	-	-	-
(2)その他			
証券投資信託	1,719	327	59
合計	1,719	327	59

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)	
(1)株式 (2)その他	-	-	-	
証券投資信託	2,359	296	244	
合計	2,359	296	244	

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について331百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、証券投資信託について257百万円、関係会社株式について229百万円の減損処理 を行っております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
退職給付債務 の期首残高	2,452百万円	2,399百万円
勤務費用	152	150
退職給付の 支払額	303	322
その他	98	48
退職給付債務 の期末残高	2,399	2,276

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度			当事業年度	
	(自	2021年4月1日	(自	2022年4月1日	
	至	2022年3月31日)	至	2023年3月31日)	
非積立型制度の退職給付債務		2,399百万円		2,276百万円	
貸借対照表に計上された負債と		2 200		0.076	
資産の純額		2,399		2,276	
退職給付引当金		2,399		2,276	
貸借対照表に計上された負債と		2 200	· · · · ·	2 276	
資産の純額		2,399		2,276	

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度		'	当事業年度
	(自	2021年4月1日	(自	2022年4月1日
	至	2022年3月31日)	至	2023年3月31日)
勤務費用	,	152百万円	'	150百万円
その他		67		153
確定給付制度に係る退職給付費用		219		303

⁽注)その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度189百万円、当事業年度184百万円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

		(単位:百	万円)
	前事業年度	当事業年度	
	(2022年3月31日)	(2023年3月31日)	
繰延税金資産			
退職給付引当金	734	697	
賞与引当金	227	182	
投資有価証券評価損	144	177	
関係会社株式評価損	-	155	
未払事業税	213	114	
出資金評価損	94	94	
システム関連費用	111	68	
その他	437	309	
——————————— 繰延税金資産小計	1,963	1,799	
評価性引当額	356	459	
繰延税金資産合計	1,607	1,339	
繰延税金負債			
その他有価証券評価差額	562	356	
金		330	
連結法人間取引(譲渡	159	159	
繰延税金負債合計	722	515	
繰延税金資産の純額	885	824	

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2022年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(2023年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用 する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021年8月12日)に従っ て、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行って おります。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が69,845百万円、その他559百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の4.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並び に当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益 の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

「セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

「関連情報]

1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

- 1.関連当事者との取引
- (ア)財務諸表提出会社の親会社

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

100 0 710	<u> </u>		- 		022 + 3 / 3	···		-			-
	人社学の		資本金また	事業	議決権等 の所有	関係	内容	W.J.o.t.	取引金額		期末残高
属性	会社等の 名称	住所	は出資金 (百万円)	の内容	(被所有) 割合 (%)	役員の 兼任等	事業上の関係	・ 取引の内 容	(百万円)	科目	(百万 円)
親会	(株)大和証 券グルー	東京都千代田	247,397	証券持株会社	被所有	あり	経営管理	資金の貸 付	19,000	関係会 社短期 貸付金	24,900
12	プ本社	I Z		X L X X X X X X X X	100.0		ų.	利息の受 取(注)	0	受取利息関係 会社	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	会社等の		資本金また	事業	議決権等 の所有	関係	内容	取引の内	取引金額		期末残高
属性	名称	住所	は出資金 (百万円)	の内容	(被所有) 割合 (%)	役員の 兼任等	事業上の関係	容	(百万円)	科目	(百万円)
親会	㈱大和証 券グルー	東京都千代田	247,397	証券持株会社	被所有	あり	経営管理	資金の貸 付	17,100	関係会 社短期 貸付金	22,100
TL.	プ本社	K K		業	100.0		生	利息の受 取(注)	0	受取利息関係 会社	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

(イ)財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
----	------------	-----	-----------------------	-----------	-------------------------------	---------------	-------	------------	----	---------------	--

子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,900	-	-	
-----	--	-----------	-----	---------	---------------	------	-------------	-------	---	---	--

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及び MASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額 に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore		金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	2,112	•	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及び MASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額 に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(ウ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内 容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券 (株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信 託受益証券 の募集販売 本社ビルの 管理	証券投資信 託の代行手 数料(注 2) 不動産の 賃借料 (注3)	15,348	未払手数 料 長期差入 保証金	3,028
同一の 親会社 をもつ 会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフト ウェアの 開発・保 守	ソフト ウェアの 購入・保 守(注4)	1,065	未払費用	91

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託 報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委 託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定して おります。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内 容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券 (株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信 託受益証券 の募集販売 本社ビルの 管理	証券投資 信託の代 行手数料 (注2) 不動産の 賃借料 (注3)	13,072	未払手数 料 長期差入 保証金	2,663 1,054
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフト ウェアの 開発・保 守	ソフト ウェアの 購入・保 守 (注4)	883	未払費用	81

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託 報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委 託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。
- (注4) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定して おります。

2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年 (自 2021年4 至 2022年3	月1日	当事業 (自 2022年 至 2023年	4月1日
1 株当たり純資産額	16,078.50円	1 株当たり純資産額	14,983.42円
1 株当たり当期純利益	4,883.43円	1 株当たり当期純利益	3,955.35円

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益(百万円)	12,738	10,317
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行 為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれが ないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で 定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項 提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に 該当する事実はありません。
- b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (2022年03月末日現在)	事業の内容	備考
受託会社	三井住友信託銀行株式 会社	342,037百万円	(注6)	
再信託受託会 社	株式会社日本カスト ディ銀行	51,000百万円	(注6)	
販売会社	大和証券株式会社	100,000百万円	(注1)	

- (注1)金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
- (注2) 主として中小企業向け融資業を営んでいます。
- (注3)銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
- (注4)全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需 給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。
- (注5)協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。
- (注6)銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託 業務を営んでいます。
- (注7)信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。
- (注8)保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。
- (注9)保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
- (注10)全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
- (注11)労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。
- (注12)農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

再信託受託会社は、受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部(信託財産の管理等)を行ない ます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部 解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

(提出年月日) (書類名)

2022年8月2日 有価証券報告書、有価証券届出書

2023年2月2日 半期報告書、有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

2023年 5 月26日

大和アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 間瀬 友未

業務執行社員

公認会計工 间溉 及木

指定有限責任社員

公認会計士 深井 康治

業務執行社員

監查意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその 監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要 な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実 性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい るが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並 びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているそ の他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

EDINET提出書類 大和アセットマネジメント株式会社(E06748) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

以 上

- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月23日

大和アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

秋山 範之

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

竹内 知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCスマート・アロケーション・Dガードの2022年5月10日から2023年5月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DCスマート・アロケーション・Dガードの2023年5月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法 人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどう

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるか どうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合に は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。